

氷 見 市

環境基本計画

令和3年度 ▶ 令和13年度

人・自然が循環共生する 環境にやさしいまち氷見

氷 見 市

令和3年3月





はじめに

私たちのまち氷見市は、能登半島国定公園に指定された海岸や海越しの立山連峰、日本の棚田百選にも選定された長坂の棚田といった、さまざまな自然環境や美しい景色が暮らしに溶け込んだ魅力あふれるまちです。これらの環境を次世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの使命でもあります。

本市では、「氷見市住みよい環境づくり条例（平成17年3月制定）」に基づき、平成25年3月には環境施策の指針となる「氷見市環境基本計画」を策定し、市内の環境保全や創造に関わる施策を推進してきました。

本市においては、人口減少や少子高齢化が進行する中、地域における担い手や後継者不足による自然環境への影響が懸念されるほか、地球温暖化をはじめとする気候危機による災害の頻発化・激甚化など様々な環境問題が深刻さを増しています。

また、国際社会においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」等が国連で採択されたことを機に、地球温暖化への取組みが加速化するとともに、我が国においても「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とする、脱炭素社会の実現に向けた明確な目標が改めて掲げられたところであります。このため、本市においてもSDGsの考え方にに基づきながら地球温暖化対策を着実に推進するべく、エネルギーの地産地消等の施策に取り組む等して「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すこととしています。

こうした本市を取り巻く社会経済情勢の変化やこれまでの取組みを踏まえ、この度市では目指すべき環境像に「人・自然が循環共生する 環境にやさしいまち氷見」を掲げた新たな環境基本計画を策定いたしました。今後は、この計画に基づきながら、環境と社会経済活動が調和したまちづくりに取り組んで参りますので、市民の皆様におかれましては、計画の趣旨をご理解いただくとともに、一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました氷見市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました全ての方々に厚くお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

氷見市長 林 正之

目 次

C O N T E N T S

序論 計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の期間・目標年度	3
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の担い手	3
第5節 計画の対象範囲	4
第6節 本計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関連性	5
第7節 計画の構成	7

計画編 計画の目標と施策の展開

第1節 基本理念	8
第2節 本市が目指す環境像	8
第3節 基本目標の設定	9
第4節 施策の展開(取組みの方向性)	10

分野目標Ⅰ:健康・安全

1. 大気環境の保全	13
2. 水環境の保全	15
3. その他生活環境の保全	19

分野目標Ⅱ:低炭素・資源循環

1. 低炭素型まちづくりの推進	23
2. 3R・適正処理の推進	30

分野目標Ⅲ:自然共生

1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上	34
2. 野生生物との共生	39
3. 自然災害への適応力(レジリエンス)の強化	43

分野目標Ⅳ:快適・心の豊かさ

1. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進	47
2. 特色ある景観・文化の保全・創造	54

推進機軸：人・しくみづくり

1. 環境を守り育てる人材の育成	59
2. 環境を守り育てる協働・連携体制の整備	63
3. 環境と産業の好循環の推進	67
第5節 リーディングプロジェクト	71

行動編 市民・事業者の環境行動指針

第1節 市民の環境行動指針	76
第2節 事業者の環境行動指針	83

推進編 計画を推進するためのしくみ

第1節 計画の推進体制	89
第2節 計画の進行管理	91
第3節 環境指標の設定【再掲】	91

資料編

・氷見市住みよい環境づくり条例	96
・計画の策定体制	104
・氷見市環境審議会の答申文	105
・【分野目標Ⅰ】健康・安全に関する環境監視項目(数値管理項目)	106
・用語解説	110

序論 計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的

氷見市（以下「本市」という。）は、富山県最西部にあり、能登半島の基部に位置しています。市内の東側に伸びる約20kmの海岸線一帯は能登半島国定公園に指定され、白砂青松の松田江の長浜から断崖の連なる灘浦海岸までの変化に富んだ海岸美、そこから望む立山連峰に代表される美しい景観を楽しむため、県内外から毎年多くの観光客が訪れています。また、南・西・北側にある三方の山並みを水源とした複数の河川や田園・里山風景も形成されており、地場の農産物や新鮮な海産物にも恵まれています。

このような海・川・里・森の自然環境に恵まれた本市においても、利便性・快適性を追求したライフスタイルや社会経済活動の拡大、少子・超高齢社会（若年・生産年齢人口の減少）、地域的な人口の偏在等が進行しており、自動車が不可欠な拡散型のまち構造の拡大や中心市街地の空洞化、空き家の増加、農林水産業の担い手不足に伴う森林・農地・海辺の公益的機能の低下といった環境問題に直面しています。

国内外の社会情勢をみると、平成23年3月に発生した東日本大震災は、国のエネルギー政策を「省エネルギーの推進と地域分散型の再生可能エネルギーの利用促進」へ転換させる契機となりました。一方、世界では人口や社会経済が増大し続けており、これに起因する世界的規模での天然資源・エネルギー・水・食糧不足や地球温暖化による気候変動等の環境問題は、今後の社会経済活動に深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。このような社会・経済にも関連する複雑かつ複合的な環境問題を解決し、環境・経済・社会を統合的に推進する持続可能な社会の実現に向けて、国連サミットでは「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では「パリ協定」の採択・発効が行われており、このような潮流は、今後さらに加速化していくものと考えられます。

また、国では、このような社会情勢の変化を受け、地域が目指す持続可能な社会の姿として、「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」の創造を目指しています。

本市では、このような国内外の情勢を受け、特にエネルギー分野の環境施策に注力しており、令和元年度には国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用して市施設（13施設）の省エネ化と再生可能エネルギーの活用を合わせて行う実証試験を開始する一方、令和2年10月には地域エネルギー会社「氷見ふるさとエネルギー株式会社（市・北陸電力株式会社・市内民間団体等の共同出資）」を設立して地域内のエネルギーの地産地消を推進しています。このような先進的な施策にも積極的にチャレンジしていくことで、持続可能なゼロカーボンシティを目指すとともに、本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、氷見市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

図. 国内外の社会情勢、本市の環境や社会構造の変化

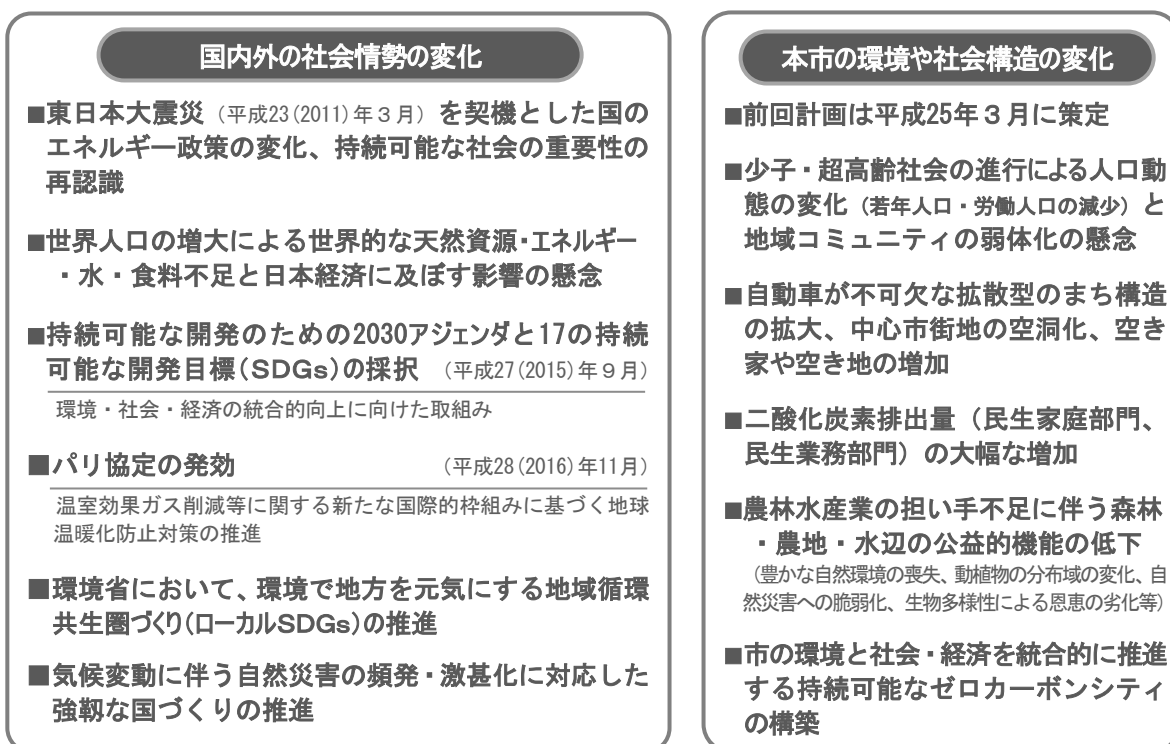
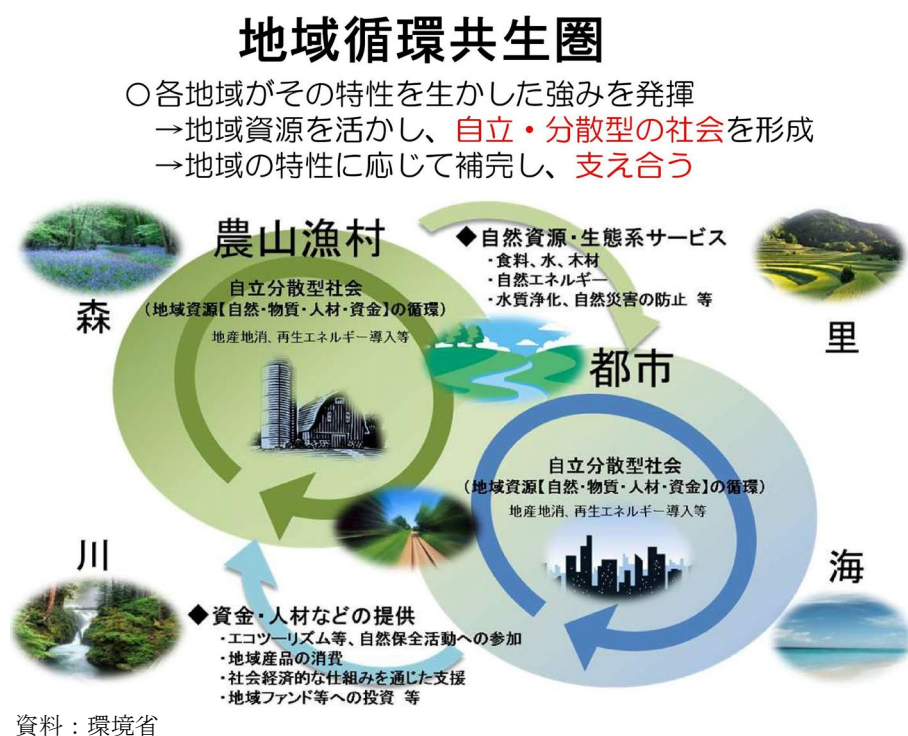


図. 地域循環共生圏の概念



第2節 計画の期間・目標年度

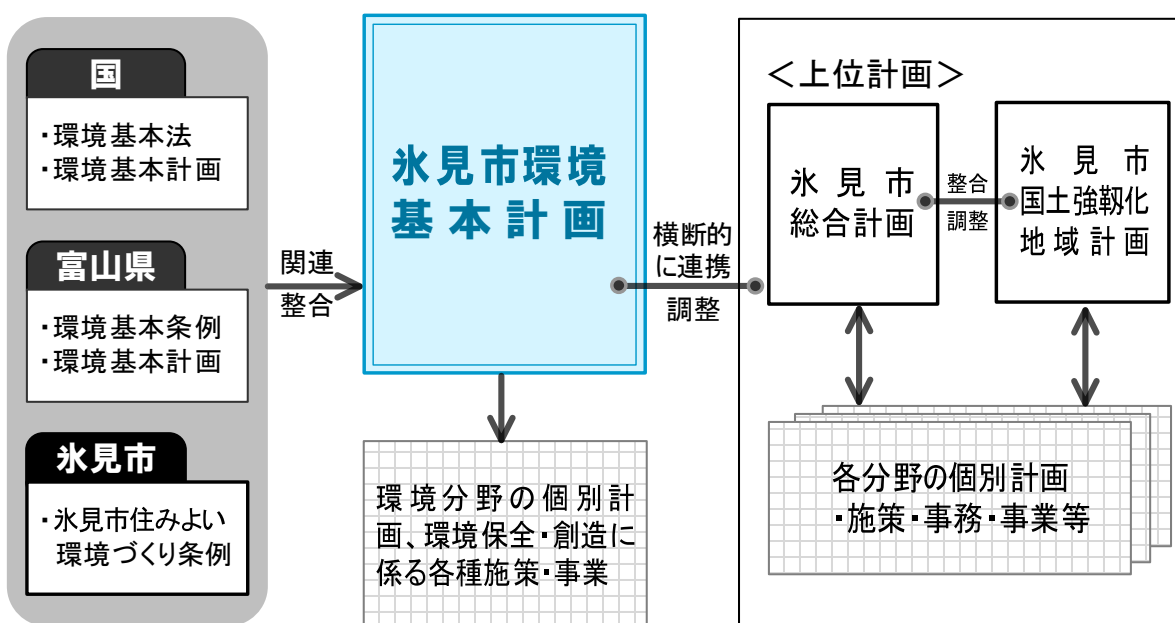
- 本計画の計画期間を令和3(2021)年度から令和13(2031)年度までとします。
- 目標年度を令和13(2031)年度、中間目標年度を令和8(2026)年度に設定します。
- 国内外の社会情勢の変化や科学技術の進展、本市における環境や社会構造等に大きな変化が生じた場合は、計画の実効性を高めるため、必要に応じて計画を見直します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「氷見市住みよい環境づくり条例」第13条に位置づけられる計画として、総合計画が目指す都市像や基本方針を環境面から着実に実現するための役割を担う計画になります。

このため、氷見市役所（以下「市」という。）が事務・事業等を立案・実施する際には、本計画の趣旨を尊重して、連携・調整する必要があります。また、施策や事業計画の立案・策定段階から、環境の保全や創造に対する配慮が求められます。

図. 本計画の位置づけ



第4節 計画の担い手

本計画は、本市において、生活や事業を営む全ての人の計画となります。

このため、計画の担い手は、市だけでなく、市民・事業者等の全ての人が対象であり、それぞれが役割を担う必要があります。

第5節 計画の対象範囲

1. 対象とする地域の範囲

本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とします。

なお、大気や水、地球環境問題といった、流域あるいは広域で対応することが望ましい課題や取り組みについては、関連団体や一部事務組合、近隣自治体、富山県（以下「県」という。）、国と協調・連携し、適切な対応を図っていくものとします。

2. 対象とする環境の範囲

「環境」という言葉は、さまざまな言葉と組み合わせて用いられており、その用途も多岐にわたっています。

本計画が対象とする環境の範囲は、「氷見市住みよい環境づくり条例」の基本理念や基本方針を踏まえ、日常生活の身近なところから地球レベルの拡がりまでを幅広くとらえるものとし、次の5つの視点で設定するものとします。

生活環境

日常生活において、人の健康や安全な暮らしにつながる環境を対象とします。

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水・土壌汚染、有害化学物質等

地球環境

地球的視野での取り組みが必要となる環境を対象とします。

温室効果ガスの抑制（地球温暖化防止）、エネルギー、天然資源、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）及び適正処理、地球環境保全に関する国際協力等

自然環境

自然の保護・保全につながる環境を対象とします。

森林・農地・水辺の公益的機能、生物多様性、野生生物、自然災害、自然とのふれあい、自然保護・育成活動等

都市環境

快適な暮らしや心の豊かさにつながる環境を対象とします。

身近な緑化、美化対策、交通環境・まちづくり、特色ある景観、歴史的・文化的遺産、郷土意識等

人を育む環境

環境の保全や創造の推進のため、それを担う人やしくみを育む環境を対象とします。

環境情報、環境教育・環境学習、人材・団体の育成、自発的行動、協働・連携・交流体制、環境と産業の好循環等

第6節 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関連性

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015(平成27)年9月25日にニューヨーク国連本部で開催された国連サミットにおいて、全会一致で採択されました。

その中核となる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、先進国・途上国の全ての国を対象とし、環境・社会・経済の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。これらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030（令和12）年までに達成することを目標として定められたものです。

また、国（環境省）では、SDGsの17のゴールのうち、少なくとも13ゴールは環境に直接的に関連するものであり、残り4ゴールも間接的ではありますが環境に関連するとしています。

このようにSDGsの17ゴールは、その全てが大なり小なり環境に関連することから、本計画においても、SDGsの考え方を取り入れ、環境と密接に関連する社会や経済の総合的向上による持続可能なまちづくりを目指すものとします。

図. SDGsで定めた17ゴールのロゴマーク



資料：国連連合広報センター

【SDGsの17ゴール】

※青文字は、国（環境省）において、少なくとも直接的に環境に関連しているとした13のゴールのキーワード

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

第7節 計画の構成

本計画の構成を次のとおり定めます。

序論

計画の基本的な考え方

本計画のあらましを示します。

▶ 本計画のあらまし

計画の目的、計画の期間・目標年度、計画の位置づけ、計画の担い手、計画の対象範囲、本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関連性、計画の構成を示します。

計画編

計画の目標と施策の展開

本市が目指す基本理念・環境像・基本目標を定め、施策の大綱を示します。

施策の大綱は、環境要素別の基本方針毎に整理し、施策間の合理性や効率性を考慮し、部署間の連携にも留意します。

各種施策から、特に先導的で、重要度が高く、かつ波及的効果が期待できるものを横断的に抽出し、「リーディングプロジェクト」として位置づけます。

▶ 市が目指す環境像

計画の全体的な流れとなる基本理念・環境像・基本目標を定めます。

▶ 市が取り組もうとしている施策

- ・施策の大綱を体系化します。
- ・環境要素別の基本方針毎に、①現況と課題、②環境施策の方向性展開、③環境指標を示します。
- ・「②環境施策の方向性」から、特に先導的で重要度が高く、かつ波及的効果が期待できるものを「リーディングプロジェクト」（計画全体を進める上での核となり、先導的な役割を果たすもの）として位置づけます。

行動編

市民・事業者等の環境行動指針

計画を推進するには、市（行政）の取り組みだけでなく、本市に関わる全ての人の自主的な取り組みが不可欠となります。

ここでは、日常生活や事業活動の中で望まれる環境配慮の行動を例示します。

▶ 市民・事業者等に望まれる取り組み

日常生活や事業活動の中で望まれる環境行動指針と、その指針に沿った行動を具体的に例示します。

推進編

計画を推進するためのしくみ

計画の実効性を高めるための推進体制や進行管理方法、環境指標を定めます。

▶ 本計画の進め方

本計画を着実に実施し、評価するためのしくみとして、計画の推進体制や進行管理、環境指標を示します。

計画編 計画の目標と施策の展開

第1節 基本理念

本計画の基本理念は、「氷見市住みよい環境づくり条例」の基本理念から特に重要となるキーワードを抽出し、次のとおり定めるものとします。

- ・将来にわたり、快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受できるよう、健全な経済発展を図りながら、持続できるまちを構築する。
- ・全ての人が公平な役割のもとで、環境の保全や創造に関する行動を自主的かつ積極的に行うまちを構築する。
- ・本市の特性を活かしながら、地球環境保全に積極的に取り組むまちを構築する。

第2節 本市が目指す環境像

環境像は、本計画の計画期間が終了した後においても継続的にその実現を目指す、長期的な未来を見据えた目標となります。

市では、本市の特色ある自然や地域資源を活かしながら、環境と社会経済を統合的に推進する持続可能なゼロカーボンシティを目指しています。

この目標を達成するために、長期的な未来を見据えて、環境像を次のとおり定めます。

人・自然が循環共生する 環境にやさしいまち氷見

国では、持続可能な社会を実現するため、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏の形成（P.2参照）」を進めています。

本市においても、各地域資源（強み）を活かして地域毎に異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しながらも、それぞれが共生し、より広域的なネットワーク（森・里・川・海等による自然的なつながり）や経済的なつながり（人や資金等）による価値の連鎖を生み出すことで、本市の環境と社会経済を統合的に推進する持続可能なゼロカーボンシティを目指すものです。

第3節 基本目標の設定

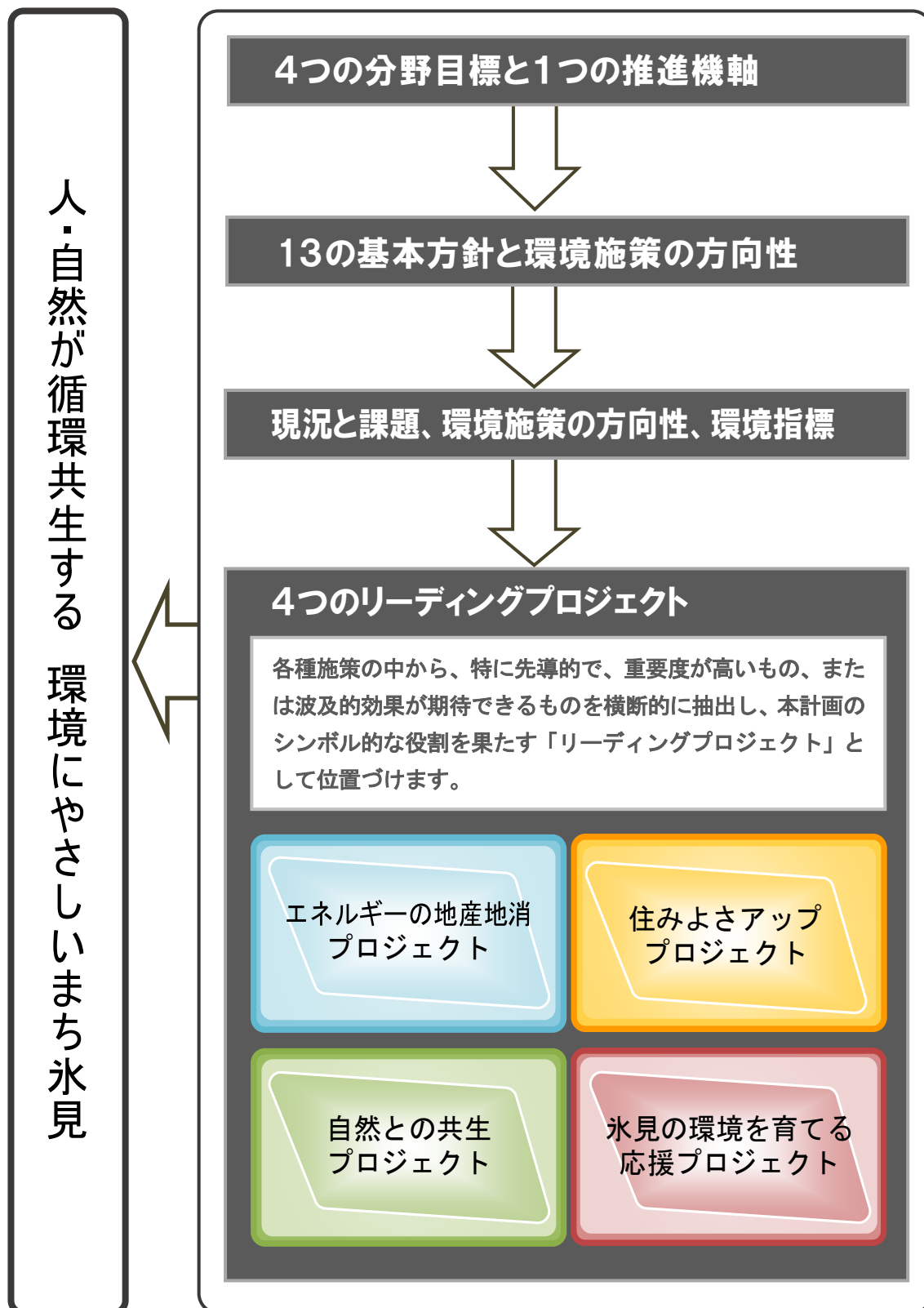
序論の第5節で示したとおり、本計画が対象とする環境の範囲は「生活環境」「地球環境」「自然環境」「都市環境」「人を育む環境」としています。

本節では、この対象範囲、並びに国の「第5次環境基本計画」の方向性も踏まえ、本市の「環境像」を実現するための長期的な基本目標として、次の4つの分野別目標と1つの推進機軸を定めます。

基 本 目 標			方 向 性
生活環境	分野別目標Ⅰ	本市の環境の ^{いしずえ} 礎として、市民の「健康・安全」を守ります	大気汚染や水質汚濁といった公害から人の健康や生活を守ることは、環境行政の原点（土台）です。 この原点を確かなものにする環境施策が必要です。
地球環境	分野別目標Ⅱ	本市の持続可能な未来を築くため、「低炭素・資源循環」都市を目指します	今日の地球的規模の環境問題として、「地球温暖化の危機」「資源浪費の危機」「生態系の危機」の3つの危機に直面しています。 これらの問題解決の視点として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現が求められます。
自然環境	分野別目標Ⅲ	本市の自然環境を未来へ引き継ぐため、「自然共生」都市を目指します	これらの3つの社会は、それぞれが独立したものでなく、密接に関係しているものも少なくありません。このため、これら3つの社会が実現する未来に向け、社会のしくみや生活のあり方を変えていく必要があります。
都市環境	分野別目標Ⅳ	本市の魅力向上のため、「快適・心の豊かさ」のある暮らしを目指します	快適で安らぎのある生活空間、特色豊かな景観や歴史的文化的資産は、他にはない「氷見市らしさ」という持ち味を創り出すことにつながります。
人を育む環境	推進機軸	4つの分野別目標の機軸となる「人・しくみづくり」を推進します	上記4つの分野別目標の実現には、共通する推進機軸として、自発的に環境配慮行動に取り組む人・しくみづくりが重要です。

第4節 施策の展開（取組みの方向性）

環境像や基本目標の達成を目指すため、13の環境要素別の基本方針を掲げた上で環境施策の方向性を体系化します。



人・自然が循環共生する

環境にやさしいまち氷見



分野目標Ⅰ 健康・安全

1. 大気環境の保全 P.13

- 1-(1) 大気環境の監視
- 1-(2) 大気汚染・悪臭対策の推進

2. 水環境の保全 P.15

- 2-(1) 水質環境の監視
- 2-(2) 水質汚濁対策の推進
- 2-(3) 地下水・地盤環境の保全
- 2-(4) 水資源の保全・活用

3. その他生活環境の保全 P.19

- 3-(1) その他生活環境の監視
- 3-(2) 騒音・振動対策の推進
- 3-(3) 有害化学物質対策の推進
- 3-(4) 健康で安全な生活環境づくりの推進

分野目標Ⅲ 自然共生

1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上 P.34

- 1-(1) 森林・林地の保全・活用
- 1-(2) 農地の保全・活用
- 1-(3) 沿岸海域の保全・活用
- 1-(4) 水辺の保全・活用

2. 野生生物との共生 P.39

- 2-(1) 生物多様性の保全
- 2-(2) 自然とのふれあいの場の整備
- 2-(3) 有害鳥獣・特定外来生物の管理

3. 自然災害への適応力（レジリエンス）の強化 P.43

- 3-(1) 社会インフラの強靱化
- 3-(2) 防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援

分野目標Ⅱ 低炭素・資源循環

1. 低炭素型まちづくりの推進 P.23

- 1-(1) ゼロカーボンシティの取組みの推進
- 1-(2) 省エネルギー化の推進
- 1-(3) 再生可能エネルギーの地産地消の推進
- 1-(4) 温室効果ガスの吸収源対策の推進
- 1-(5) 市による率先的な地球温暖化対策の推進

2. 3R・適正処理の推進 P.30

- 2-(1) ごみの減量化の推進
- 2-(2) リサイクルの推進
- 2-(3) 適正処理の推進
- 2-(4) 災害廃棄物処理体制の整備

分野目標Ⅳ 快適・心の豊かさ

1. 快適でうれしいまちづくりの推進 P.47

- 1-(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進
- 1-(2) 美しく清潔なまちづくりの推進
- 1-(3) 快適に移動できるまちづくりの推進
- 1-(4) まちなかの賑わいの創出
- 1-(5) 空き家・空き地等対策の推進

2. 特色ある景観・文化の保全・創造 P.54

- 2-(1) 魅力的な景観の保全・創造
- 2-(2) 歴史的・文化的遺産の保全・活用
- 2-(3) 郷土意識の醸成
- 2-(4) 食育・地産地消の推進

13の基本方針と環境施策の方向性

推進機軸

人・しくみづくり 【すべての目標の推進機軸】

1. 環境を守り育てる人材の育成 P.59

1-（1）環境情報の共有化

1-（2）環境教育・環境学習の機会提供・支援

1-（3）核となる人材や団体の把握・育成

3. 環境と産業の好循環の推進 P.67

3-（1）地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興

3-（2）自然・文化資源を活かした観光の振興

3-（3）カーボンニュートラル産業の振興

2. 環境を守り育てる協働・連携体制の整備 P.63

2-（1）市民等の自発的な活動の促進

2-（2）市民等の参画・協働の促進

2-（3）広域的な連携・交流体制の整備

リーディングプロジェクト

【プロジェクト名】	【環境施策の方向性】	【参照頁】
エネルギーの地産地消プロジェクト	省エネルギー化、再生可能エネルギーの地産地消、農林水産業の育成・振興、カーボンニュートラル産業の振興	P. 72
自然との共生プロジェクト	温室効果ガスの吸収源対策、森林・林地の保全・活用、沿岸海域の保全・活用、有害鳥獣・特定外来生物の管理、社会インフラの強靱化、防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援	P. 73
住みよさアッププロジェクト	ゼロカーボンシティの取組み、美しく清潔なまちづくり、快適に移動できるまちづくり、まちなかの賑わいの創出	P. 74
氷見の環境を育てる応援プロジェクト	環境情報の共有化、市民等の自発的な活動、地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興、自然・文化資源を活かした観光の振興、カーボンニュートラル産業の振興	P. 75



① **リーディングプロジェクト**とは、計画全体を進める上での核となり、先導的な役割を果たす事業として、分野環境施策を横断的に抽出したものです。

②「環境施策の方向性」の番号が強調（反転）されているものは、『リーディングプロジェクト』として、事業の一部または全部を選定していることを示します。（例：1-（1）、1-（2）等）

澄んだ空・きれいな空気を守ります



人為的な大気汚染は、石油等の化石燃料の使用が主な要因となって引き起こされています。大気汚染が進行すると、人の健康や生活環境のみならず、自然環境や建物等にも重大な悪影響を及ぼすことがあります。

このような大気汚染を未然に防止し、大気の循環を健全な状態で維持するため、今後とも総合的かつ継続的に大気汚染防止対策を実施する必要があります。

現況と課題

(1) 大気環境の監視

市内の大気環境の状況を常時監視するため、市では県と連携して一般環境観測局（氷見局）を設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度を連続測定しています。

氷見局の濃度と環境基準の適合状況（過去10年間：H22～R1^{※1}）をみると、二酸化硫黄^{※2}、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質^{※3}は全ての年で環境基準に適合しており、良好な状況を維持していました。

このように市内の大気環境を経年的に把握することは、大気汚染対策等を適切に講じる上で重要な情報源となることから、今後も継続的に監視していくことが求められます。

(2) 大気汚染・悪臭対策の推進

市民アンケート調査^{※4}で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「空気のきれいさ」では約9割（市民85%、中学93%、小学89%）、「空気のにおいの少なさ」では約7～8割（市民78%、中学80%、小学73%）が満足と回答していました。また、市に寄せられた年間公害苦情件数^{※5}（過去5年間：H27～R1）では、大気関係は0～1件、悪臭関係は1～6件となり、市民アンケート調査の満足度と相関がみられています。

大気汚染や悪臭の主な発生源として、事業活動（工場・事業場等）に伴う煙やにおい、野焼きによる煙やにおい、自動車走行に伴う排ガス、農薬や肥料の散布、家畜ふん尿によるもの等が挙げられ、その発生源は広範かつ多岐にわたっています。

このため、市では県等と連携しつつ、発生要因毎に各種公害防止法令に基づく対応や防止対策の啓発・指導等を適切に行い、良好な大気環境を継続的に保全していく必要があります。

※1 資料：「大気汚染の現況 身近な公害の現況（騒音・振動・悪臭）（平成23年度版（平成22年度の実績）～令和2年度版（令和元年度の実績）」富山県

※2 二酸化硫黄は、「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づいて令和元年度に常時観測を終了した。

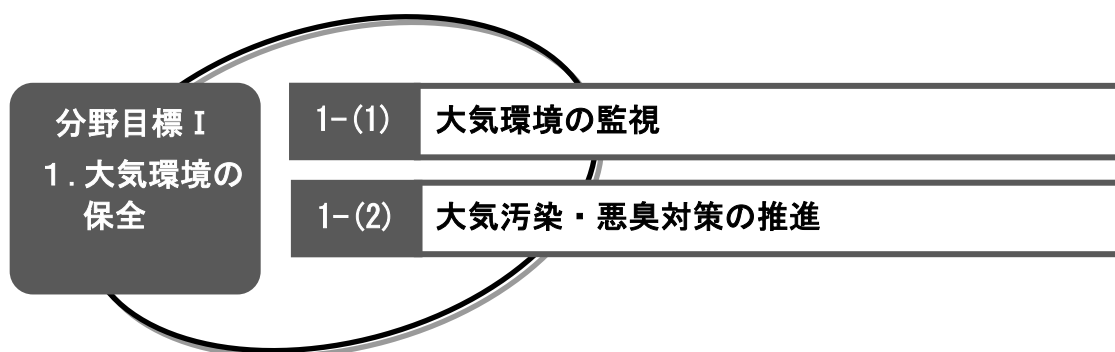
※3 微小粒子状物質は、平成27年度から常時観測を開始した。

※4 市民（16歳以上）、事業者、子ども（小学6年生、中学3年生）を対象者として、令和2年6～7月に行った「氷見市快適な環境づくりに関するアンケート調査」の集計結果によるもの。なお、満足の回答割合は、「満足」または「やや満足」と回答した割合の合計値とした。（以下、同様）

※5 資料：「氷見市の環境 ― 環境の状況及び施策に関する年次報告 ― 令和元年版」氷見市（以下、同様）

環境施策の方向性

市内の大気環境を監視するとともに、大気環境の汚染発生源毎の対策を適切に実施することで、大気環境を保全します。



(1) 大気環境の監視

- 県と連携し、一般環境観測局（氷見局）で、市内の大気環境を常時監視します。

(2) 大気汚染・悪臭対策の推進

- 県と連携し、工場や事業場に対して、大気汚染防止法や富山県公害防止条例に基づく大気汚染の監視や指導を行います。
- 県と連携し、工場や事業場に対し、悪臭防止法や富山県公害防止条例、家畜排せつ物法等に基づく悪臭の監視や指導を行います。
- 消防署や警察署と連携し、廃棄物の野外焼却禁止を普及啓発し、違反者への指導を行います。
- 自動車運転者によるエコドライブの促進に向け、普及啓発を推進します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
年間公害苦情件数(大気汚染関係)	件	1[R1]	0
年間公害苦情件数(悪臭関係)	件	1[R1]	0

備考) 【環境施策の方向性】の各施策(事業)の前にある記号のうち、「○」は一般施策、「●」は重点施策であることを示す。(以下、同様)

清らかな水資源を守ります



水は、大気・地表・地下・海を地球的規模で循環しており、全ての生物の命を育むと同時に、私たちの暮らしや事業活動にとっても不可欠な役割を果たすものです。

河川や海には、水の汚れをきれいにする自浄作用があります。しかしながら、自浄作用の能力を超える汚濁物質が流れ込むと、水は汚染され、人の健康や生活環境のみならず、自然や生態系にも深刻な悪影響を及ぼすことがあります。

私たちは川や海を身近に感じながら暮らしており、このような恵み豊かな水環境をいつまでも健全に循環させるため、今後も総合的かつ継続的に水質汚濁対策を実施する必要があります。

現況と課題

(1) 水質環境の監視

市内の水環境の状況を監視するため、市では県と連携して公共用水域^{※1}（河川5地点、海域2地点）や地下水（概況調査、継続監視調査^{※2}）の水質を定期的に測定しています。各地点の水質と環境基準の適合状況（過去5年間：H27～R1^{※3}）をみると、地下水の概況調査の一部（砒素）でわずかに環境基準を超過した他は、全ての地点・年度で環境基準に適合しており、良好な状況を維持していました。

このように市内の水環境（水質）を経年的に把握することは、水質汚染対策を適切に講じる上で重要な情報源となることから、今後も継続的に監視していくことが求められます。

(2) 水質汚濁対策の推進

市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「川や池、海等の水辺のきれいさ」では約5割（市民50%、中学49%、小学50%）が満足する一方、約1～2割（市民14%、中学20%、小学22%）が不満と回答しており、生活環境（健康・安全）分野の中では、満足度が低い傾向がみられました。

不満を感じる理由として、「河川や池、海等の周辺がごみ等で汚れている（市民・複数回答83%）」や「水に親しむ環境が整備されていない（同46%）」の回答割合が多く、水質汚濁に直接つながる理由〔生活排水（同19%）、農業排水（同6%）、工場・事業場排水（同2%）〕は少ない傾向がみられました。また、市に寄せられた年間公害苦情件数（過去5年間：H27～R1）の水質関係は1～6件ですが、このうち令和元年度は1件に減少していることから、市内の水質汚濁対策は一定の成果を上げてきていることがうかがえます。

但し、生活排水については、不満を感じる理由（同19%）として挙げられていることに加え、「住まい周辺の汚水処理の良さ（側溝や水路に生活排水が流れていない等）」の満足度

が約7割（市民66%）と若干低いことや、汚水処理人口普及率^{※4}（H30:91.7%）が県平均（同96.8%）に比べて若干低いことから、地域特性に合わせた汚水排水処理事業を今後も進めていく必要があります。

また、県等と連携しつつ、発生要因毎に各種公害防止法令に基づく対応や水質汚濁対策の啓発・指導等を適切に行い、良好な水環境を継続的に保全していく必要があります。

（3）地下水・地盤環境の保全

市内の地下水の水源保全や地盤沈下の状況を監視するため、県と連携して市内2ヶ所^{※5}の観測井戸で地下水位を定期的に観測しています。

地下水位（過去5年間：H27～R1^{※6}）は、冬季の融雪水設備の利用等によって、冬季から夏季の間で一時的な地下水位の低下を起こす場合があるものの、年間を通しておおむね横ばいで推移しています。

地下水の過剰な採取や土地利用の変化に伴う涵養量^{※7}の減少等によって、地下水位の低下や地下水の塩水化といった地下水障害が懸念されることから、今後も県等と連携しつつ、地下水位を監視しながら、「富山県地下水の採取に関する条例（昭和51年3月施行）」に基づく地下水の水源保全や地盤沈下防止対策を講じていく必要があります。

（4）水資源の保全・活用

健全な水資源を保全・活用していくためには、森林・里山・河川・農地・まち等での涵養機能の維持や向上を図っていくことが求められます。特に水源となる森林や農地の保全は重要になりますが、後継者不足に伴って、荒廃林や耕作放棄地（遊休農地を含む。）が増加しており、森林や農地が持つ水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されています。このため、森林・農地の公益的機能の向上を図る対策と並行しながら、適切な対処が必要になります。

また、暮らしや事業活動に必要な不可欠な配水施設や基幹管路施設（配水本管・配水支管）の耐震化率は、全国平均や県平均に比べて低調であることから、各施設能力の適正化を図りつつ、計画的に耐震化や更新を進める等して、市民に切れ目なく安全安心な給水を行う必要があります。

※1 河川は阿尾川・余川川・上庄川・仏生寺川・仏生寺川（湊川）、海域は富山湾沿岸を対象としている。

※2 概況調査は市内の任意地域（毎年度測定場所が異なる）、継続監視調査は過去の調査で人為的原因による汚染と推定された地点において、それぞれ汚染の推移状況を確認するために行う調査である。

※3 資料：「水質汚濁の現況（平成27年度版（平成27年度実績）～令和2年度版（令和元年度の実績）」）富山県。なお、河川の水質はBOD（75%値）、海域の水質はCOD（75%値）を調査した。

※4 汚水処理人口普及率とは、行政区域内人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。なお、県平均値及び本市値は「富山県の下水道 令和2年3月 富山県」を用いた。

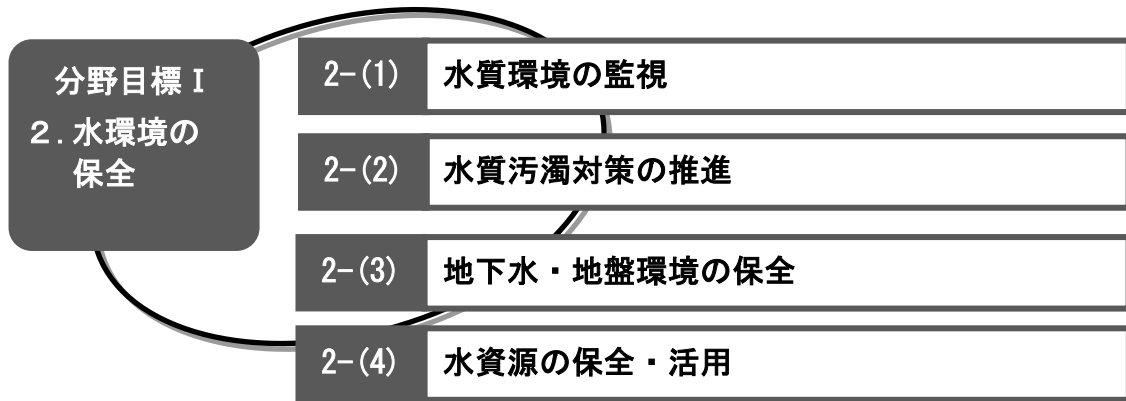
※5 地下水位は、朝日丘、柳田を対象としている。

※6 資料：「地下水の現況（平成27年度（平成27年度実績）～令和2年度版（令和元年度の実績）」）富山県

※7 雨水等が地下に浸透し、地層（帯水層）内に蓄えられている地下水量。

環境施策の方向性

市内の水環境を監視するとともに、水環境の汚濁発生源対策、地下水の水源保全対策、水資源対策を適切に実施することで、水環境を保全します。



(1) 水質環境の監視

- 県と連携し、公共用水域や地下水の水質調査を定期的に行い、経年的に監視します。
- 県と連携し、海水浴場の水質検査を定期的に行い、経年的に監視します。

(2) 水質汚濁対策の推進

- 県と連携し、工場や事業場に対して、水質汚濁防止法や富山県公害防止条例に基づく監視や指導を行います。
- 下水道整備地域における下水道の早期接続に係る啓発を行います。
- 下水道未整備地域における合併浄化槽の設置及び適正管理に係る啓発を行います。
- 水洗化資金貸付制度や浄化槽設置補助制度を啓発するとともに、下水道未接続家屋に対して接続を促すよう働きかけます。
- 県や氷見市農業協同組合（以下「JA氷見市」という。）と連携し、農薬や化学肥料等の適正使用や家畜ふん尿の適正処理に係る助言・指導を行います。

(3) 地下水・地盤環境の保全

- 県と連携し、「富山県地下水の採取に関する条例」に基づく合理的な利用を推進します。また、消雪設備利用者に対する適正利用・維持管理に係る啓発を行います。

(4) 水資源の保全・活用

- 水源地域の森林や保安林の保全・整備を推進します。
- 水源地の汚染や自然破壊を未然に防止するため、水源地域の監視・パトロールを継続します。
- 上下水道施設・管路等の計画的な更新・耐震化を促進します。
- 節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用を推進します。

環境指標

指 標	単位	現況	目標 [R13]
土壌汚染・地下水汚染の年間報告件数	件	0[R1]	現況値を維持する
汚水処理人口普及率	%	92.3[R1]	94
年間公害苦情件数（水質関係）	件	0[R1]	現況値を維持する

健やかで安らぎのある暮らしを守ります



現代社会には、空気や水以外にも人の健康や生活環境を損なう、さまざまな生活環境問題もあります。例えば、音は心を和ませることもあります。騒音トラブルの原因になることがあります。また、商店街では賑わいが求められたり、住宅地では静けさが求められたりするように、地域の実情に応じた対策が求められます。

一方、私たちの暮らしや事業活動には、さまざまな化学物質が用いられており、その恩恵を受けていますが、わずかな量でも長期間体に蓄積され、ガンや神経障害等を引き起こす恐れのある有害な化学物質も存在することから、これらの影響が生じないために適切な対策を講じる必要があります。

現況と課題

(1) その他生活環境の監視

① 騒音・振動

市では、市内の一般環境騒音、主要道路沿いの自動車騒音及び道路交通振動を定期的に測定しています。各調査地点の騒音レベル（R1^{*1}）をみると、一般環境騒音は昼間及び夜間とも全ての測定地点、自動車騒音は昼間及び夜間とも33%の測定地点で環境基準に適合していました。また、道路交通振動レベル（R1^{*1}）をみると、全ての測定地点で道路交通振動の要請限度に適合していました。

自動車騒音で環境基準を超過する地点が多いものの、一般環境騒音の環境基準や道路交通振動の要請限度を全ての地点で達成しており、概ね良好な状況を維持していました。

このように市内の騒音レベルや振動レベルを経年的に把握することは、騒音・振動対策を適切に講じる上で重要な情報源となることから、今後も継続的に監視していく必要があります。

② 有害物質等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する原子力発電所事故を受け、県では大気、降下物（雨・ちり）、上水道（蛇口水）等の放射線量や放射性物質量を連続的または定期的に測定しています。県内には環境放射線観測局（モニタリングポストやモニタリングステーション）が全15局ありますが、本市にはこのうち9局^{*2}が設置されています。また、県のホームページで公表している空間放射線量の測定結果によると、全局で異常は認められず、良好な状況を維持していました。

また、市内の有害物質の状況を監視するため、市では県と連携して、大気、水質（河川・海域・地下水）、底質（河川・海域）、土壌のダイオキシン類の濃度を定期的に測定しています。測定結果（過去5年間：H27～R1^{*3}）は、全ての年度・地点で環境基準に適合し

ており、良好な状況を維持していました。

このように市内の有害物質の濃度等を経年的に把握することは、有害物質対策を適切に講じる上で重要な情報源となることから、今後も継続的に監視していく必要があります。

(2) 騒音・振動対策の推進

市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「住まいや住まい周辺の静かさ」では7～8割強（市民74%、中学77%、小学85%）が満足と回答していました。また、市に寄せられた年間公害苦情件数（過去5年間：H27～R1）では、騒音関係は1～2件、振動関係は0件であったことから、住まい周辺では概ね良好な生活環境が保たれていることがうかがえます。

騒音や振動の主な発生源として、工場・事業場、建設作業現場、一般家庭、商業活動、自動車走行等に伴う騒音や振動が挙げられ、その発生源は多岐にわたります。

このため、市では県等と連携しつつ、発生要因毎に各種公害防止法令に基づく対応や防止対策の啓発・指導等を適切に行い、良好な生活環境を継続的に保全していく必要があります。

(3) 有害化学物質対策の推進

事業者による化学物質の自主的かつ適正な管理を促進するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法、平成11年7月制定）」に基づく特定化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）^{※4}が行われています。

市内における平成30年度の届出件数は20件、排出量・移動量は約74 tと報告^{※5}されており、県内15市町村中では届出件数が6番目、排出量・移動量が8番目に多い状況となっています。今後も引き続き、市内の有害化学物質の排出量・移動量の推移を見守る必要があります。

(4) 健康で安全な生活環境づくりの推進

安心して暮らし続けられるまち、住みよさで選ばれるまちとして、食や健康の安心・安全へのニーズに対し、的確に対処していくことは、今後さらに重要になると考えられます。

また、昨今の気候変動に起因した集中豪雨等に伴う浸水被害や土砂災害の激甚化、真夏日・猛暑日の増加に伴う熱中症、新型コロナウイルスに代表されるさまざまな感染症の健康被害が全国各地で発生していることから、これらの事象に関する情報収集を行うとともに、国や県等と連携しながら適切な対応や予防策等の普及啓発を推進していく必要があります。

^{※1} 資料：「氷見市の環境 ― 環境の状況及び施策に関する年次報告 ― 令和元年版」氷見市

^{※2} 市内全9局のうち、モニタリングポストは女良地域、宇波地域、懸札地域、余川地域、上庄地域、触坂地域、氷見地域に7局、モニタリングステーション（空間放射線量に合わせ、気象データも合わせて計測できる基地）は上余川地域、八代地域に2局ある。

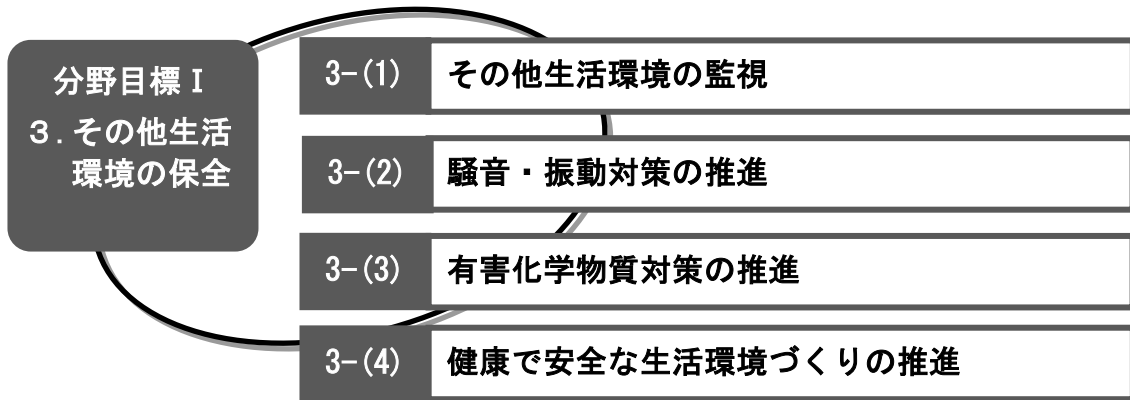
^{※3} 資料：富山県環境保全課のホームページ「ダイオキシン類環境調査結果及び測定計画（平成27年度調査結果～令和元年度調査結果）」

^{※4} 有害性のある多種多様な化学物質が環境中にどの程度排出されたか（排出量）、どの程度廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか（移動量）を把握・集計し、公表するしくみを制度化したもの。

^{※5} 資料：届出件数は「化学物質排出把握管理促進法に基づく排出量等の集計結果について（平成30年度実績）」富山県環境保全課、排出量・移動量は「PRTR制度に基づく届出データの公表について（平成30年度排出分）」経済産業省

環境施策の方向性

市内の生活環境（騒音や放射線量、有害化学物質等）を監視するとともに、健康で安全な生活環境に関する情報収集や対策等の普及啓発を適切に実施します。



(1) その他生活環境の監視

- 一般環境騒音や自動車騒音等を定期的に測定し、経年的に監視します。
- 県と連携し、ダイオキシン類濃度を定期的に測定し、経年的に監視します。
- 県と連携し、P R T R制度に基づく特定化学物質排出・移動量を経年的に監視します。
- 県と連携し、環境放射線観測局（モニタリングポストやモニタリングステーション）にて空間放射線量を経年的に監視します。
- 国や県から入手した空間放射線量に関する各種情報を適切に周知します。

(2) 騒音・振動対策の推進

- 県と連携し、工場や事業場に対して、騒音規制法や振動規制法、富山県公害防止条例に基づく騒音・振動の監視や指導を行います。
- 建設業者に対し、防音・防振対策（低騒音・低振動型の工法や建設機械の導入、防音シート、作業期間・時間帯等の制限）に係る協議や指導を行います。
- 近隣騒音トラブルの発生を抑制するため、周辺の生活環境に配慮を促す普及啓発を行います。

(3) 有害化学物質対策の推進

- 低農薬・有機農法等を普及啓発します。
- 県と連携し、排出事業者に対して、有害化学物質に関する各種法令に基づく監視や指導を行います。
- 人の健康や生態系への影響が明確にされていない有害化学物質のリスクに関する情報収集を行い、市民に分かりやすく情報提供します。

(4) 健康で安全な生活環境づくりの推進

○食の安心・安全に関する啓発を行います。

○感染症・熱中症・低体温症等の予防策や発症時の適切な対応等を啓発します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
年間公害苦情件数（騒音関係＋振動関係）	件	1[R1]	0

低炭素・資源循環

1. 低炭素型まちづくりの推進

地球温暖化防止に貢献するため、低炭素型まちづくりを推進します



私たちの便利で豊かな暮らしは、身近な環境だけでなく、地球温暖化にも影響を及ぼしています。地球温暖化は、気温が高くなる問題だけでなく、感染症の拡大や生態系の劣化、洪水、水不足、食糧危機等といった、私たち人類の生存基盤そのものを脅かしかねない、複雑かつ多様で解決が困難な問題を引き起こすことが指摘されています。

このような地球温暖化をはじめとする地球環境問題の原因が、私たちの暮らしのあり方に直結していることを理解し、まずは足元から見つめ直し、環境にやさしい行動を着実に進めていくことが求められます。

現況と課題

(1) ゼロカーボンシティの取組みの推進

低炭素型のまちづくりを推進する上で、温室効果ガスの9割以上を占めるとされる二酸化炭素排出量の現況を把握することは重要です。

国の温室効果ガス排出量の削減目標の基準年は、1990（平成2）年としています。

2017（平成29）年における本市の二酸化炭素排出量の総量は、基準年（1990年）比で2％の増加にとどまっていますが、部門別では民生家庭部門や民生業務部門の排出量が大幅に増加しており、これらの部門の排出量の削減が今後の課題となっています。

表. 本市の部門別二酸化炭素排出量（現況推計値）の推移

[単位: 千tCO₂/年]

項目		産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物分野 (一般廃棄物)	計
1990年 (H2) 【基準年】		145 (38%)	45 (12%)	78 (20%)	111 (29%)	4 (1%)	382 (100%)
2005年 (H17)		130 (31%)	61 (15%)	99 (24%)	122 (29%)	6 (2%)	417 (100%)
2010年 (H22)		144 (34%)	56 (13%)	103 (24%)	113 (27%)	6 (1%)	422 (100%)
2015年 (H27)		111 (28%)	67 (17%)	108 (27%)	101 (26%)	5 (1%)	393 (100%)
2016年 (H28)		114 (29%)	70 (18%)	104 (27%)	100 (26%)	4 (1%)	391 (100%)
2017年 (H29)		117 (30%)	64 (17%)	104 (27%)	98 (25%)	5 (1%)	388 (100%)
基準年 (1990年) に対する 増減割合	2005年	−10%	35%	27%	10%	65%	9%
	2010年	0%	26%	32%	2%	41%	10%
	2015年	−23%	51%	39%	−9%	28%	3%
	2016年	−22%	56%	34%	−10%	−7%	2%
	2017年	−19%	44%	34%	−12%	22%	2%

備考) 部門別二酸化炭素排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づいて、環境省が算出し、公表している『全市区町村の部門別二酸化炭素排出量（現況推計値）』を用いた。

なお、基準年（1990年）に対する増減割合は、環境省が公表している生データを用いて算定したため、表中の二酸化炭素排出量（四捨五入後の整数処理値）から算定した値と一致しない場合がある。

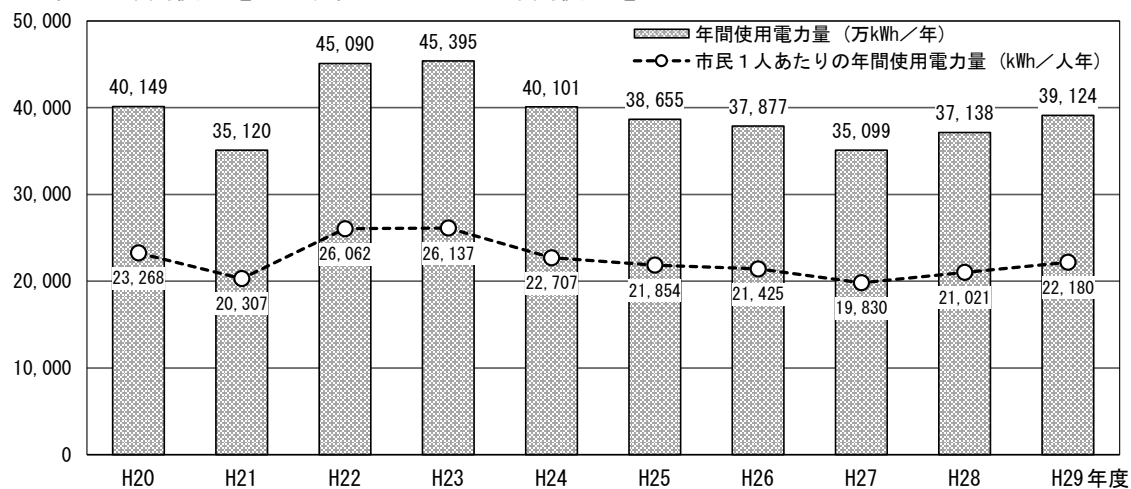
また、市内では、旧(中心)市街地における人口密度の低下や、郊外や幹線道路沿いに宅地開発や小売店が進出したこと等によって、生活圏が分散化し、暮らしに自動車が欠かせない状況が続いています。旧(中心)市街地の活性化や自動車対策は、二酸化炭素排出量の削減が期待できる上に、今後本格的に到来する超高齢社会に向けた対策とも重なる部分が多いことが特徴です。このため、「氷見市総合計画」や「氷見まちなかグランドデザイン」、「氷見市都市計画マスタープラン」に基づく土地利用の誘導対策を推進し、旧(中心)市街地では自動車の利用を少なくしても快適に暮らせるしくみを段階的に整備する一方、自動車が必要な地域では次世代自動車の普及促進を図る等して、計画的かつ総合的な観点から、低炭素型のまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 省エネルギー化(省エネ化)の推進

平成29年度における市内の年間使用電力量は39,124万kWh、市民1人あたりの年間使用電力量は22,180kWhとなっています。

使用電力量の経年推移は、両者ともに平成22、23年度に一旦増加しましたが、その後は概ね横ばいで推移しています。平成20年度から平成29年度までの10年間で、市内の年間使用電力量は約2.6%、市民1人あたりの年間使用電力量は約4.7%それぞれ減少しており、市域で省エネ化が進んでいることがうかがえます。

図. 市内の年間使用電力量、市民1人あたりの年間使用電力量



資料①：人口は、市民課（住民基本台帳 各年12月31日現在）

資料②：年間使用電力量は「北陸電力株式会社高岡支社（各年度末現在）」

なお、平成30年度以降の値は、電力全面自由化で公開されないため、掲載していない。

市民アンケート調査（市民対象）で「住宅での省エネ型設備機器等の設置状況」を設問したところ、設置済みの設備機器として回答割合が最も多かったはLED照明の49%、次いで高断熱仕様（外壁断熱・二重窓・真空ガラス等）の40%、省エネ型給湯器の29%となっており、省エネ型設備機器が住宅で普及しつつあることがうかがえます。

また、市では、国の「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、県内自治体としては初めて、平成30年4月からESCO事業により導入した省エネ設備の運用を市施設（4施設）※1において開始しました。この事業によって、省エネ化の推進や光熱水費の削減効果が期待されており、運用開始前に比べて年間光熱水費を約40%削減することに成功しています。

私たちの暮らしや事業活動に必要なエネルギーの大部分は、石油をはじめとする化石燃料に依存しています。これら化石燃料の消費を抑制する省エネ化の取組みは、二酸化炭素排出量（地球温暖化）の抑制にも直結することから、市域全体で省エネ意識の高揚を図るとともに、今後より一層望まれる省エネ型設備機器等の普及促進に向け、取組みを加速していくことが求められます。

(3) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

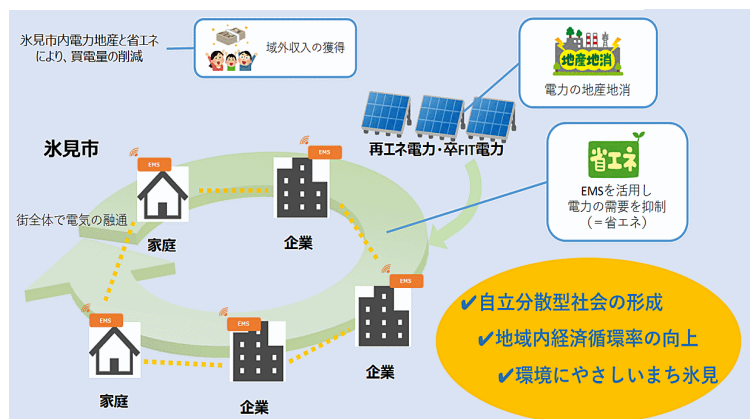
再生可能エネルギーは、発電時に二酸化炭素を排出しないことから、その導入・拡大は、地球温暖化防止対策として不可欠なものになっています。

市民アンケート調査で「太陽光発電システムの設置状況」を設問したところ、約1割（市民4%、事業者13%）が設置済みと回答する一方、約8割（市民84%、事業者78%）では「設置予定なし（関心なしを含む。）」と回答しており、高い割合を占めていました。

一方、市では前述の「ESCO事業」に続いて、令和元年度には国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用しながら、市施設（13施設）の電気使用量を一括管理し、施設間のエネルギーを融通し合うことでピーク電力量の抑制を図るとともに、そのピーク電力も各施設の敷地等に新設した太陽光発電装置（60kW）で補うという、省エネ化と再生可能エネルギーの活用を並列的に進める実証試験^{※2}を開始しました。

また、令和2年10月には、「氷見ふるさとエネルギー株式会社（市・北陸電力株式会社・市内民間団体等の共同出資）」を設立し、エネルギー事業と地域活性化事業を兼ねた「エネルギーの地産地消事業」の取組みを促進させることにしています。

図.「氷見ふるさとエネルギー株式会社」の事業概要



備考）北陸電力が電力供給を継続した上で、氷見ふるさとエネルギー株式会社が氷見市公共施設等に電力販売するしくみ

資料：「氷見ふるさとエネルギー株式会社」のホームページ

(4) 温室効果ガスの吸収源対策の推進

森林は、二酸化炭素を吸収・固定・貯蔵する重要な役割を果たしています。

但し、森林の中でも、人が手を加えずとも生態系として安定化している天然林は、木々の呼吸や枯死木の分解等によって二酸化炭素を放出するため、長期的には二酸化炭素を増やしも減らしもしないという考え方にに基づき、温室効果ガスの吸収源として認められていません。吸収源として認められるのは、人が手を加え、適切な森林経営がなされた育成林（人工林）に限られます。このため、植樹後に成長を妨げる雑草やツルを取り除く「下草刈り」や密集化する立木を間引く「間伐」が行われていないもの、若齢林（樹齢10～40年）の期間が経過して二酸化炭素の吸収能力が低下する成熟林になっても伐採せずに放置（荒廃）されたものは、「適切な森林経営（森林整備）がなされた森林」に該当しないため、

温室効果ガスの吸収源として認められないことになります。

市内では、市域総面積の約59%が森林^{※3}であり、その内訳は天然林が約56%、人工林が約35%、その他が約8%です。人工林の多くは伐採時期を迎えていますが、採算性の悪化や林業就業者人口の減少等によって、必要な手入れが行われていない状況となっています。

このため、市が策定した「氷見市森づくりプラン（平成31年3月）」に基づいて、森林が有する機能に応じた望ましい森林資源の姿を実現するため、多面的な取組みを計画的に推進していく必要があります。

（5）市による率先的な地球温暖化対策の推進

市は、職員数や事業量からみても規模の大きい経済主体であることから、市内の温室効果ガスの排出抑制に対し、実質的な貢献（寄与）ができるものと考えています。

このため、市では、市庁舎全ての事務や事業を対象とする「氷見市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（平成30年3月）」を策定し、温室効果ガスの削減目標として「令和12年度までに平成25年度比で40%削減」を定め、計画の運用を開始しました。

今後も、市が率先して、ごみの減量化や省資源化（水道水やコピー用紙等の削減）、省エネ化（電気使用量や燃料使用量の削減）、公用車の燃料使用量削減、ノーマイカーデーの実施等の温暖化防止対策に取り組んでいく必要があります。

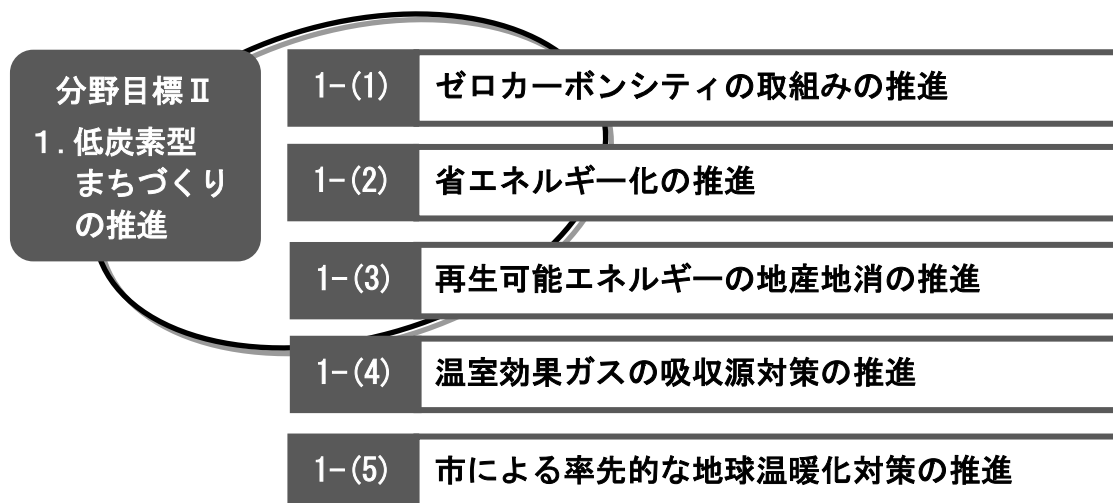
※1 市事務事業の施設のうち、設備の更新等によって二酸化炭素排出量の削減効果が特に期待できる4施設（①ふれあいスポーツセンター、②市民プール・トレーニングセンター、③斎場、④消防庁舎）において、空調設備、照明設備の高効率化、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を導入した。

※2 事業内容として、市庁舎の他、ふれあいスポーツセンター、消防庁舎、小中学校等の13施設に独自の制御システムを配置し、各施設の空調設備をデマンド制御して省エネ化するのに加え、施設間のエネルギーを融通しながら、電力需要量の管理が行える広域DR（デマンドレスポンス）システムを整備することで、ピーク時の電力需要量の抑制を図るもの。

※3 資料：「氷見市森づくりプラン（氷見市森林整備計画）平成31年3月」富山県氷見市

環境施策の方向性

市民・事業者・行政が一体となって、複合的な温室効果ガス削減対策を計画的かつ継続的に取り組むことで、地球温暖化防止を推進します。



(1) ゼロカーボンシティの取組みの推進

- 市民や事業者ともに、脱炭素社会の実現に貢献するべく、2050年までに「ゼロカーボンシティ（市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロ）」を目指します。
- 「氷見まちなかグランドデザイン」等に基づき、まちなかの魅力向上や活性化を図り、都市機能の集積化に配慮した土地利用を推進します。
- 氷見市まちなか回遊促進モビリティ（ヒミカ）を配置し、まちなかの回遊動線の向上を図ります。
- 市が指定するまちなか地区の居住者や空き店舗活用者に対する支援を行います。
- 氷見市地域公共交通会議や氷見市交通空白地有償運送運営協議会において、地域の実情に即した交通サービスを検討します。
- 公共交通利用者の利用促進を促すため、ＪＲ氷見・城端線の直通化やＪＲ氷見線の活性化を推進します。
- 公共交通利用者の利用促進を促すため、各種バス路線（幹線路線バス、生活路線バス、ＮＰＯ法人バス）を支援します。
- 公共交通利用者の利用促進を促すため、パークアンドライドを検討します。
- 渋滞緩和（交通量削減や分散）を図るため、交通流対策（交通網や道路・交差点の整備・改良等）を検討します。
- 街路樹やポケットパーク等の緑化事業を推進します。
- フロン回収破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づく適正な管理・回収・処理を推進します。
- 家畜排せつ物法に基づく家畜ふん尿の適正処理を啓発します。

(2) 省エネルギー化の推進

- 省エネ・省資源型のライフスタイルや事業活動を促進するため、普及啓発を行います。
- 建物（住宅、事務所、工場等）における省エネ性能設備機器の導入や、高気密・高断熱化の促進を図るため、普及啓発や国等による支援策を情報提供します。
- 家庭用省エネ設備機器の設置を促進するため、支援（補助金制度を導入）します。
- 公共施設や学校等に省エネ設備（空調設備や照明設備の効率化）を積極的に推進します。
- 市道等へのLED防犯灯の設置や老朽化したLED器具の更新を推進します。

(3) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

- 住宅や事務所・工場等における太陽光発電設備の設置を促進するため、普及啓発や国等による支援策を情報提供します。
- 家庭用創エネ設備の設置を促進するため、支援（補助金制度を導入）します。
- 事業者への再生可能エネルギー導入支援策を検討します。
- 地域特性に応じた氷見市型のエネルギー地産地消モデルを構築します。
- 地区単位でのエネルギーマネジメントの導入を検討します。
- 「氷見ふさとエネルギー株式会社」によるエネルギー構造高度化事業を支援します。
- 市の遊休地等を活用し、太陽光発電設備やバイオマス発電の事業化を検討します。
- 再生可能エネルギーを活用した防災拠点（公共施設）を整備します。

(4) 温室効果ガスの吸収源対策の推進

- 森づくりの参画意欲を向上させるため、普及啓発を推進します。
- 市民・地域・企業・ボランティア団体等の多様な担い手と連携し、間伐や下草刈り等による森林整備を計画的に推進し、森林の持つ公益的機能を維持増進します。
- 氷見産の間伐材や薪、製材端材等の利用促進を図るため、木質バイオマスストーブの設置を支援します。

(5) 市による率先的な地球温暖化対策の推進

- 「氷見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の全ての事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- 「氷見市グリーン購入調達方針」に基づき、環境にやさしい物品購入を推進します。
- 職員によるエコドライブの定着を図るとともに、ノーマイカーデーやモビリティマネジメントを励行し、率先して公共交通の利用を促進します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
市内世帯における創エネ設備等導入時の補助申請件数	件	－ [R1]	330
市内事業所における創エネ設備導入時の補助金申請件数(ひみふさとエネルギーによる支援件数)	件	－ [R1]	33
市庁舎の事業活動(全事務・事業)に伴う温室効果ガス排出量の削減率	%	H25を 基準年として	40以上

低炭素・資源循環

2. 3R・適正処理の推進

循環型のまちを目指し、3Rと適正処理を推進します



過去には大量生産・大量消費による「使い捨て」の時代もありましたが、今日では限りある天然資源やエネルギーを有効に使う「循環型社会」という概念が定着しています。

この「循環型社会」を実現するためには、特にごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Material Recycle：マテリアルリサイクル）のいわゆる「3R（スリーアール）」が重要になりますが、この取組みには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠です。

循環型社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが排出者としての自覚を持ちながら、3R行動を実践することが求められます。

現況と課題

(1) 一般廃棄物の排出量^{※1}の推移（ごみの減量化・リサイクル等の進捗状況）

① ごみの減量化の状況

平成30年度の年間ごみ排出量^{※2}は19,075 tであり、その内訳は生活系ごみが56%、事業系ごみが39%、資源集団回収が5%でした。

平成30年度の1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源物を除く。）は470g/人日となり、県平均（536g/人日）や全国平均（505g/人日）と比較すると、ごみの減量化が若干進んでいることがうかがえます。今後も引き続き、ごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

② リサイクル（再生利用）の状況

平成30年度のリサイクル率^{※3}は22.9%となり、県平均（24.1%）には及びませんが、全国平均（同19.9%）を上回っていることから、リサイクルが進んでいることがうかがえます。

市では、家庭や給食センター、一般事業所から排出された使用済みの廃食用油（天ぷら油）を資源として回収し、自動車等の燃料（バイオディーゼル燃料）として再利用する取組みを進めています。また、令和2年12月には氷見高校が「未来講座 HIMI学」を活用し、朝日山公園センターハウス周辺で廃食用油を活用したイルミネーションを点灯する等の取組みも行いました。

③ 最終処分量の状況

最終処分量^{※4}は、排出されたごみをどれくらい埋立処分しているのかを把握する指標として用います。平成30年度の年間最終処分量は2,163 t/年であり、平成25年度をピークとし、漸減しています。今後も引き続き、ごみの減量やリサイクルを推進することで、最終処分量を削減していく必要があります。

(2) 適正処理の推進

市内で排出された一般廃棄物のうち、燃やせるごみは高岡地区広域圏事務組合が所管する「高岡広域エコ・クリーンセンター」で、燃やせないごみは「氷見市不燃物処理センター」で、資源ごみは「氷見市リサイクルプラザ」でそれぞれ適正処理しています。

今後も引き続き、これらの施設で適正処理を推進していくとともに、これらの施設で処理が困難な一般廃棄物については、国や関係機関と連携し、適正処理が可能な施設に誘導できるよう、市民に必要な情報提供や啓発等を行っていく必要があります。

(3) 災害廃棄物処理体制の整備

近年、国内では、毎年のように地震や水害等の大規模自然災害に見舞われている状況です。

このため、市では、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞によって、市内の復旧・復興が大幅に遅れる事態を回避するべく、上位計画である「氷見市地域防災計画」との整合を図った「氷見市災害廃棄物処理計画（平成30年2月）」を策定しました。

今後はこれらの計画に基づきながら、大規模な自然災害時にも速やかな災害廃棄物の処理が可能な処理体制を平常時から計画的に整備していく必要があります。

※1 「一般廃棄物処理実態調査結果（平成21年度～平成30年度） 環境省」を用いて整理したもの。なお、平成30年度実績は、国等の実績として公表された最新実績（令和2年4月17日公表）である。

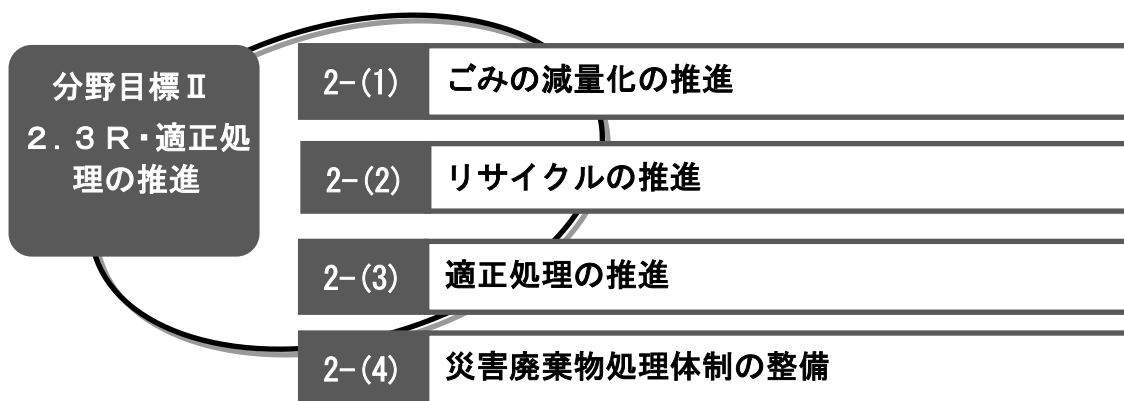
※2 年間ごみ排出量＝生活系年間ごみ排出量＋事業系年間ごみ排出量＋年間資源集団回収量

※3 リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋資源集団回収量）／（ごみ排出量＋資源集団回収量）

※4 最終処分量＝直接最終処分量＋中間処理後の最終処分量

環境施策の方向性

3 R（ごみの発生抑制、再使用、リサイクル）やごみの適正処理を推進することで、循環型社会を目指します。



(1) ごみの減量化の推進

- 「氷見市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制対策を推進します。
- ごみを出さないライフスタイルを普及啓発します。
- 事業系廃棄物の減量化を推進するため、多量排出事業者にごみの発生抑制を要請します。
- 家庭における手付かず食料品・食べ残しゼロに向けた普及啓発や、外食時における「食べきり3015運動」等を推進し、食品ロスを削減します。
- 県や事業者と連携し、流通・販売過程の食品ロス対策を推進します。
- 生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機の設置を支援します。
- 資源集団回収を支援します。
- 事業系紙ごみ（オフィス紙等）の自主回収・資源化を推進します。

(2) リサイクルの推進

- ごみの分別排出の徹底を啓発し、計画的に収集します。
- 廃食用油のリサイクルを推進します。
- 生ごみや食品廃棄物の分別・リサイクルを検討します。
- 畜産農家や農業協同組合と連携し、家畜ふん尿や公共施設の生ごみを堆肥化します。
- 高岡地区広域圏事務組合と連携し、高岡地域エコ・クリーンセンターでのごみ発電やエネルギーの有効活用を推進します。
- 建設廃材・残土の発生抑制と再使用を促進します。
- 公共工事における材料等の再生利用を推進します。

(3) 適正処理の推進

- 市所管の一般廃棄物処理施設を維持管理し、適正に処理処分します。
- 国や関係機関と連携し、適正処理困難物の適正処理を推進します。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備

- 「氷見市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を速やかに収集・処理できる体制を整えます。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
市民1人1日あたりの生活系ごみ年間排出量 (資源物を除く。)	g	460[R1]	413
再生利用率(リサイクル率)	%	23[R1]	26
年間最終処分量	t	2,188[R1]	1,420

自然共生

1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上

身近な自然と共生し、公益的機能を守ります



市内を見渡せば、里山、農地、ため池、用水、川、海等の自然がすぐそばにあります。

また、そこには見慣れた鳥や動物、虫、魚が命を育んでいます。自然は、このような野生生物の命を育むだけでなく、自然災害を防いでくれたり、二酸化炭素を吸収して酸素を供給したり、汚れた水を浄化してくれたり、私たち人間にも直接的・間接的な恩恵を与えてくれます。（これらの恩恵を総称して、「公益的機能」と呼んでいます。）

このような身近な自然は、その多くが人為的な整備や管理がなされる場所にあつて、農林水産業の舞台にもなっています。このため、農林水産業を単なる経済活動として捉えるだけでなく、環境保全の一翼を担う公益活動の場として捉え、これらの公益的機能の保全に努めていくことが求められます。

現況と課題

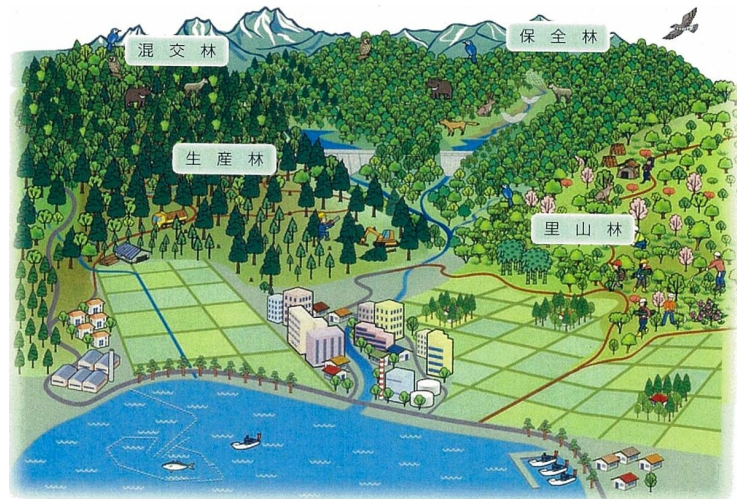
(1) 森林・林地の保全・活用

市内の天然林（保全林や里山林）のうち、里山林はかつて薪等に利用されていましたが、ライフスタイルの変化等に伴って管理が行き届かず、竹林面積が拡大する等荒廃が進んでおり、野生生物による農作物被害等を引き起こす原因にもなっています。

人工林（混合林や生産林）のうち、生産林の多くは伐採時期を迎えています、必要な手入れがされていないものが多く、森林の持つ公益的機能の低下や、風雪水による自然災害が懸念されています。

今後は「氷見市森づくりプラン（平成31年3月）」に基づき、森林の状態や立地条件、地域ニーズ等に配慮しつつ、保全林・里山林・混交林・生産林といった各森林区分の機能に応じた林業施策や病虫害防除対策を推進する必要があります。また、需要面からは氷見産木材や木質バイオマスの活用を推進するとともに、森林保護活動面からは市民・地域・企業・ボランティア団体による協働体制を確立するといった取組みを複合的かつ計画的に行いながら、適切な森林経営がなされた森林を整備（森林整備）していく必要があります。

図. 本市の森林整備の基本方針



資料：「氷見市森づくりプラン（氷見市森林整備計画）平成31年3月」富山県氷見市

(2) 農地の保全・活用

市内の農業従事者（販売農家）の約8割が65歳以上である等、従事者の高齢化や後継者不足は深刻化しており、農村集落機能（基幹的な農業利水施設を含む。）の維持が大きな課題となっています。また、中山間地域の農地は、市内の水土を保全する上で重要な役割を担っていますが、過疎化や農業の生産条件の格差が進む中で耕作放棄地（遊休農地を含む。）が拡大しています。このため、国では、農村の振興や基盤の整備・維持に向けてさまざまな交付金メニューを用意しており、これらの制度を活用しながら、農地や農業利水施設を維持管理し、生態系や水質、景観保全の観点からも農村環境を向上させる取組みが求められます。

また、市内のエコファーマー^{※1}認定者数は33件（R2.3末現在）であり、県内認定者総数1,763件の1.9%にとどまっていることから、エコファーマー制度や環境保全型農業直接支払制度等を活用しながら、環境保全に配慮した農業従事者を育成することが求められます。

このような背景の中、市では、地域の農業従事者との話し合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望等を明確化した「人・農地プラン」や地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を活用しながら保全・活用を図り、力強い農業構造を整備していく必要があります。

図. エコファーマーマーク



資料：富山県

(3) 沿岸海域の保全・活用

市内の漁業は古くから盛んに行われており、漁獲量は県内の3分の1を上回っています。「ひみ寒ぶり」の漁獲には、400年の歴史を誇る「定置網」漁法が用いられます。この漁法は、資源保護や生物多様性に貢献する環境にやさしい漁法であることから、平成18年2月には氷見の漁業伝統である「三柱社、えびす堂、網元家屋」とともに、「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選（水産庁指定）」に選出されました。さらに、令和3年3月には、定置網漁業を中心に関連する農林業、水産加工業、食文化、祭り等をまとめた「氷見の持続可能な定置網漁業」が日本農業遺産に認定されました。

また、能登半島国定公園に指定された沿岸部では、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟する富山湾越しの立山連峰を望めるだけでなく、富山湾に浮かぶ蛇が島・唐島等の島や、島尾・松田江等の砂浜があり、これらは本市を代表する優れた自然景観になっています。

一方、沿岸岩場では、「磯焼け^{※2}」現象が起きているところがあります。磯焼けが起きると、エサになる海藻がなくなり、魚が寄りつかなくなるため、生態系のバランスが崩れる懸念があることから、藻場機能の維持・回復対策に取り組む必要があります。

また、沿岸部や海底には、県内河川上流域や県外等から流れてきたとみられるごみや自然物が毎年漂着・漂流しており、美観保持のみならず、生態系を含めた海洋環境や漁業等に悪影響を与えています。漁業者や氷見漁業協同組合で構成する「氷見市水産多面的機能発揮対策協議会」において、氷見漁港沖の漂着・漂流ごみの回収作業を行っています。回収が追いつかないこともあることから、県や県内河川上流域の市町等とも連携し、漂着物の発生抑制対策や回収作業を推進していく必要があります。

写真. ひみ寒ぶり



資料：氷見市

写真. 定置網



(4) 水辺の保全・活用

本市には、湧水や海、河川、湖沼、ため池等の水辺が分布しています。

その中でも「上日寺の観音菩薩霊水」は、古くより無病長寿に効く霊水といわれ、とやまの名水（昭和61年2月）に選出されました。また、宮田地区ため池郡や十二町潟周辺の河川や湖沼には、湿原植生（ウキヤガラ・マコモ群落等）や淡水魚類（在来タナゴ類、シンジコハゼの生息地）、昆虫類（マダラヤンマ、マルタンヤンマ、ハッチョウトンボの生息地）といった貴重な生物の生息地（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、略称「重要湿地」）があるとして「日本の重要湿地500」に選出されています。このような貴重な水辺を継承していくため、水辺の保全活動を継続的に実施していく必要があります。

また、水辺の親しみを深めることを目的に整備した「水辺のプロムナード」や「海辺の散策路」を保全しながら、市民交流や誘客促進の場として活用することが求められます。

※¹エコファーマーは、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業に取り組む農業者（個人または法人）で、都道府県知事（富山県）が認定している。

なお、本文中のエコファーマー認定者数は、「富山県農業技術課調べ」を引用した。

※²磯焼けとは、海岸に生えているコンブやワカメ等の海藻が減少して不毛の状態となり、代わりにサンゴモと呼ばれる、うすいピンク色をした硬い殻のような海藻が海底の岩の表面を覆いつくす状態をいう。海藻群落（藻場）の消失は、多くの魚類をはじめとする海生動物の生活の場や産卵場を失うばかりでなく、光合成を行うため、海の生態系に重要な存在である植物群を失うことにもなり、海の生態系に大きな影響を与える。磯焼けの原因としては、海流の変化や藻食動物（ウニ等）による食害、大量の河川水の流入、海岸の環境汚染等による海水の濁りがもたらす海藻の光合成作用障害等、様々な要因が指摘されているが、今のところメカニズムは解明されていない。

環境施策の方向性

身近な自然（森林・農地・沿岸海域・水辺）の公益的機能を保全・活用します。



(1) 森林・林地の保全・活用

- 「氷見市森づくりプラン」に基づき、多面的機能を発揮する森林の整備・保全・活用を推進します。
- 富山県西部森林組合や森林所有者と連携し、森林施業の合理化を推進します。
- 市民やボランティア団体と連携し、集落周辺の里山林・混交林の下草・小径木の刈払いや間伐等の管理を継続的に推進します。
- 放置竹林の分布状況を把握するとともに計画的に駆除し、竹資源の有効活用を研究します。
- 市民・地域・企業・ボランティア団体等との協働・連携による森林活動体制を構築し、里山再生を推進します。
- 森林病虫害（松くい虫やカシノナガキクイムシ等）の防除を計画的に推進します。

(2) 農地の保全・活用

- 農業委員会等と連携し、「人・農地プラン」に基づく中心経営体（農地集積・集約化）を一体的に推進し、力強い農業構造を構築します。
- 農業委員会等と連携し、耕作放棄地・遊休農地の発生予防と再生活動を支援します。
- 農業委員会等と連携し、中山間地域の農地保全活動を支援します。
- 農業委員会等と連携し、環境保全型農業を促進します。
- 水路や農道、ため池等の地域共同管理活動を促進します。
- エコファーマー（自然栽培や有機栽培を行う農業者）の育成、支援を行います。

(3) 沿岸海域の保全・活用

- 定置網漁業者訓練等を通じて、担い手の育成を推進します。
- 沿岸岩場における磯焼け拡大防止のため、藻場機能の維持・回復対策を推進します。
- 国等と連携し、沿岸海域のブルーカーボン※（藻場等の海洋生態系が蓄積・固定する二酸化炭素）に関する情報収集を行うとともに、沿岸海域の保全・活用の観点から普及啓発します。
- 沿岸海域の漁場環境保全活動（漁場の浮遊物や堆積物の除去等）を推進します。
- 漁業者団体等と連携し、資源管理型漁業を推進します。
- 漁港区域の未利用地（埋立地等）の活用を検討します。
- 県や県内河川上流域の市町等と連携し、海岸漂着物の発生抑制対策や回収作業を推進します。
- マイクロプラスチックによる海洋汚染や生態系への影響を普及啓発するとともに、廃プラスチック類の発生抑制・分別排出・適正処理（リサイクル）の徹底を周知します。

(4) 水辺の保全・活用

- 国や県と連携し、海や河川、ため池の環境保全・整備を推進します。
- 市民・地域・企業・ボランティア団体等と連携し、海岸・河川の美化活動や水生生物を保護します。
- 海岸や河川、水路等の水辺環境を活かしたレクリエーション拠点、水に親しんだり景観に配慮した散策路や水辺空間を整備・活用します。
- 市内にある「とやまの名水」を周知します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
里山再生整備面積	ha	52.97[R1]	410
多面的機能支払交付金活動組織数	組織	64[R1]	73

※陸上植物によって固定される炭素をグリーンカーボンと呼ぶ。一方、海洋生態系（海藻や微細な植物プランクトン等）による生物活動で海中に蓄積・固定された炭素のことをブルーカーボンと呼ぶ。ブルーカーボンは、2009（平成21）年の国連環境計画（UNEP）で命名されたもの。

これらの海洋生態系が大量に発生する場所は沿岸域であるため、藻場等の重要性が再認識されている。なお、これらの海洋生態系が炭素をどの程度を貯留・固定化するのは、現時点では未解明な部分も多く、国等で調査・研究が行われているところである。

自然共生

2. 野生生物との共生

多様な生きものと共生しながら、「ひみの自然」とふれあいます



自然を守るには、自然のメカニズムといった科学的知見を得ることも必要ですが、それ以上に、市民一人ひとりが自然保護を意識した活動に参加することが求められます。そのきっかけとして、自然の素晴らしさを五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）で味わえる「自然とのふれあい」は、自然保護の意識を醸成する上で大切な経験となるでしょう。

市内には、少し足をのばせば、自然を満喫できる場所や施設が多くあります。

これらの場所や施設を訪れ、多種多様な生きものや自然とふれあう経験を通じて、市内で自然を大切にすることを育み、自然保護活動の輪が広がっていくことが期待されます。

現況と課題

(1) 生物多様性の保全

市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「身近な野生生物とのふれあい（小鳥や昆虫の姿、鳴き声等）」では7～9割強（市民68%、中学97%、小学98%）が満足していました。

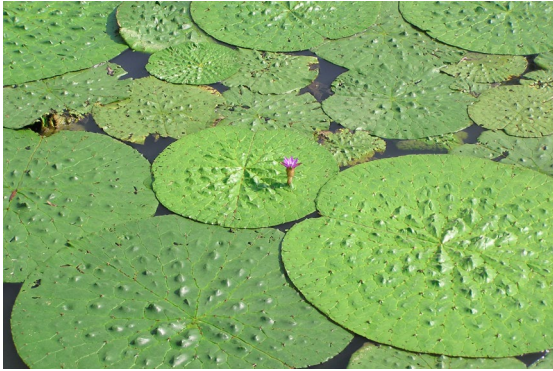
十二町潟水郷公園では、巨大な葉に美しい紫色の花をつけるオニバス（国指定天然記念物の水生生物）や、コイ科タナゴ亜科に属する日本固有の淡水魚であるイタセンパラ（国指定天然記念物・国内希少野生動植物種）を観察・学習することができます。

なお、十二町潟は、全国で唯一のオニバス発生地として国指定天然記念物に指定された地であり、万葉時代の相伴家持ゆかりの地でもあることから、学術的・歴史的にも貴重な地域です。しかしながら、十二町潟にあるオニバス発生地では、自生が確認されていないことから、詳細な現況調査を行いつつ、発生地でのオニバスの復元を目指しているところです。

また、生息が危ぶまれていたイタセンパラは、保護池の整備等に取り組んだことで、毎年の繁殖に成功しています。この功績を受け、「イタセンパラを管理する地方公共団体（平成18年8月文化庁指定）」や「イタセンパラの保護増殖事業計画に適合した地方自治体（平成19年3月環境省指定）」にも指定され、今日まで継続して飼育研究に取り組んでいます。なお、氷見市立十二町小学校では、環境教育の一環として、平成19年度からイタセンパラの飼育や観察等に取り組んでいます。

「ひみラボ水族館（富山大学理学部・氷見市連携研究室）」では、市内の川に生息する在来生物として約30種類の魚を展示しています。この施設には、個々の魚の特徴を紹介した「個別展示」や生きもの同士のつながりを紹介した「生態展示」の他、魚のスケッチができる「滞在型学習」や魚の世話が行える「参加型学習」等の場を設けており、身近な生きものにふれあえる場として、小学生を中心とし、子どもから大人まで幅広い年齢層に親しまれています。

写真. オニバス



資料：氷見市

写真. 婚姻色の出たオスのイタセンパラ



資料：氷見市

(2) 自然とのふれあいの場の整備

市内には、自然にふれあえる場として、朝日山を中心とした地域、能登半島国定公園に指定された沿岸部や島尾・松田江等の砂浜、上庄川や仏生寺川（湊川）を中心とした水辺の他、25カ所※（平成31年3月時点）の公園、氷見市海浜植物園等が整備されています。この他にも森林浴や自然体験、自然観察ができる場所、海越しの立山連峰や能登半島が一望できる展望台等が点在しています。

市ではこれまで自然とふれあえる場の整備に努めてきたところですが、これからはこうした場を活用しつつ、ネイチャースクール（自然観察会や自然体験学習会）のメニューを充実させる等して、市民の日常生活や余暇において自然とふれあえる機会をつくる必要があります。また、これに加え、自然体験学習の指導員となる人材の育成や学校教育の場でも自然を活かした体験学習を積極的に取り入れていくことが求められます。

(3) 有害鳥獣・特定外来生物の管理

市民のライフスタイルの変化等に伴って、市内では生態系の異変や野生動物の生息域の拡大といった現象が起きています。

市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「有害鳥獣の確認、被害の少なさ」で不満足回答割合が約3割（市民33%）、「外来種の少なさ」で子どもの不満足回答割合が約3割（中学31%、小学33%）を占めており、有害鳥獣や外来種（特定外来生物）が多いことへの不安や懸念がある市民が一定数いることがうかがえます。

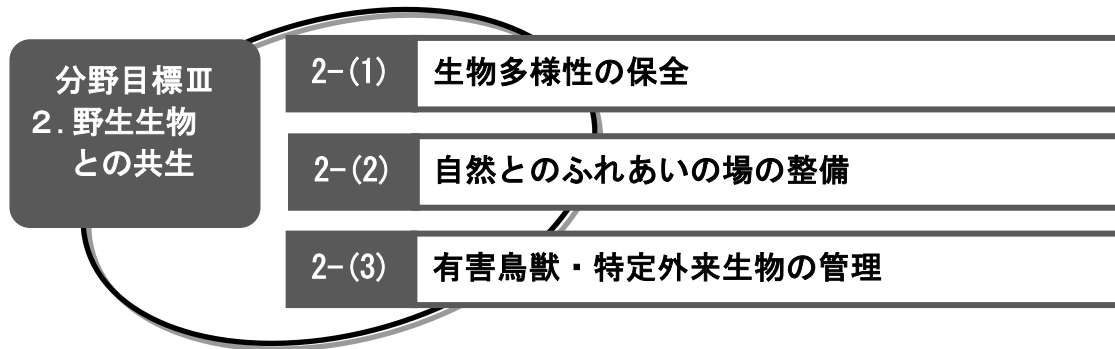
市では「氷見市鳥獣被害防止計画（平成29年度）」を策定し、人的・農作物・家屋等に被害をもたらす有害鳥獣として、イノシシ、カラス、アオサギ、ゴイサギ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、ニホンジカ、アライグマの9種を指定しました。また、被害防止施策の実施体制として「氷見市鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、田畑や住居等に有害鳥獣を近寄らせないことで被害を防ぐ「被害防除対策」や、有害鳥獣を捕獲・駆除する「捕獲・駆除対策」を組み合わせる等して、有害鳥獣による被害防止対策等を講じています。

近年では、有害鳥獣の生息域が急速に拡大していることに加え、繁殖能力が次第に高まっていることから、生息数の適正管理や里山の整備を行う等して、今後も引き続き、有害鳥獣の被害防止対策に取り組んでいく必要があります。

※資料：「氷見市の統計 令和元年版（平成31年版）」氷見市

環境施策の方向性

「ひみの自然」や多種多様な生きものとふれあう経験を通じて、野生生物との共生や自然保護の大切さを学びます。



(1) 生物多様性の保全

- 国指定天然記念物・国内希少野生動植物種（環境省：種の保存法）である「イタセンパラ」の保護増殖事業を推進します。
- 地元や氷見市オニバス研究会と連携し、十二町潟上流部（オニバス発生地の指定地内）において、国指定天然記念物「オニバス発生地」の再生に向けた調査・研究を行います。
- 氷見市自然保護員と連携し、市内に生息・生育する絶滅危惧種や貴重な野生動植物の現況調査を行い、自然保護対策を検討します。
- 県や関係機関と連携し、森里川海をつなぐ自然保護活動を推進します。
- 事業者に対し、開発行為に伴う生態系への影響が回避・低減できるように協議・指導します。
- 生態系への影響が想定される農薬・化学肥料等の使用自粛を啓発し、環境保全型農業を促進します。
- 林業基盤である林道や作業道の開設・改良時には、生態系に配慮して整備します。
- 農業農村整備環境検討委員会を開催し、環境に配慮した農業農村整備を推進します。
- エコファーマーの育成、支援を行います。
- 自然保護・育成を主体に活動する個人や団体を広報紙や市のホームページで紹介する等して、人と生き物との共生に係る意識高揚を図ります。

(2) 自然とのふれあいの場の整備

- 学校の野外活動や農林水産業体験を通じて、子どもが自然とふれあう機会を創出します。
- こどもエコクラブや花とみどりの少年団等による自然とふれあう事業を促進します。
- 氷見市田園漁村空間博物館施設の保全・活用を推進します。
- 氷見の海・里・山等の自然を活かしたブルーツーリズム※¹やグリーンツーリズム※²を開発し、滞在型観光を促進します。

(3) 有害鳥獣・特定外来生物の管理

- 「氷見市鳥獣被害防止計画」に基づく人的・農作物被害状況を調査し、被害防止対策を検討します。
- 氷見市鳥獣被害防止対策協議会や関係機関と連携し、有害鳥獣・特定外来生物の被害防止対策を普及啓発します。
- 氷見市鳥獣被害対策実施隊と連携し、有害鳥獣・特定外来生物を駆除します。
- 有害鳥獣の捕獲の担い手となる人材の確保・育成を図ります。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
氷見市海浜植物園(シーサイドパーク)による自然体験教室等の年間開催回数	回	40[R1]	現況値を維持する
市指定の対象鳥獣による人身及び物損被害の年間発生件数	件	0[R1]	現況値を維持する
市指定の対象鳥獣による農林水産業の年間被害面積	ha	13.2[R1]	7
自然保護員の年間活動回数	回	5[R1]	現況値を維持する

※¹「ツーリズム」は、旅行行動を指す。ブルーツーリズムは、主に島や沿海部の漁村に滞在し、マリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称である。

※²農林水産省が推進する緑豊かな農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。自然のみならず農林水産業の体験をはじめ地域の生活・文化にふれることが含まれる。

自然共生

3. 自然災害への適応力(レジリエンス)の強化

それぞれの立場でレジリエンスを強化し、自然災害に備えます



2010年代に入り、国内では震度7(激震)クラス地震が4回^{※1}発生し、気候変動に伴う集中豪雨によって河川の氾濫や大規模な土砂崩れが相次いでおり、このような激甚化した自然災害は、今後いつどこで起きても不思議ではない状況となっています。

このような自然現象に伴う災害はなくせませんが、災害で起こりうる人的・経済的・社会的被害は人の努力で減らすことができます。日本の防災の世界では、この努力を「レジリエンス(Resilience)」と呼びます。レジリエンスは、環境が変化する中で適応できる力(予測力・予防力・対応力の3つの力)を平常時から養い、備えていく意味合いとして用いられます。災害をやみくもに恐れるのではなく、正しく恐れて正しく予防することが、まず第一歩になりますので、科学的根拠がある情報に基づき将来を予測してみる力が「予測力」です。また、この予測力を高めながら、自分の生活基盤から災害に伴う被害を最小限に防ぐ対策が「予防力」です。予防しても、想定外や想定以上の災害が発生して被害が生じた場合、そこから立ち直って原状復帰するまでのプロセスが「対応力」です。安全安心な暮らしには、この3つの力(予測力・予防力・対応力)のどれが欠けても成立しません。

過去に日本で起きた大災害から得られた一番の教訓は、「災害時には、普段やっていることしかできない(普段やっていることも満足にできないので、普段やっていないことは絶対にできない)」ということです。このため、何があっても乗り越えていける力(レジリエンス)は、専門家や行政のみが強化すればよいのではなく、私たち一人ひとりが防災リテラシー(防災・減災を正しく理解し、活用すること)を高めつつ、平常時からそれぞれの立場に必要な備えを進めていくことが求められます。

現況と課題

(1) 社会インフラの強靱化

大規模な自然災害が発生した場合、市内にはその影響を受けやすい地域が存在します。

例えば、沿岸部や低地部では津波・浸水等の水害を受けやすく、急傾斜地や斜面地が広がる地域では集中的な雨雪によって土砂災害や地滑りによる被害を受けやすい等です。

市では、こうした地域の脆弱性や自然災害の被害想定を調査・分析した上で、社会インフラ施設に対して、それぞれの脆弱性に応じた予防策(減災・防災対策)を計画的に講じていく必要があります。

また、防災・減災力を向上させる観点から、グリーンインフラ^{※2}や環境インフラ等を活用しながら、災害時も含めたエネルギーの安定供給(再生可能エネルギー等の活用)や、平常時から災害時までの一貫した廃棄物処理システムの確保等を推進していく必要があります。

(廃棄物処理システムに関する環境施策は、「低炭素・資源循環 2. 3R・適正処理の推

進」に整理しています。)

一方、「氷見市地域防災計画（平成30年9月）」によると、被害想定が最も大きくなる地震として「邑知潟断層帯地震^{※3}」を想定しています。この地震で想定される建物の被害は、発生時の諸条件（震度、季節、時間帯等）によって変化しますが、全壊が19,322棟、半壊が8,135棟と推定しています。また、「氷見市耐震改修促進計画（令和2年3月）」によると、市内にある建物の耐震化率は住宅が58%、特定建築物^{※4}が87%と推計されており、同計画の耐震化目標（令和7年度末）である住宅90%、特定建築物95%の実現に向け、市全域の耐震改修を促進させる必要があります。

(2) 防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援

大規模災害の発生時には、効果的な「公助」は期待できず、自分の命を自分で守る「自助」や、家族や地域の人たちが互いに助け合う「互助・共助」が行動の中心になることが想定されます。実際のところ、阪神・淡路大震災で崩壊した建物等に閉じ込められた人のうち、97.5%が自力で脱出するか、家族・友人・隣人・通行人に救助されており、「公助」である救助隊の割合は1.7%にとどまっています。（平成30年版防災白書）

このため、私たち一人ひとりの防災リテラシーを向上させるため、平常時から家庭・地域・学校・職場といったあらゆる暮らしの場面において、防災や減災に関する正しい情報や教育（防災訓練を含む）に触れておくことが求められます。

また、市内の各地区では、互助・共助体制である「自主防災組織」を結成しており、その組織率は100%（令和2年12月現在）となっています。

市では、市民の防災リテラシーを高めるため、分かりやすい情報提供ルール（ハザードマップや広報紙、市のホームページ、メール・LINE等）を用いて防災・減災に係る情報提供や啓発を図るとともに、各種防災組織等と連携しながら、市全域防災訓練の実施や地域防災訓練を支援し、市全域の防災・減災意識の高揚を図っていく必要があります。

^{※1} 東日本大震災【2011（H23）年3月11日】、熊本地震・前震【2016（H28）年4月14日】、熊本地震・本震【2016（H28）年4月16日】、北海道胆振東部地震【2018（H30）年9月6日】なお、国の地震調査研究推進本部において、熊本地震発生前に公表していた「30年以内のマグニチュード7.0級の地震発生確率」は1%未満であった。

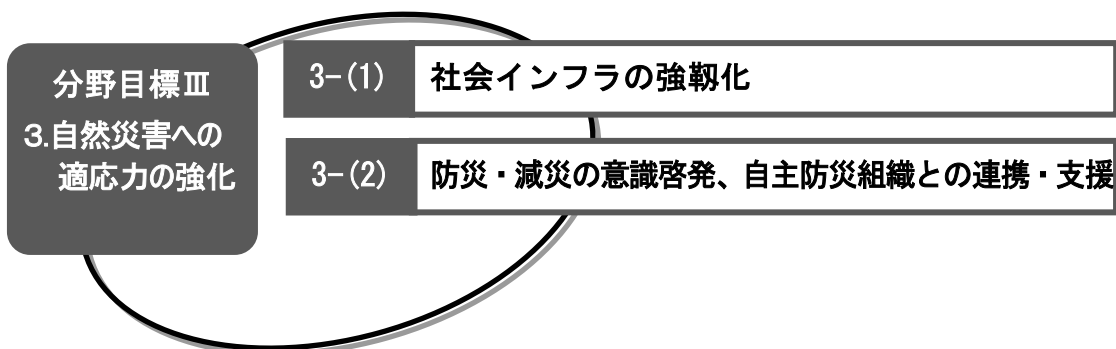
^{※2} 自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温状況等の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めようとする考えや手法である。なお、本計画では、自然環境が有する多様な機能を「公益的機能」と定義し、「自然共生 1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上」においても環境施策を整理している。）

^{※3} 邑知潟（おうちがた）断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約44kmでほぼ北東―南西方向に延びる断層である。また、この断層帯周辺には、森本・富樫断層帯や砺波平野断層帯（西部）も位置する。

^{※4} 「氷見市耐震改修促進計画」で対象としている特定建築物は、市有特定建築物が61棟（市役所、消防署、病院、小中学校、保育所・幼稚園、体育館・運動施設、社会福祉センター、市営住宅、集会所、駐車場等のうち市が定めた施設）、民間特定建築物が63棟（庁舎、警察署、消防署、病院・診療所、幼稚園・小中学校・高等学校・盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設、ホテル・旅館、賃貸住宅・寄宿舍・下宿、劇場・展示場・図書館、集会所、店舗、その他の多数の者が利用する事務所、工場、自動車庫等のうち市が定めた施設）としている。

環境施策の方向性

平常時から自然災害への適応力（レジリエンス）を養うため、計画的に社会インフラの強靱化や防災リテラシーの普及啓発を推進します。



(1) 社会インフラの強靱化

- まちなか市街地の公共空地（公共施設の跡地等）を平時の防災活動拠点や、発災後の避難場所・受援拠点として活用します。
- 災害時の備えとして、再生可能エネルギー設備を導入し、自営線等を用いて施設間の電気や熱を融通する、自立・分散型エネルギーシステム（マイクログリッド）を構築します。
- 防災・減災を考慮した公園づくりを推進します。
- 公共施設の長寿命化・老朽化対策を推進するとともに、防災機能や危機管理体制の強化を図ります。
- 各種インフラ用の管路施設の耐震化を計画的に推進します。
- 防災・減災の観点から災害が想定される危険なため池を調査し、改修を促進します。
- 県と連携し、治山事業を推進します。
- 県と連携し、急傾斜地崩壊防止対策事業を推進します。
- 「氷見市緊急浸水対策計画」に基づき、まちの浸水対策を計画的に推進します。
- 「氷見市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の耐震化を計画的に促進します。

(2) 防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援

- 地域毎の災害リスクを市民に周知するため、ハザードマップ等を適宜リニューアルし、啓発します。
- 発災時に速やかに情報提供するため、携帯電話向けの緊急速報メール（防災メールマガジン含む）や防災行政無線を運用します。
- 地域のつながりを活かした共助を推進するため、自主防災組織の育成を支援します。
- 災害を想定した避難・救助訓練を継続的に実施し、自然災害への関心を高めます。
- 民間特定建築物の耐震化に係る支援や、住宅・建築物の耐震化に係る税制・融資制度を周知する等して、建物の耐震化を促進します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
配水管の耐震化率	%	10.7[R1]	25
自主防災組織の組織率	%	100[R2]	現況値を維持する
氷見市総合防災訓練に係る年間参加者数 (関係機関を含む)	人	250[R2]	500
防災士の資格を持つ人数 (総数)	人	96[R2]	388

快適・心の豊かさ

1. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進

暮らす人・訪れる人が過ごしやすい持続可能なまちをめざします



本市では、今後本格的に到来する人口減少や少子・超高齢社会に伴って、経済活動を担う労働力の不足や消費市場の縮小、過疎化の進行、社会福祉費の拡充等が想定されることから、財政の持続的健全化を見据えながら、快適でうるおいのあるまちづくりを推進していく必要があります。

また、まちの住みやすさは、快適で便利な環境や施設を整備するだけでなく、そのまちに誇りや愛着が感じられるよう、地域の力でまちを守り育てていくことが必要です。このため、市民（地域）と市がそれぞれの役割を担い、そして協働しながら、地域特性が活かせるまちづくりを推進していくことが求められます。

現況と課題

(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進

市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「住まい周辺の花や緑の多さ」では、約7～9割（市民68%、中学88%、小学89%）が満足と回答していました。

市では、平成8年5月に日本各地の海浜植物^{*1}を中心に植栽展示する「氷見市海浜植物園」を開園して親しまれてきましたが、20年以上が経過し老朽化したことから、令和2年6月にリニューアルオープンしたところです。改装後の同園では、植物に触れるゾーン、木育ゾーン、遊ぶゾーン、学ぶゾーンを整備する等して、幅広い年齢層の市民が学べる・遊べる・憩える空間を設けています。これに加え、「ひみ花とみどりのフェスタ」や「花と緑のふれあい学校」といったイベントや体験学習の場の提供の他、市民等による緑化活動の裾野が広がるように地域の花壇造成や改良に係る支援、機材や苗木・花苗等の支給を行っています。

また、公益財団法人花と緑の銀行氷見支店では、「一般花壇部門」「学校花壇部門」「認定こども園・保育園花壇部門」「花の道部門」「花いっぱい部門」の5部門から構成される氷見市花壇コンクールを毎年実施しています。市民団体による緑化活動では、花とみどりの少年団による花壇づくりや学校農園、氷見市環境保健衛生協会市民団体によるグリーンカーテンプロジェクト（市内保育園等での緑化活動）が行われています。

このように花や緑が豊かなまち並みは、私たちの心にゆとりや安らぎを与えてくれることから、今後も引き続き市民や地域団体等と連携し、緑化活動に取り組んでいく必要があります。

写真. 市内の緑化活動の取組み

[左] 令和2年度氷見市花壇コンクールの学校花壇部門最優秀賞、[右] ひみ番屋街のグリーンカーテン



資料：[左] 公益財団法人花と緑の銀行氷見支店、[右] 氷見市

(2) 美しく清潔なまちづくりの推進

市では、市民ぐるみによる清掃活動として、毎年6月に「氷見クリーン大作戦（海岸清掃活動）」、7月に「氷見市一斉清掃（海岸等の清掃活動・草刈作業）」を実施しています。また、ボランティアによる環境美化活動に対して、活動資材（ゴミ袋や軍手）の支給や回収ごみの処分費減免等を支援しています。

しかしながら、市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「まちの清潔さ」で満足と回答した割合は半数（市民54%、中学46%、小学49%）にとどまっており、子どもの約3割（中学28%、小学33%）は不満と回答していました。また、自由意見でもポイ捨てやマナーの低下を嘆く意見が多く寄せられています。

ポイ捨てのような迷惑行為を放置することは、まち全体の環境保全意識の低下にもつながることから、迷惑行為者にマナーの向上を促すため、ポイ捨てが多い場所への重点巡回や啓発看板の設置の他、条例の制定や改定も視野に入れた対策を総合的に検討していく必要があります。

表. 市内の環境美化活動の取組み[令和元年度]

活動名称	活動場所	日程	参加人数（人）	
氷見クリーン大作戦（海岸清掃活動）	松田江浜	6月2日	1,000	11,000
氷見市一斉清掃（海岸等の清掃活動・草刈作業）	市内一円	7月7日	10,000	

写真. 市民による美化活動の取組み



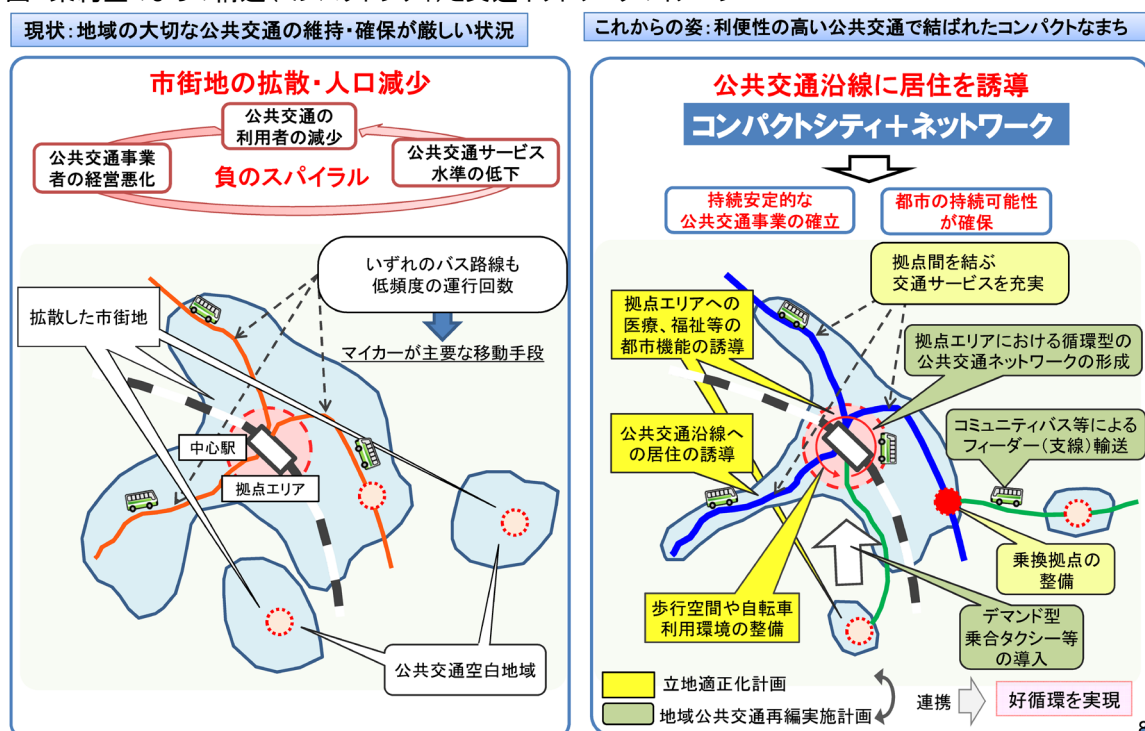
資料：氷見市

(3) 快適に移動できるまちづくりの推進、まちなかの賑わいの創出

多くの地方自治体では、自動車の普及に伴って、地価の安い郊外に住宅や商業施設が増え、薄く広がった拡散型のまち構造が形成されています。今後本格化する人口減少や少子・超高齢社会において、このような拡散型のまち構造では、車を運転できない高齢者の買い物難民化や、拡散した居住者の生活を支える行政サービス水準の維持が困難になり、結果的には生活の利便性が損なわれる可能性があることが指摘されています。まちが持続的に成長しながら、市民の生活の質も高めるためには、薄く広がった拡散型のまち構造から、市街地の拡散を抑制しつつ限られた資源を中心市街地で集中的・効率的に使う集約型のまち構造（コンパクトシティ）に転換していく必要があります。このような集約型のまち構造と徒歩や公共交通で移動しやすいネットワークを実現することで、健康で快適な生活の実現、財政面・環境面での持続可能なまちの実現、地域経済の下支え等の効果が期待されます。

本市のまち構造は、7つの流域に広がる集落（生活拠点）と都市機能が集約した中心市街地（まちなか拠点）で構成されており、他の地方自治体と同様、薄く広がった拡散型のまち構造になっています。このため、「氷見市都市計画マスタープラン（平成31年3月）」に基づき、各集落の地域特性や機能維持に配慮しつつ、既存ストックを活かしながら、まちなか拠点の充実を図るとともに、まちなか拠点と集落（生活拠点）を多様な交通ネットワークで結ぶまちづくりを目指していくことにしています。

図. 集約型のまちの構造（コンパクトシティ）と交通ネットワークのイメージ



資料：国土交通省

一方、市内のまちなか拠点では、空洞化や活力低下が進んでいます。このため、商店街全体の活性化を図るため、まちなか拠点に新規出店者を誘致する対策やまちなかの価値を高める対策を積極的に推進する必要があります。

(4) 空き家・空き地等対策の推進

市内には、家主が不在で長年放置されたままの空き家^{※2}や廃屋^{※3}が散見されるようになってきました。

このような空き家等を放置することは、景観の悪化のみならず、火災の誘発や倒壊に伴う事故等を引き起こす懸念があり、近隣住民の不快感や不安材料にもなることから、適正な管理を進める必要があります。

また、空き地^{※4}に繁茂した雑草や樹木の放置によって、ごみの不法投棄や野生生物の繁殖を誘発する懸念があることから、適切な除草や伐採等を行うように所有者に対して指導や規制を行う等して、良好な生活環境を保全していく必要があります。

このため、市では「氷見市空家等対策計画（平成30年3月）」に基づきながら、総合的かつ計画的に空き家等の対策に取り組んでいく必要があります。

※1 海岸や砂浜等に生息する植物のこと。

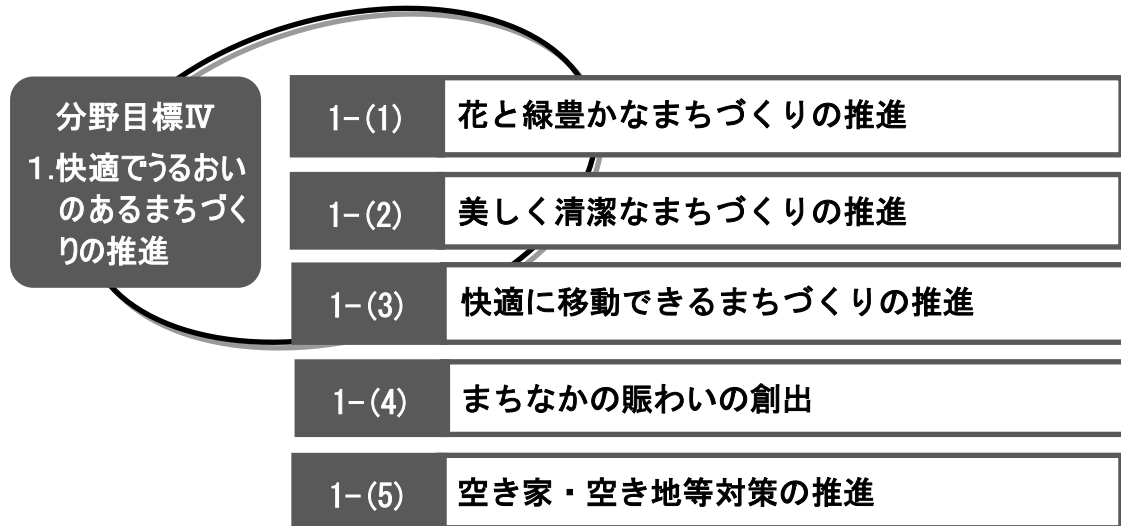
※2 一定期間、継続的に使用されていない建築物（操業や営業を停止後に放置された事務所や工場を含む。）

※3※2に示した空き家のうち、通常の方法では利用できない建築物

※4 現に人が使用していない土地または人が使用していても相当の未使用部分を残し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地

環境施策の方向性

暮らす人や訪れる人が過ごしやすい持続可能なまちづくりを推進します。



(1) 花と緑豊かなまちづくりの推進

- 緑化活動に積極的に参加できるよう、地域の花壇造成・改良に対する支援や、機材や苗木・花苗等の支給を継続します。
- 氷見市海浜植物園としての資産をベースに、子どもも大人も一緒に遊び・学び・憩える空間を整備します。
- 子ども・子育て世代をターゲットとした各種イベントを開催し、花と緑豊かなまちづくりの意識高揚を図ります。
- 花と緑の銀行氷見支店と連携し、緑と花に囲まれた明るく住みよいまちづくりの推進を目的として開催する「氷見市花壇コンクール」を継続します。
- 幅広い園芸の知識や花や緑を育てる楽しさや人と自然のつながりを学べる「花と緑のふれあい学校」を開催し、継続します。
- 積極的に緑化活動をしている個人や地域団体を広報紙や市のホームページで紹介する等して、花と緑豊かなまちづくりの意識高揚を図ります。
- 公共施設の緑化や街路樹の整備・維持管理を行います。
- 農地等の自然緑化を保全するため、土地利用の適正化を図ります。

(2) 美しく清潔なまちづくりの推進

- 市内全域の海岸・河川・公園・公共施設周辺の清掃活動や草刈作業を行う市民ぐるみの「氷見市一斉清掃」を毎年開催し、美しく清潔なまちの意識高揚を図ります。
- 「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾の美観を保つため、市民ぐるみの海岸清掃活動「氷見クリーン大作戦」を毎年開催します。
- ビーチクリーナーを導入できる海岸において、定期的に機械清掃を行います。
- ボランティアによる市内美化活動に対し、活動資材（ゴミ袋や軍手）の支給を行い、活動を支援します。
- マナー向上用の啓発看板や監視カメラを設置し、ごみのポイ捨て防止に係る意識高揚を図ります。
- ポイ捨て禁止等を広報紙や市のホームページで呼びかけ、マナー改善に係る意識高揚を図ります。
- 市内郵便局と連携し、市内の不法投棄等の情報収集を行います。
- 狂犬病予防注射の機会等を捉えて、ペットのフンの放置に対するマナー改善を呼びかけます。

(3) 快適に移動できるまちづくりの推進

- 自動車運転免許返納者に対する公共交通利用割引支援を継続します。
- まちづくりと連携し、市街地と居住エリア、周辺地域間を結ぶ公共交通ネットワークを整備するとともに、交通不便地域等の改善に努めます。
- 安心・安全・快適に移動できるよう、まちづくりと連携しながら、街路灯、誘導灯、案内板等を設置します。
- 観光施設や公共施設を拠点としたレンタサイクルを推進します。
- 歩行者・車両運転者の立場（視点）からの交通安全を啓発します。

(4) まちなかの賑わいの創出

- 市域の芸術文化の核施設となる「新文化交流施設」を整備します。
- 空き店舗・空き家を活用した職住一体型等の開業を支援します。
- 「氷見市 藤子不二雄[®]まんがワールド」を活用したまちなかめぐりを促進します。
- まちなかの空き店舗を活用した「チャレンジショップ（複合店舗）」の運営を通して、まちなかでの新規出店を促します。
- 中央町商店街が実施する「うみのアパルトマルシェ」等のイベント開催を支援し、まちなかの賑わいを創出します。
- 創業支援等事業計画に基づく支援団体と連携し、創業に係る支援（創業塾の開催等）を行います。

(5) 空き家・空き地等対策の推進

- 各自治会と連携し、市内の空き家の所在や所有者等を把握・データベース化し、活用します。
- 事業者と連携し、空き家等管理サービス(空き家情報バンク)の周知・利用促進を図ります。
- 空き家等の優良物件化に必要な費用の一部を支援します。
- 放置によって倒壊の恐れのある等、著しく危険な空き家の除去費用の一部を支援します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
花づくりグループ数(団体総数)	団体	19[R1]	20
清掃ボランティア団体総数	団体	69[R1]	80
廃棄物の年間不法投棄量	t	1[R1]	0

快適・心の豊かさ

2. 特色ある景観・文化の保全・創造

郷土の文化・景観資源を守り、活かします



現代社会においては、「ゆったりとした時間」がぜいたくなものとされ、季節を感じて、人の温かさに触れながら歩くことや、手間ひまかけて育てられた旬の地元食材を味わうことといった、質的な充実が図られた文化的な社会が求められる時代となっています。

「温故知新＝故きを温ねて新しきを知る」という諺には、昔のことを研究して、そこから新しい知識や道理を見つけ出すという意味があります。

市内を見渡せば、その土地に根ざした独自の文化や景観資源が数多く存在します。

これらの文化や景観資源は、市民の共有財産として、今後も大切に保存していく必要があります。また、地域色あふれるまちづくりの中で効果的に活用され、暮らす人・訪れる人がともに心地よく過ごせる、そんな趣のあるまちを築いていくことが望まれます。

現況と課題

(1) 魅力的な景観の保全・創造

市民アンケート調査^{*1}によれば、残したい景観・伝えたい景観として、最も回答が多かったのは「立山連峰への眺望」でした。次いで「比美乃江大橋・公園」「唐島」「島尾海岸」「ひみ番屋街」「氷見海岸」「松田江浜」が挙げられたことから、氷見の景観と海岸は分かち難く結びついていることがうかがえます。

また、多くの市民が魅力的と感じる景観として、地形風土や歴史・伝統・文化に培われた本市の礎に関わる景観や、暮らしと生業が共存した集落の家並み景観が挙げられました。一方、街道沿いに形成されたまち並みや大火から復興してきた市街地景観は、氷見にしかない独特の景観として親しまれています。

今後はこのような美しい自然景観や原風景を良好に保全するとともに、一定のルールの下で、本市の魅力向上の原動力となる新たな景観を創造することが求められます。このため、市では「氷見市景観計画（平成31年3月）」に基づいて、市民・事業者・行政の協働のもと、良好な景観を阻害する要素を改善しながら、心地よい景観づくりを推進していく必要があります。

写真：市内の眺望景観 [右]富山湾に浮かぶ唐島、[左]長坂の棚田



資料：氷見市

(2) 歴史的・文化的遺産の保全・活用

地域によって守られてきた史跡や文化財、伝統芸能等の文化的資源は、その地域の宝であり、その土地の歴史や文化を正しく理解するために欠くことができないものです。

市内には71の指定文化財があり、四季折々の祭事や行事も開催されています。

このうち、本市の代表的な伝統芸能である「獅子舞」には100以上の演舞数があり、一部地区の獅子舞は「とやまの文化財百選（とやまの獅子舞）」にも指定されています。また、「ひみ獅子舞ミュージアム」では、獅子舞の展示・実演・体験を通じ、後世へ文化を伝える活動をしています。

このように市内各地にある固有の歴史的・文化的遺産を地域づくりに活かそうとする気運がコミュニティを中心に広がりつつあることから、これらの活動を支援することで、市民の郷土に対する愛着や誇りを醸成していくことが求められます。

表. 市内の文化財※² [令和2年7月8日現在]

単位：件

区分	有形文化財	民俗文化財	記念物	計
国指定	—	1	7	8
国登録	—	1	—	1
県指定	3	—	8	11
市指定	30	5	16	51
計	33	7	31	71

備考1) 有形文化財：建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料、歴史資料）

備考2) 民俗文化財：有形民俗文化財、無形民俗文化財

備考3) 記念物：史跡、名勝、天然記念物、名勝・天然記念物

資料：「氷見市内指定文化財等一覧」氷見市立博物館

写真. [左：伝統芸能]ひみ獅子舞ミュージアムでの獅子舞の実演、[右：国指定史跡]大境洞窟住居跡



写真. [左：伝統祭事]まるまげ祭り、[右：国指定天然記念物]上日寺のイチョウ



資料：氷見市

(3) 郷土意識の醸成

郷土の文化や歴史を継承する上で、とりわけ子どもたちが暮らしの中で地域の歴史や伝統芸能に親しんだり、祭事に参加することが求められます。

市では、小学校3年生に「ふるさと氷見（副読本）」を配布し、中学校3年生までの期間を通じて、ふるさと学習を行っています。また、令和元年3月にはホームページ（みんなで学ぼう！ふるさと氷見）を開設し、各小中学校や地域で行われているさまざまな教育活動を周知する取り組みを行っています。

(4) 食育・地産地消の推進

市では、地産地消の取組みの一環として、子どもたちの食育^{※3}を進めています。また、氷見産の食材を使った料理の作り方や伝承料理、郷土食を周知するため、市のホームページで「キトキト氷見食育ワークブック」や「秘味ごっつお帖」を公開しています。

なお、地産地消については、昔から考えられてきた「その地域で育った旬の農林水産物は栄養価が高くおいしい」を土台とした取組みであり、地域で生産したものをその地域で消費（食べる・利用する）することを指します。この地産地消の取組みは、地域の農林水産業や6次産業^{※4}の活性化につながるとともに、遠方から運ばれてくる農林水産物よりもフードマイレージ^{※5}が小さくなることから、環境にやさしい取組みでもあります。

市の地産地消は、これまで農協や漁協等が中心になって行なわれてきましたが、市内の人口減少が加速する中、「地消」する消費者の減少が課題になっています。（なお、この課題に関する環境施策は、「推進機軸 3. 環境と産業の好循環の推進」に整理しています。）

※1 「氷見市景観計画（平成31年3月）」で行われた市民アンケート調査の結果を引用した。

※2 様々な文化財のうち、国や県、市が指定したものを指定文化財という。登録文化財は、従来の指定文化財制度を補完して、幅広く文化財を保護するために、平成8年の文化財保護法改正により創設された。

※3 さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることを目的とした取組み。

※4 1次産業の農林水産業で得られた生産物の新たな付加価値を上げるため、農林水産業者が食品加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも取り組むことで、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。6次産業の「6」は、農林水産業本来の1次産業だけでなく、2次産業（工業・製造業）・3次産業（販売業・サービス業）を取り込むことから、1次産業の「1」×2次産業の「2」×3次産業の「3」を乗じた「6」を意味する。

※5 フードマイレージを直訳すると「食料の輸送距離」で、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」によって算定される。フードマイレージの大きい食料、つまり遠く離れた生産地から届く食料は、輸送や輸送までの保管等に石油をはじめとする大量のエネルギーが使われていることから、多くの二酸化炭素や窒素酸化物等の大気汚染物質が排出されていることになる。一方、地産の食料の輸送距離は短くなるため、環境にやさしいことになる。

環境施策の方向性

「ふるさと氷見」の景観・歴史文化の保全・創造や、食育・地産地消の取組みを推進します。



(1) 魅力的な景観の保全・創造

- 「氷見市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の歴史や文化、自然環境等の特性を活かした個性あるまちづくりを推進します。
- 「氷見市景観条例」に基づき、大規模行為届出者の事業内容を景観づくり基準で審査し、必要に応じて協議・助言・指導することで、建築物・工作物への景観誘導を推進します。
- 周辺との調和や一体感等に配慮した建築行為等を支援します。
- 市域を代表する景観資源や重点的な景観形成が必要な地区等を「景観形成重点地区」に指定し、先行的に良好な景観形成として誘導します。
- 地域の個性ある景観づくりの核として「景観重要樹木」や「眺望景観保全地区」を指定し、その保全・継承を図ります。
- 地域の特性や景観に配慮した公共施設を整備するため、「富山県公共事業の景観づくり指針」を準用します。
- 富山県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について指導を行います。
- 国や県と連携し、海岸保安林の保全管理を行い、海辺景観を保全します。

(2) 歴史的・文化的遺産の保全・活用

- 氷見市文化財保護条例に基づき、文化財を保護・保存し、埋蔵文化財包蔵地や埋蔵文化財の発掘調査にも適切に対応します。
- 開発行為者に対し、必要に応じて文化財の保全に係る協議・助言・指導を行います。
- 環境にやさしい漁法である「定置網漁」を核とした「氷見の持続可能な定置網漁業」を受け、保全計画に沿った里山里海の環境保全活動を促進します。
- 獅子舞等の伝統催事の開催を支援し、固有芸能を伝承します。

- 論田・熊無の藤箕製作技術等の無形民俗文化財の保存・継承を支援します。
- 地元の伝統・文化が学べる体験学習を開催します。
- 市民の文化的交流の意識高揚を図るため、氷見市美術展覧会を毎年開催します。
- まちなかの自然・歴史・文化的資源を回遊しながら楽しく満喫できるしくみを創造します。

(3) 郷土意識の醸成

- 小学校3年生に配布した「ふるさと氷見（副読本）」を使い、中学校3年生までの期間にふるさと学習を行うことで、郷土に誇りを感じる人材の育成につなげます。
- 市民、子育て世代、子ども等を対象としたふるさと学習講座を開催します。
- ふるさと教育・生涯学習相談窓口を設置します。
- 子どもや子育て世代が、ふるさとのすばらしさを学べるように「みんなで学ぼう！ふるさと氷見」のホームページを開設し、ふるさと教育を情報発信します。
- 氷見市立博物館や獅子舞ミュージアム、氷見市漁業文化交流センター（ひみの海探検館）等を活用し、幅広い世代に郷土の自然・歴史・文化的資源を周知する展示物を企画します。

(4) 食育・地産地消の推進

- 毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日とし、市民ぐるみで食育の大切さを学べるよう、情報発信します。
- 学校給食の食材調整等を行う「食材コーディネーター」を配置し、学校給食に占める氷見産食材の使用割合を向上します。
- 栄養教諭等の作成した食育に関する情報を掲載した「給食だより」を毎月発行し、子どもや子育て世代に食の大切さを啓発します。
- きときと氷見地産地消推進協議会と連携し、園児を対象とした料理教室「きときとキッズお料理道場」を開催します。

環境指標

指標	単位	現況	目標[R13]
学校給食等での氷見産食材の使用割合	%	5[H30]	50

環境情報を収集・共有化し、学び・体験する機会を創ります



すでに多くの市民が、さまざまな機会の中で環境情報を得たり、環境にやさしい行動に取り組んだりしています。このような環境にやさしい行動が浸透・拡大するには、まずは環境をよくするための正しい知識や情報を学び・理解しておくことが望ましく、これらを提供する環境教育や環境学習の果たす役割は、これまでも増して重要なものとなっています。

また、環境教育や環境学習に取り組むことは、環境を守る意識を醸成するだけでなく、郷土を愛する心や自ら考えて責任のある行動がとれるといった人格の形成にもつなげることができます。このため、幼い頃からの環境教育は重要であり、学校教育のみならず、家庭や地域においても環境問題を一緒に話し合ったり、考えたりしながら、行動していくことが求められます。

現況と課題

(1) 環境情報の共有化

市民が正しい環境情報や環境保全に役立つ情報をタイムリーに入手することは、協働体制で環境施策を進める上で重要な要素となります。

市では、これまでも広報紙や市のホームページをはじめ、市内各所でのポスター掲示、印刷物の全戸配布、住民説明会の開催等において、環境保全に関する情報提供や啓発を行ってきました。今後は、さまざまな環境情報を体系化し、市民が望んでいる環境情報の提供に努めていく等の工夫が必要です。

(2) 環境教育・環境学習の機会提供・支援

次世代の家庭や地域社会を支える子どもたちにとって、環境教育が果たす役割は重要なものになります。市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「学校での環境教育の質と量の状況」では中学生の76%、小学生の90%が満足していました。子どもたちが環境を大切に作る「心」を養い、自主的・主体的に環境にやさしい行動に取り組むようになるには、幼い頃からその発達に応じて、学び・体験するさまざまな機会や場を学校・家庭・地域のあらゆる場面を通じて、創り出す必要があります。

このうち、学校には、子どもたちの発達段階に応じて社会生活の基礎を身につけさせるという重要な役割があります。市内の小中学校・義務教育学校では、各教科学習や総合学習の時間、特別活動（花・野菜栽培や生物の飼育等）を通じて、環境に対する豊かな感受性を持ちながら自発的に活動できる子どもを育成するために、環境教育に意欲的に取り組んでいます。また、家庭は、地域社会における最小の基本単位であることから、大人が子どもと一緒に

になって環境にやさしい行動を積極的に暮らしに取り入れる等して、子どもの環境保全に対する興味や意識を育てることが求められます。

(3) 核となる人材や団体の把握・育成

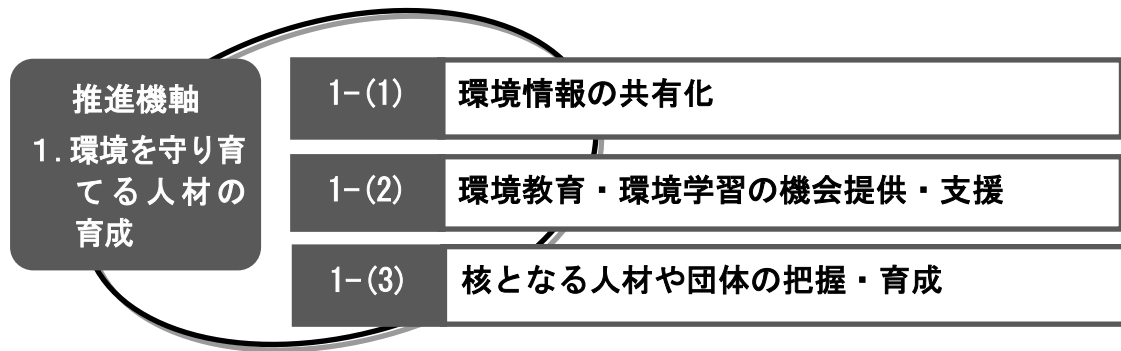
市内には、環境学習の場として、市が主催する環境施設の見学会や自然観察会の他にも、学校・地域・グループ・職場等で行われる独自の活動、一部のボランティア団体を中心となって行う環境学習会や自然保護活動、農林水産業体験、自然体験教室等があります。

これらの取組みは、それなりの成果は上げていますが、内容や回数で更なる充実を期待する声もあり、環境教育の体系化や実施主体間の連携が今後求められることが予想されることから、環境教育に精通した職員や核となる指導者の育成、体系的かつ継続的に学べるカリキュラムや教材等について、できるところから段階的に取り組んでいく必要があります。

また、これに合わせ、ふるさと氷見に誇りと愛着を持ち、地域の絆を大切にしながら、郷土の未来を支え、社会の発展に貢献できる人材を育成していく必要があります。

環境施策の方向性

環境をよくするための正しい知識や情報を学べる機会、体験できる機会を提供するとともに、核となる人材等を把握・育成します。



(1) 環境情報の共有化

- 広報や市のホームページ、SNS、イベント等を通じて、環境関連情報を分かりやすく発信します。
- 「氷見市住みよい環境づくり条例」に基づく年次報告書（氷見市の環境）を毎年作成し、公表します。

(2) 環境教育・環境学習の機会提供・支援

- 児童生徒の発達段階に応じた教材、体験型学習プログラム等を実施し、学校教育における環境教育を推進します。
- 学校教職員の環境教育に関する能力向上を図るため、環境教育の研修や情報提供を行います。
- 市や各種団体が取り組む子どもの環境教育活動を広報や市のホームページ等で紹介します。
- 環境保全の意識高揚のため、氷見市まちづくり出前講座や環境施設の見学会を開催します。
- 生きものとのふれあいや生態を学ぶ機会を増やします。
- 気候変動やSDGs（持続可能な開発目標）を学習できる機会、場づくりに努めます。

(3) 核となる人材や団体の把握・育成

- ふるさと教育のリーダー等の人材発掘・養成を推進します。
- 地域や職場における環境保全リーダーの育成を支援します。
- 消費者団体等が取り組む環境配慮活動を支援します。
- 環境保全への意識高揚の契機となる各種イベントや活動発表会（環境フェアや月間環境活動等）を支援します。
- 富山県地球温暖化防止活動推進センター（とやま環境財団）に対し、温暖化防止に係るアドバイザーや診断員、相談員の派遣を依頼します。

環境指標

指 標	単位	現況	目標[R13]
とやま環境チャレンジ10の年間実施校数	校	3[R1]	現況値を維持する
こどもエコクラブのクラブ員の年間会員数	人	0[R1]	20
木育インストラクターの年間活動回数	回	7[R1]	現況値を維持する

よりよい環境を目指すため、自主的・主体的に行動できる人やしくみを育てます



持続可能な社会を実現するには、私たち一人ひとりが環境をよくする知識や情報を正しく理解するだけでなく、環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

また、市内の環境保全活動を持続するには、一人の千歩より千人の一步といった発想が必要であり、活動に参加する市民の裾野を広げ、市民一人ひとりの「地域環境力」※¹を底上げしていくことが必要です。また、さまざまな環境保全活動を通じて住みよさを増すことが、郷土愛を育てることにつながり、更なる「地域環境力」の底上げにつながるといった、好循環を生み出す仕掛けが求められます。

現 況 と 課 題

(1) 市民等の自発的な活動の促進

市民アンケート調査で「氷見市の環境に係る満足度」を設問したところ、「市民一人ひとりの環境に対する意識の状況」では市民の19%、中学生の51%、小学生の64%が満足と回答しており、年齢層が上がるにつれて満足度が低下する傾向がみられました。また、「あなたは氷見の環境を良くするための学習・活動に参加・協力したいですか」の設問に対し、市民の2%が「参加・協力したい」、22%が「機会やきっかけがあれば参加・協力したい」と回答しており、地域の環境配慮活動に対して消極的な傾向にあることがうかがえます。

市民や事業者との協働・連携体制は、全ての行政運営にとって必要ですが、とりわけ環境行政では市民一人ひとりの環境配慮行動の多少が成果を大きく左右することから、重要な要素になります。また、今後本格的に到来する人口減少や少子・超高齢社会において、持続可能な形で市内の環境保全・創造を推進していくには、協働・連携体制はより一層不可欠なものになります。このため、今後は、市民や事業者による自発的な環境保全活動の促進を図るとともに、世代や地域間を越え、さまざまな人とのつながりの強化を図る取組みを推進する等して、市内におけるソーシャルキャピタル※²を高めることが求められます。

(2) 市民等の参画・協働の促進

市民や事業者との協働・連携体制の推進は重要ですが、行政が決定した施策に対しての参加や協力を行動段階になって市民や事業者に求めるだけでは、真の協働・連携体制とはいえません。

このため、施策の企画・立案段階から市民が参画できるしくみ、例えば、市民の優れた発案を環境施策へ反映しながら、市民とともに実行し、その結果を評価・公表するといった新たな協働・連携体制を推進していく必要があります。

市民から優れた発案を促す方法としては、優れた発案を市の環境施策に積極的に取り入れていくことや、優れた発案が実を結ぶように支援すること、発案者を優遇したり、表彰したりすること等が考えられますが、いずれにしても発案を出しやすいしくみや、寄せられた発案を正當に評価するしくみをつくり上げていくことが必要です。

市では、地域住民と行政が対等なパートナーとしてまちづくりを行うため、市域の全21地区に市職員を各2名配置し、自治振興委員等（「地域づくり協議会」設立後は協議会）と地域課題の解決に向けた協議・検討・実践を行いながら、地域力の向上を図っています。また、地域づくり協議会の推薦を受けた人に集落支援員を委嘱し、地域住民・行政・その他団体等による協働・連携体制によるまちづくりを推進することで、地域コミュニティの維持や再生に努めているところです。今後も引き続き、このような組織や人材とも協働・連携しながら、持続可能な形で市内の環境保全・創造を推進していく必要があります。

(3) 広域的な連携・交流体制の整備

今や世界規模でさまざまな影響が顕在化している地球温暖化問題は、市の努力だけでは到底解決できるものではなく、国内外を問わず、幅広い連携や協力が必要となる環境問題です。一方、市内には、オニバス（水生生物）やイタセンパラ（淡水魚）、クロヨシノボリ（淡水魚）といった絶滅危惧種に指定された生きものの他、天然記念物も多数存在しています。こうした自然環境の保護についても、国や県まかせにせず、市の実情を踏まえた提案を行う等、主体的に関わっていく必要があります。さらに里山や農地・ため池・用水、沿岸・海域等を保全・活用するには、県や県内市町村、富山県西部森林組合や土地改良区、JA氷見市、氷見漁業協同組合といったさまざまな団体との連携が不可欠です。

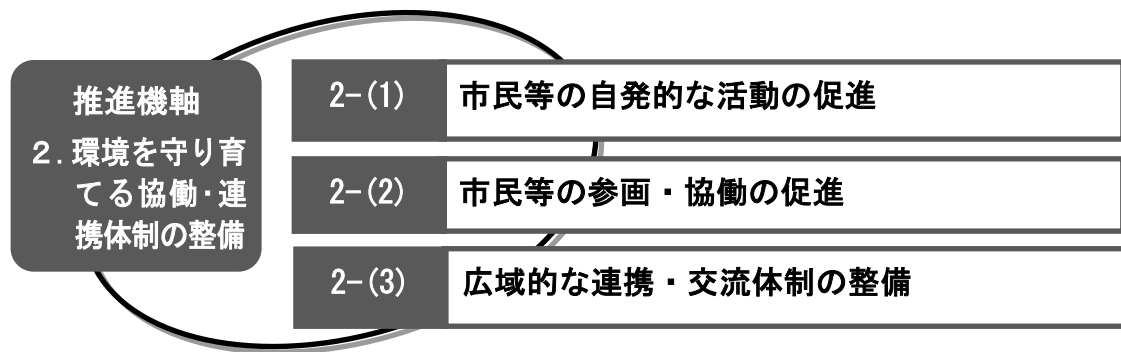
こうした広域的な連携は、市内の環境を守る上で直接的にも間接的にも活かされるべきであり、市がいろいろな情報や取組みを吸収する機会としてだけでなく、市内の取組みを広く発信する機会や協力を呼びかける場としても活用できることから、これらの協力関係や協働・連携体制を今後も積極的に構築していく必要があります。

※¹ 地域全体でよりよい環境を保全・創造しようと取り組む意識や能力のことを指す。

※² 信頼・規範・ネットワーク等といった社会や地域コミュニティにおける人々の相互関係や結びつきを支える仕組みの重要性を説く考え方のこと。日本語では「社会的資本」「社会関係資本」と訳される。物的資本（Physical Capital）や人的資本（Human Capital）等に並ぶ新しい概念として定義されている。

環境施策の方向性

市民・事業者・行政のそれぞれの立場で自発的な活動を推進されるよう、市民や関係団体等との協働・連携体制を強化します。



(1) 市民等の自発的な活動の促進

○【市民による緑化活動】

市民参加型の植林・植育イベントを開催します。

○【市民による緑化活動】

自治会や各種市民団体に花苗を提供する等して、「花いっぱい運動」を推進します。

○【市民による緑化活動】

「花と緑の銀行氷見支店」や「花とみどりの少年団」等による事業を推進します。

○【市民による緑化活動】

市民参画による公園・緑地の管理体制を検討します。

○【市民による美化活動】

全市一斉美化活動を定期的に開催します。

○【市民による美化活動】

市民団体等による自主的な美化活動を支援（ごみ袋の支給、清掃用具の貸し出し、ボランティア保険の加入、ごみ処理の減免化等）します。

○【環境にやさしい消費行動の推進】

『倫理的な（エシカル）消費※』（地球環境・人・社会・地域を考えて作られたモノやサービスの購入や消費）活動を普及啓発します。

○【ごみの減量化・資源化運動の推進】

市民や団体が取り組んでいるごみの減量化・資源化方策を募集し、周知します。

○【ごみの減量化・資源化運動の推進】

費用対効果を語りつつ、資源集団回収や分別収集による資源物の回収を促進します。

○【ごみの減量化・資源化運動の推進】

事業系廃棄物の減量化・資源化に向けた啓発・要請・指導を行います。

●【省エネ・再生可能エネルギー利用スタイルへの転換】

環境にやさしい暮らしへの転換を図るため、省エネ化行動の普及啓発を推進します。

●【省エネ・再生可能エネルギー利用スタイルへの転換】

建築物の省エネ性能の向上や生産活動における再生可能エネルギーの普及・転換を図るための普及啓発を推進します。

(2) 市民等の参画・協働の促進

- 自治振興委員や地域づくり協議会が行う環境活動を支援します。
- 地域が主体的に取り組む地域づくり活動や課題解決に向けての専門家（アドバイザー）の招聘を支援します。
- 地域おこし協力隊等と連携し、市街地・農山漁村間での環境保全・自然体験メニューを開発しながら、市民の交流を促進します。

(3) 広域的な連携・交流体制の整備

- 市域を越えた広域的な取り組みが必要な環境問題について、国や県の環境施策に協力・連携します。
- 近隣自治体や先進的な取り組みを推進している自治体と情報交換や交流を深めます。
- 森林・農地・沿岸・水辺等の公益的機能保全のため、各種組合や団体との情報交換、相互協力を推進します。

環境指標

指 標	単位	現況	目標[R13]
JR氷見線応援サポーターの登録者数	人	208[R1]	現況値を維持する
環境美化活動イベントの年間参加者数	人	11,000[R1]	15,000

※「倫理的な（エシカル）」は、一般的には法的な縛りはないが、多くの人達が正しいと思うことで、人が本来もつ良心から発生した社会的な規範という意味合いとして用いられる。

倫理的な（エシカル）消費として、例えば、①地球環境に配慮された消費（グリーン購入、省エネ製品の購入、再生可能エネルギーの利用、車のレンタルやシェア等）、②人や社会に配慮された消費（社会的責任投資等）、③地域に配慮された消費（地産地消、応援消費、地元商店での買い物、伝統工芸等）が挙げられる。このような活動は、SDGsの17のゴールのうち、ゴール12【つくる責任、つかう責任】に関連する取り組みに相当する。

人もまちも自然も、みんなが元気になるしくみを育てます



国では「健やかで美しく豊かな環境先進国」の一つの到達点として、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環ビジョン」を2025（令和7）年までに実現することを目指しています。

具体的には、「環境保全の観点から性能が優れた技術や製品をいち早くつくり出すことで新たな経済活動が生み出される。むしろ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済を活性化することで環境も良くなる。」という考え方であり、「環境と経済（産業）」の関係は、互いに刺激し合ってより良い方向にともに歩んでいく関係であって、両者は決して相反するものではないという考え方に基づき定められました。

このビジョンは、平成16年に策定されたものですが、それから16年が経過した今日では、全国各地でこのビジョンが普及・浸透しつつあります。こうした考え方に基づく関係性こそが、今後も本市が目指していく「環境と産業の好循環」の姿となります。

現況と課題

(1) 地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興

市内では、農林水産業の従事者の高齢化や新たな担い手不足が深刻な課題となっています。

また、経済活動においては、2次産業（製造業や建設業等）はもとより、1次産業（農林水産業分野）においても、省資源・省エネルギー化といった環境配慮活動が求められます。

このため、市では、担い手不足を改善するため、関係団体等とも連携しながら、新規就業者への支援や社会人へのリカレント教育※を推進する必要があります。

また、市内の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、従事者の負担が大きいことが課題となっていることから、ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」の普及や、環境保全型農業（環境にやさしい営農活動）を推進することが求められます。

また、本市の人口減少が加速する中、氷見産の農林水産物を「地消」する消費者の減少が課題となっています。このため、関係団体等と連携しながら、氷見産の農林水産物の販路拡大を目指すとともに、農林水産物の付加価値を向上させる6次産業の育成・支援を行う必要があります。

(2) 自然・文化資源を活かした観光の振興

現在、日本農業遺産に認定された「氷見の持続可能な定置網漁業」の他、市内には能登半島国定公園に指定された沿岸部、海越しの立山連峰、日本の棚田百選にも選定された長坂の棚田といった自然環境や歴史文化等の観光資源が数多く存在しています。

このような地域資源を活かし、ブルーツーリズムやグリーンツーリズムを推進するとともに、産業観光や文化観光と組み合わせた体験型・滞在型の観光を提供する等して、観光客の知的好奇心を満たす取組みを進める必要があります。

また、市では、「氷見らしい景観」を広く発信することを目的とした「ひみ景観Instagramフォトコンテスト」の開催や、市外在住の方と一緒に本市を盛り上げることを目的とした「氷見きときとファンクラブ」の設置等を行っており、今後はこのような取組みをきっかけとして、氷見らしさを活かした新たな観光ブランドを企画立案し、氷見の魅力を発掘していく必要があります。

(3) カーボンニュートラル産業の振興

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、太陽光発電や電気自動車をはじめとする次世代自動車、水素燃料電池等に代表されるエネルギーや再生可能エネルギーに関する技術革新が進展しています。また、SDGsで定めたゴールの7番目には「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、12番目には「つくる責任 つかう責任」が定められています。

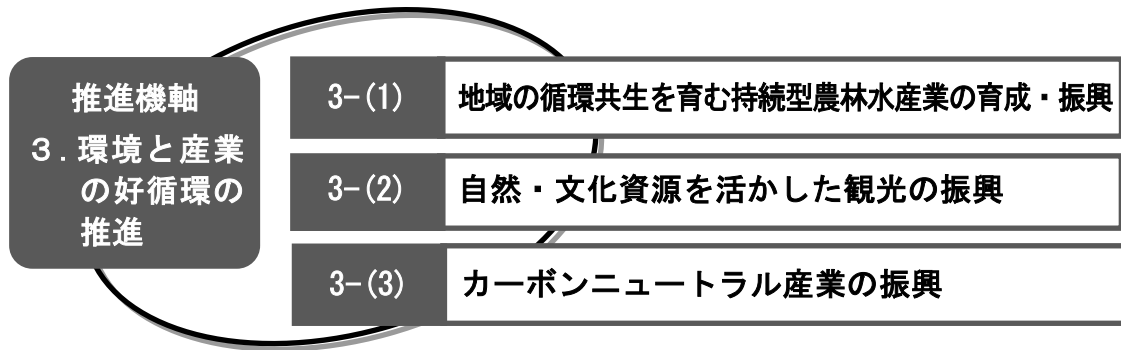
市では、クリーンなエネルギーの地産地消を促進する取組みとして、地域に存在している未利用資源を再生可能エネルギーとして利用するバイオマス発電や太陽光発電を推進することにしており、この他にも廃食用油によるバイオディーゼル燃料化や、給食センターの調理くずと家畜ふん尿による堆肥化といった廃棄物のリサイクルを推進しています。

今後は、このような取組みを足がかりとして、地域資源を活かしたカーボンニュートラル産業の振興を目指していくことが求められます。

※生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返す教育制度のこと。リカレント（recurrent）とは「反復、循環、回帰」を意味するため、リカレント教育は「回帰教育」「循環教育」等とも表現される。

環境施策の方向性

人も自然もまちも、みんなが元気になる「環境と経済の好循環」を推進します。



(1) 地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興

- 農林水産業を希望する若者や新規就業者への支援を推進します。
- 農林水産業を希望する社会人へのリカレント教育を推進します。
- 集落営農組織の設立や農業法人化に対する支援や人材育成を行う等して、農業の多様な人材を育成します。
- 農林水産業と他産業によるマッチングやコミュニティビジネスを推進し、新たに6次産業化にチャレンジする事業者等を支援します。
- 農林水産業の6次産業化を推進するため、新商品（農林水産業生産物、加工品）の開発・販路拡大を支援します。
- 市内産の農林水産物ブランド化を推進し、市内の販売店や大都市圏でのPR販売の他、海外に向けての販路拡大も検討します。
- 農産物特産品直売所や農家レストランを広く情報発信し、地元産食材の販売・消費を促進させるとともに、生産者の掘り起こしや育成を図ります。
- 市内・地域内での消費活動の拡大を図るため、地域内商品券等の販売を促進します。
- 食育の普及活動や市特産品のPR・販売活動を推進するため「氷見市キッチンカー」を貸し出します。
- ひみ里山杉を中心とする氷見産木材や特用林産物の生産量拡大、販路開拓を推進します。
- 氷見市木材活用促進事業や公共建築物等への氷見産木材の利用を推進します。
- 民間施設における木質バイオマスの利用拡大を支援します。

(2) 自然・文化資源を活かした観光の振興

- 環境にやさしい漁法である「定置網漁」を核とした「氷見の持続可能な定置網漁業」を受け、保全計画に沿った里山里海の環境保全活動を促進します。
- 農業体験（棚田オーナー制度や田舎暮らし体験等）を通じて、都市住民等との交流を促進します。
- 高校生による定置網漁業体験や氷見の農業遺産ツアーを通じて、若者との交流を促進します。
- 氷見高校の「未来講座 HIMI学」を活用し、専門家の講義やフィールドワークを通じて、氷見の豊かな自然・文化・社会との交流を促進します。
- 「氷見きときとファンクラブ」やクラブ会員同士が交流する「ファンミーティング」を通じて、全国に氷見の魅力やイベント情報を発信します。
- 「ひみ景観インスタグラムフォトコンテスト」を開催し、氷見の魅力ある地域資源を広く発信します。
- 漁業文化や生業・まんが等の観光資源を軸とした利便性・回遊性のあるまちづくりを推進し、まち歩きや食べ歩きツールの拡充を図ります。
- JA氷見市や氷見漁業協同組合、氷見市観光協会、民宿等と連携し、「食都四季を彩る氷見三昧」事業を推進します。
- 食イベント（ひみ食彩まつりやひみぶりフェア等）により、氷見の食の魅力を全国に情報発信します。
- インバウンド・広域観光誘致の観点からの情報発信やプロモーションを実施します。

(3) カーボンニュートラル産業の振興

- 地域特性に応じた氷見市型のエネルギー地産地消モデルを構築します。
- 公共施設や事務所単位でのエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入を検討します。
- 市の遊休地等を活用し、太陽光発電設備やバイオマス発電の事業化を検討します。

第5節 リーディングプロジェクト

本市の環境像を実現するため、今後、市では市民や事業者との連携を図りながら、前節（「第4節 施策の展開（取組みの方向性）」）に示した各種施策を展開していきますが、これらの施策を着実に推進していくには、実施主体の機運を醸成し、高めていくための仕掛けが必要になります。

このため、これまでに取り上げた施策の中から、計画全体を先導するもので、重要度が高い施策、または波及的効果が期待できる施策を横断的に抽出し、本計画のシンボリックな役割を果たす「リーディングプロジェクト」として位置づけることで、計画を効率的かつ効果的に推進していくものとします。

なお、リーディングプロジェクトは、次の観点に配慮して定めます。

【リーディングプロジェクト選定時の配慮事項】

- ①市民アンケート調査結果から市民等の関心が高く、市としても重要度が高い取組みであること。
- ②氷見市らしさをアピールできる取組みであること。
- ③取組みによって、横断的な波及効果が期待できること。

1. リーディングプロジェクトの選定

上記を踏まえ検討した結果、次の4つの「リーディングプロジェクト」を定めます。

● エネルギーの地産地消プロジェクト

● 自然との共生プロジェクト

● 住みよさアッププロジェクト

● 氷見の環境を育てる応援プロジェクト

2. リーディングプロジェクトの内容

4つのリーディングプロジェクトの内容は、以下のとおりです。

エネルギーの地産地消プロジェクト

私たちの生活は、大量のエネルギー資源を消費することで成り立っているといっても過言ではありません。これらのエネルギーの消費に合わせて、二酸化炭素（温室効果ガス）が大量に排出され続けており、これが地球温暖化の要因になっています。

SDGsのゴールの一つに「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」が掲げられています。

市内には自然があふれており、その自然には太陽光や風力、バイオマス、小水力、地熱といった何度も再生利用が可能なエネルギーが潜在しますが、今のところその利用はごく僅かです。このため、市では、これらの再生可能エネルギーを積極的に活用することでエネルギーの自給率を高め、さらに農林水産を含めた地域産業の活性化につなげることを目的とした「エネルギーの地産地消」を目指しています。

最終的には、SDGsに取り組む市として、市民や事業者とともに2050年までに「ゼロカーボンシティ（市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロ）」の実現を目指すため、まずはその基盤づくりとして、「エネルギーの地産地消プロジェクト」に取り組みます。

基本目標	基本方針	環境施策の方向性
分野目標Ⅱ 低炭素・資源循環	1. 低炭素型まちづくりの推進	1-(2) 省エネルギー化の推進
		1-(3) 再生可能エネルギーの地産地消の推進
推進機軸 人・しくみづくり	3. 環境と産業の好循環の推進	3-(1) 地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興
		3-(3) カーボンニュートラル産業の振興

自然との共生プロジェクト

市域面積の約6割を占める森林地域では、現在必要な手入れがなされていない森林が増加し、森林が持つさまざまな公益的機能の低下が危惧されています。市民アンケートにおいても、里山資源の保全や活用、自然災害の減災防災対策、有害鳥獣対策への関心が高くなっていました。また、「森は海の恋人※」という言葉のとおり、豊かな森が豊かな海を支えていることから、森の公益的機能の保全活動を継続的に続けていく必要があります。

一方、沿岸海域では、県内河川上流域等から流れてきたさまざまなごみが漂流・漂着しています。マイクロプラスチックをはじめとした漂流物や漂着物は、自然景観を損ねるだけでなく、海洋環境や生態系、漁業等への悪影響も懸念されることから、県や県内河川上流都市町等とも連携し、漂流物や漂着物の発生抑制対策や回収作業に取り組んでいく必要があります。

最終的には、森・川・里・海からの自然の恵みを次世代に引き継ぐため、まずはその基盤づくりとして、「自然との共生プロジェクト」に取り組みます。

基本目標	基本方針	環境施策の方向性
分野目標Ⅱ 低炭素・資源循環	1. 低炭素型まちづくりの推進	1-(4) 温室効果ガスの吸収源対策の推進
分野目標Ⅲ 自然共生	1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上	1-(1) 森林・林地の保全・活用
		1-(3) 沿岸海域の保全・活用
	2. 野生生物との共生	2-(3) 有害鳥獣・特定外来生物の管理
	3. 自然災害への適応力（レジリエンス）の強化	3-(1) 社会インフラの強靱化
		3-(2) 防災・減災の意識啓発、自主防災組織との連携・支援

※「森は海の恋人」は、宮城県気仙沼湾で牡蠣養殖業を営む畠山重篤氏が提唱した漁師らによる植林運動の愛称である。平成元年からスタートしたこの運動は、30年以上続けられており、今では山と海との住民の交流や、世代を超えた子どもたちの交流にも広がっている。（植林木数は5万本、植樹面積は約25haを超えている。）
また、この活動は、小学校や中学校の教科書等にも掲載され、「森は海の恋人」に影響を受けた植林運動は、全国に広がりつつあり、各地で山・川・海の環境と住民の意識を変えていったとされる。

住みよさアッププロジェクト

市内では、市民や企業・各種団体のボランティアによる清掃活動や緑化活動が進められています。その一方で、一部の心ない人により、ポイ捨てや不法投棄が行われており、市民アンケートでもこれらに対する不満の声やマナーの低下を嘆く声が多く寄せられていることから、改善策を速やかに講じていく必要があります。

一方、市民アンケートの「氷見市の環境に係る満足度」において、不満の回答割合が最も多かったのは「日常生活や交通手段の利便性(市民34%)」でした。今後人口減少や少子・超高齢社会が本格化する中、生活の質を向上させていくには、市街地の拡散を抑制しつつ、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちづくりを構築することが求められています。このため、市財政の持続的健全化を見据え、中長期的な視点で土地利用の誘導や交通事業等を複合的かつ横断的に推進していく必要があります。また、このようなまちの構築は、市が目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた施策とも重なる部分が多いことが特徴です。

最終的には、住む人、訪れる人がともに心地よく過ごせる持続可能なまちづくりを目指し、その取組みの基盤づくりとして、「住みよさアッププロジェクト」に取り組みます。

基本方針	基本方針	環境施策の方向性
分野目標Ⅱ 低炭素・資源循環	1. 低炭素型まちづくりの推進	1-(1) ゼロカーボンシティの取組みの推進
分野目標Ⅳ 快適・心の豊かさ	1. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進	1-(2) 美しく清潔なまちづくりの推進
		1-(3) 快適に移動できるまちづくりの推進
		1-(4) まちなかの賑わいの創出

氷見の環境を育てる応援プロジェクト

私たちのライフスタイルや事業活動が深く関わっている今日の環境問題では、私たち一人ひとりが意識改革し、環境に配慮する行動を自発的に進めることが求められますが、市民アンケートの「氷見市の環境に係る満足度」において、満足の回答割合が特に低かったのは「行政や企業による環境情報公開の質と量の状況(市民16%)」や「市民一人ひとりの環境に対する意識の状況(市民19%)」であったことから、環境情報の共有化や市民一人ひとりの地域環境力の底上げに注力していく必要があります。

一方、地域資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し支え合い、環境・経済社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方にに基づき、国では「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」を進めており、全国各地でこの取組みの輪が広がっています。本市においても、氷見らしさを活かした産業を振興しつつ、環境と社会経済を統合的に推進する持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

最終的には、市内に暮らす全ての人が自発的に環境活動に取り組むとともに、人もまちも自然もみんなが元気になるまちづくりが展開されることを目指し、まずはその基盤づくりを目的として、「氷見の環境を育てる応援プロジェクト」に取り組みます。

基本目標	基本方針	環境施策の方向性
推進機軸 人・しくみづくり	1. 環境を守り育てる 人材の育成	1-(1) 環境情報の共有化
	2. 環境を守り育てる 協働・連携体制の 整備	2-(1) 市民等の自発的な活動の促進
	3. 環境と産業の好循環 の推進	3-(1) 地域の循環共生を育む持続型農林水産業の育成・振興
		3-(2) 自然・文化資源を活かした観光の振興
		3-(3) カーボンニュートラル産業の振興

行動編 市民・事業者の環境行動指針

生活型公害や地球温暖化等の環境問題には、私たちの日常生活や事業活動に起因するものが多くあります。このような環境問題を解決していくためには、「計画編」に示した環境施策を実施するだけでなく、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる暮らしの場面の中で、“私たち一人ひとりが環境に配慮した行動をできるところから着実に実行し、継続していくこと”が不可欠です。

そこで、「行動編」では、市民や事業者のみなさんが日常生活や事業活動等において、環境に配慮した行動を日々実践する際の参考となるよう、その行動指針を示します。

第1節 市民の環境行動指針

日常生活のさまざまな場面において、望まれる市民の環境行動指針を示します。

1. 水を使うとき

①節水に努めましょう。

- 食器洗い、歯磨き、洗顔、シャワーで、すすぎをしている以外で、水を流し放しにするのをやめましょう。
- ひどい汚れのある鍋や食器は、汚れを拭き取ってから洗いましょう。
- 蛇口への節水コマの設置や、自動水栓の導入、水圧の調整等の節水工夫をして、水道使用量を削減しましょう。
- 蛇口は全開にせず、適切な水量で使用し、使用後はしっかり蛇口の栓を閉めましょう。
- 洗濯はまとめ洗いで回数を減らすとともに、できるだけ溜めすすぎを行いましょう。
- 食器洗い機や自動洗濯機は、節水モードを利用しましょう。
- 水漏れの点検を定期的に行いましょう。



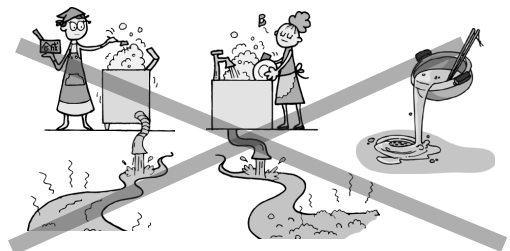
②水を有効利用しましょう。

- 雨水を溜めて、植木への散水や洗車、真夏の打ち水等に利用しましょう。
- コメのとぎ汁を床掃除や植木への散水等に利用しましょう。
- お風呂の残り湯を洗濯水等に利用しましょう。



③生活雑排水の排出抑制に努めましょう。

- 廃食用油は、リサイクルとして分別回収し、排水口に流さないようにしましょう。
- 三角コーナーや排水口に水切りネット等を取り付け、調理くずを流さないようにしましょう。
- 合成洗剤の利用を控え、環境にやさしい石けん等を使用しましょう。



2. 電気・ガスを使うとき

①電気の節約に努めましょう。

（電化製品、OA機器）

- ☐ 不要な電化製品のスイッチをこまめに切りましょう。
- ☐ 電化製品の待機時電力使用を避けるため、主電源を切る、コンセントからプラグを抜く、省エネタップを使用する等しましょう。
- ☐ パソコンを長時間使用しないときは、本体の電源を切りましょう。また、席を外すときは、ディスプレイの電源を切りましょう。
- ☐ 電気ポットを長時間使用しないときは、保温状態にせず、コンセントからプラグを抜きましょう。
- ☐ ご飯の温めは、炊飯器による保温よりも、電子レンジで温め直しましょう。
- ☐ 掃除機の集塵袋やフィルターはこまめに掃除しましょう。
- ☐ 温水洗浄便座を使用しないときは、フタを閉めましょう。
- ☐ こたつは敷き布団と掛け布団を使用する等して、低めの設定温度を心がけましょう。

（照明機器）

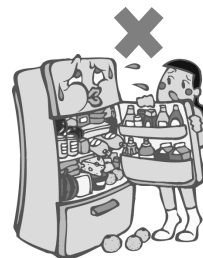
- ☐ 不要な照明は消しましょう。
- ☐ 照明器具は、省エネ化・長寿命効果が高いLEDに切り替えましょう。
- ☐ 電球やかさをこまめに掃除しましょう。
- ☐ 外灯は最小限とし、センサーライトの活用を努めましょう。

（空調機器）

- ☐ 夏には半袖等による軽装、冬には厚着や重ね着等をして、体温調整の工夫をし、冷暖房の適温に努めましょう。
- ☐ 空調機器は、部屋の広さや用途に合ったものを選びましょう。
- ☐ カーテンやブラインド、すだれ等を使用して、冷暖房の効率を上げましょう。
- ☐ エアコンフィルターをこまめに掃除しましょう。
- ☐ エアコン使用時は、できるだけ出入口を開放しないようにしましょう。

（冷蔵庫）

- ☐ 食品を詰め込み過ぎず、冷蔵庫のドアの開閉を少なくしましょう。
- ☐ 熱い食品等は、冷ましてから入れましょう。
- ☐ 冷蔵庫の周囲には、放熱用のスペースを空けましょう。
- ☐ 季節や食品の入れ具合に応じて、冷蔵庫の設定温度を調節しましょう。



②ガス・灯油等の節約に努めましょう。

- ☐ 石油ストーブの反射板やガスコンロのバーナーをこまめに掃除しましょう。
- ☐ やかんや鍋の底から、ガスコンロの火が外へ大きくはみ出さないように、火力を調節しましょう。
- ☐ やかんや鍋の水滴をよく拭き取ってから、ガスコンロの火を入れましょう。
- ☐ お湯を沸かすときは、必要以上に沸騰させないようにしましょう。
- ☐ 湯沸かし器の種火はこまめに消しましょう。
- ☐ 食器等を洗う際には、給湯器の温度設定を上げすぎないようにしましょう。
- ☐ 圧力鍋や無水鍋を利用して、調理時間を短縮しましょう。
- ☐ 調理の下ごしらえに電子レンジを活用しましょう。
- ☐ 浴槽にフタをして、お湯を冷めにくくしましょう。
- ☐ お風呂は間隔を置かずに入る等して、追い炊きの回数を減らしましょう。
- ☐ 身体を石けん等で洗う間は、お湯を出し放しにしない等、シャワーの使用時間を減らすようにしましょう。



3. 車を利用するとき

①自動車の利用をできるだけ控えましょう。

- 自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関を利用しましょう。
- 近距離のときは、徒歩や自転車を活用しましょう。
- 同じ方向に移動する際は、できるだけ相乗りしましょう。



②エコドライブ(環境に配慮した運転)に努めましょう。

- 不必要なアイドリングをやめましょう。
- ふんわりアクセルを励行し、急発進・急加速・空ぶかし・超過速度運転をやめましょう。
- 車のトランクを整理し、不必要な荷物を載せないようにしましょう。
- 減速する際は、エンジンプレーキを活用しましょう。
- 暑い日には、乗車直後に窓を開け、一旦車内の温度を下げてから、冷房を使用するようにしましょう。
- 自動車の整備点検を定期的に行いましょう。

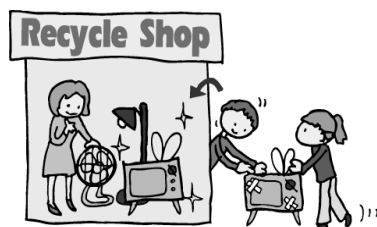
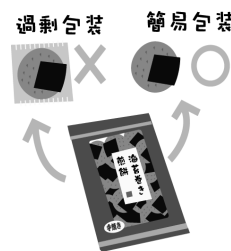
③低燃費車の購入に努めましょう。

- 自動車を購入する際には、次世代(電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等)を選択しましょう。
- 自動車を購入する際には、用途に見合った大きさの車を選択する等して、不必要に大きな車の購入を控えましょう。
- 不正軽油を使用せず、環境にやさしい燃料を使用しましょう。

4. 買い物をするとき、ごみを出すとき

①ごみの減量に努めましょう。

- 不用になるものはもらわない・買わない生活スタイルを心がけましょう。
- 買い物の際にはマイバッグを持参し、不要なレジ袋や紙袋をもらわないようにしましょう。
- 過剰包装を辞退し、ばら売りや簡易包装がしてある商品を選びましょう。
- 使い捨て商品の利用を減らし、詰め替え等により、再使用ができる商品を選びましょう。
- 食料品の買い過ぎや作り過ぎに注意して、手付かず食料品や食べ残しをなくしましょう。
- 献立を工夫して、生ごみを極力少なくする料理方法(エコクッキング)に取り組みましょう。
- 生ごみ処理機等を活用して、生ごみの減量化に努めましょう。
- 生ごみをごみとして出す前に水切りを徹底しましょう。
- 購入時には長く使えるものを選び、可能なものは修理・修繕を行う等して、ものを長く大事に使うようにしましょう。
- 不用になってもまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しないようにしましょう。



②資源物とごみの分別・リサイクルに協力しましょう。

- ビール瓶や一升瓶等のリターナブル（再使用できる）瓶は、販売店に返却しましょう。
- 地域や学校等で実施する資源集団回収や不用品交換会等に積極的に参加・協力しましょう。
- 小売店等が行うトレイや牛乳パック等の分別回収に積極的に協力しましょう。
- 空き缶や空き瓶、新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌、布類、ペットボトル、廃食用油等の資源物は、定められた分別ルールに従って、排出しましょう。



③ごみの適正処理に協力しましょう。

- ごみの分別ルールの必要性を理解して、定められた排出日や排出方法を守って、ごみを排出しましょう。
- ダイオキシン類の発生や悪臭を防ぐため、庭先等で野焼き（ごみの焼却等）するのをやめましょう。
- 市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して適切に対処しましょう。



④旬の食材や地元の食材を選びましょう。

- 生産や輸送に必要なエネルギー使用量が少ない、旬の食材や地元の食材を選びましょう。



⑤リサイクル製品や省エネ製品等の環境にやさしい製品の購入に努めましょう。

- エコマーク等の環境ラベルのある製品を優先的に購入しましょう。

【環境ラベルの一例】

- ノートやティッシュ、トイレットペーパー等の紙製品では、再生紙を使用した製品を優先的に購入しましょう。
- 電化製品では、省エネ効果の高い製品を優先的に購入しましょう。
- 長寿命製品を優先的に選びましょう。

5. 自然や文化に親しむとき

①自然とのふれあいに努めましょう。

- 地域の花壇づくりに取り組む等して、花いっぱい運動に参加しましょう。
- ウォーキングやハイキング等を楽しみながら、自然に親しみましょう。
- 市や環境活動団体等が実施する自然観察会や自然環境調査に参加・協力しましょう。



②里山保全等に協力しましょう。

- 身近な自然でもある里山の管理（下刈りや間伐材の手入れ等）に協力しましょう。
- 市や環境活動団体等が実施する緑化活動に協力しましょう。
- 緑化募金や緑化基金等に協力しましょう。
- 間伐材のリサイクルに協力しましょう。



③自然環境保全のためのマナーを守りましょう。

- 自分で出したごみは必ず持ち帰りましょう。
- 自然を大切に、植物や動物等をむやみに採取しないようにしましょう。
- ブラックバス等の外来魚類・昆虫類・両生類・動物の持ち込みや放逐はやめましょう。
- 外来園芸種の宅外拡散を防止するため、適正に管理しましょう。
- 釣り針や釣り糸は放置せず、適切に後始末しましょう。
- 野外での排尿・排便はやめましょう。

④地域の文化遺産や景観の保全と継承に努めましょう。

- 地域の歴史文化遺産や自然景観を守り、慈しみましょう。
- 地域に伝わる言い伝えや風習、文化財や名木等の歴史的・文化的遺産を調べ、学びましょう。
- 地域の祭りや郷土芸能に参加し、伝統を受け継ぎましょう。
- 歴史文化の薫るまちづくりに参加・協力しましょう。

6. 家を新改築・維持するとき

①周辺の自然環境や景観に配慮しましょう。

- 周辺の自然環境を壊さないように十分配慮しましょう。
- まちの景観等を損なわないように配慮しましょう。
- 生け垣や庭木の植栽、鉢植え等の緑化に努めましょう。
- 庭先の緑は、隣家や通行人等の迷惑にならないように管理しましょう。
- 隣家への日照等に配慮しましょう。
- 除雪や屋根からの落雪に配慮しましょう。

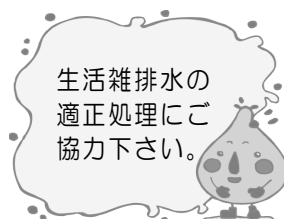
②住宅づくりに省エネルギーや再生可能エネルギーを取り入れましょう。

- 新築・改築時には、断熱・通風性・採光等に配慮した省エネ型の住宅設計を取り入れましょう。
- 網戸やすだれ等を活用して、通気性を良くしましょう。
- ソーラーシステム等の太陽光熱利用機器や太陽光発電の導入を進めましょう。
- 雨水の利用を工夫する等して、水資源を有効に活用しましょう。



③下水道への接続や合併処理浄化槽を設置し、維持管理を適切に行いましょう。

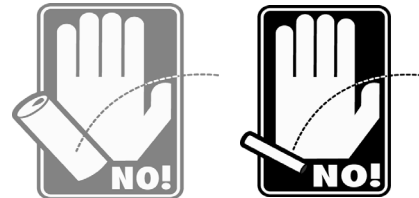
- 下水道が整備された地域では、速やかに下水道に接続しましょう。
- 下水道未整備地域では、生活雑排水とし尿が処理できる合併浄化槽を設置しましょう。
- 下水道の汚水枡や合併浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。



7. みんなが気持ちよく過ごすために

①マナーを守って、まちの美化に協力しましょう。

- 道路や公園、水路や河川等への、空き缶や空き瓶、タバコの吸い殻、チューインガム等のポイ捨てをやめましょう。
- 外出時には、携帯灰皿を持参しましょう。
- 行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。
- 壁やシャッター等への落書きはやめましょう。
- 自転車を放置せず、決められた場所にきちんと駐輪しましょう。
- 違法駐車をせず、駐車場を利用しましょう。
- 町内会等が実施する清掃活動やアダプト・プログラム等の地域美化活動に自発的に参加しましょう。
- 庭木のせん定や雑草駆除等を定期的に行いましょう。
- 公共施設（公衆トイレ等）を清潔に使用しましょう。
- 不法投棄を発見した場合は、速やかに市や警察に通報しましょう。



②ペット等の飼育ルールを守りましょう。

- 無責任な放し飼いはやめましょう。
- ペットの糞は飼い主が責任を持って始末しましょう。
- ペットの飼育の際には、愛情を持って、最後まで面倒をみましょう。

8. より良いエコライフを満喫するために

③悪臭の発生を防止しましょう。

- 野焼き（ごみの焼却等）はやめましょう。
- 自宅周辺の側溝汚泥の清掃を定期的に行いましょう。
- 浄化槽を設置している家庭では、定期的に浄化槽の点検・整備を行いましょう。
- 家庭での生ごみの管理を徹底しましょう。
- 殺虫剤や除草剤等の使用は、最小限度にとどめましょう。

④騒音の発生を防止しましょう。

- 楽器や音響機器、テレビ等を使用する際には、音量や時間帯を考えて使用しましょう。
- 雨戸の開閉は静かに行いましょう。
- 自動車やバイクの不法改造や空ぶかし、急発進、急加速等をやめましょう。
- 自動車のオーディオ等を大音量にして走行するのをやめましょう。
- 飼育犬の鳴き声に気をつけ、適切なしつけを行いましょう。
- 集合住宅において、階下への足音や飛びはね音に注意しましょう。



⑤周囲に配慮した除雪を心がけましょう。

- 集めた雪を隣家の敷地や道路に捨てないようにしましょう。
- 地域の除雪活動への協力に努めましょう。

①環境に関する正しい知識や情報を収集し、自己学習に努めましょう。

- 日頃から、ニュースや新聞記事等で報道している環境問題に関心を持ちましょう。
- 環境問題について、家族や友人、知人等の身近な人たちと話し合いましょう。
- 地球温暖化問題と私たちの日常生活や事業活動との関わりを学びましょう。
- 図書館やマスメディア、インターネット等を積極的に活用して、環境を良くするための正しい知識や情報を学びましょう。

②環境学習の場に参加しましょう。

- 市や環境活動団体等が主催する環境学習会や体験学習、自然観察会等に積極的に参加しましょう。
- 環境イベント等には、自分だけでなく、家族や仲間等も誘って参加し、学習の場を広げましょう。
- 市職員による氷見市まちづくり出前講座等を活用し、環境学習を推進しましょう。

③環境保全活動に参加しましょう。

- 環境家計簿を利用する等して、自分たちの暮らしが環境に与えている影響を知り、改善策を考えてみましょう。
- 各家庭で気軽に取り組める省エネ型エコライフを実践しましょう。
- 県内・市内で活動している環境活動団体等にも参加して、より広域的な活動を展開しましょう。
- 環境保全のための基金・募金に協力しましょう。

④人・地域のつながりを大切にしましょう。

- あいさつ等を通じ、人・地域のコミュニケーションを図り、エコ活動の輪を広めましょう。



第2節 事業者の環境行動指針

1. 事業者共通編

多くの職場で共通する、通常の事業活動における環境行動指針を示します。

1. 電気・ガス・水を使うとき

①電気・ガス・水の節約に努めましょう。

（電化製品、OA機器）

- ☐ 不要な照明は消しましょう。
- ☐ 不要な電化製品やOA機器のスイッチをこまめに切りましょう。
- ☐ パソコンを長時間使用しないときは、本体の電源を切りましょう。また、席を外すときは、ディスプレイの電源を切りましょう。
- ☐ 電気ポットを長時間使用しないときは、保温状態にせず、コンセントからプラグを抜きましょう。
- ☐ 電化製品の待機時電力使用を避けるため、主電源を切る、コンセントからプラグを抜き、省エネタップを使用する等しましょう。
- ☐ エレベーター等の利用を控えて、階段をできるだけ利用しましょう。
- ☐ 定期的に事業所のエネルギー使用量を把握して、効率的な使用に努めましょう。
- ☐ 業務時間の適正化を図ることで、エネルギー使用量を控えましょう。

（空調機器）

- ☐ 夏にはノーネクタイや半袖等による軽装、冬には厚着や重ね着等をして、体温調整の工夫をし、冷暖房の適温に努めましょう。
- ☐ 夏季はブラインドやカーテン等で日射を遮り、冬季は自然遮光を取り入れる等して、冷暖房の効率を高めましょう。
- ☐ エアコンのフィルターをこまめに掃除しましょう。
- ☐ エアコン使用時は、できるだけ出入口を開放しないようにしましょう。

（ガス）

- ☐ 湯沸かし器の種火はこまめに消しましょう。
- ☐ ガスコンロのバーナーはこまめに掃除しましょう。

（水）

- ☐ 蛇口への節水コマの設置や、自動水栓の導入、水圧の調整等の節水工夫をして、水道使用量を削減しましょう。
- ☐ 水漏れ点検を定期的に行いましょう。
- ☐ 手洗いや食器洗い等で水を流し放しにしないようにしましょう。
- ☐ 洗車等で水を流し放しにしないようにしましょう。
- ☐ 雨水の貯留施設を設置して、水の有効利用に努めましょう。

2. 事務用品や備品等を購入するとき

①環境配慮型の事務用品や備品等を優先的に購入しましょう。

- ☐ グリーン購入を推進しましょう。
- ☐ エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルがある製品を優先的に選びましょう。
- ☐ コピー用紙や封筒、トイレットペーパー等の紙製品では、再生紙を利用した製品（できるだけ古紙配分率の高いもの）を優先的に選びましょう。
- ☐ OA機器等の電化製品では、省エネ効果の高い製品を優先的に選びましょう。
- ☐ 長寿命製品を優先的に選びましょう。

②ごみの排出が少ない事務用品や備品等を優先的に購入しましょう。

- ☐ リサイクルしやすい素材を用いた製品を選びましょう。
- ☐ 過剰包装を控え、簡易包装を励行しましょう。
- ☐ 修理や部品交換が容易な製品を選びましょう。
- ☐ リユースまたはリサイクルのルートが確立している製品を選びましょう。
- ☐ トナーカートリッジや洗剤等は詰め替え可能な製品を選びましょう。

3. 物品等を廃棄するとき

①ごみの減量化を推進しましょう。

- 両面印刷や両面コピーを励行しましょう。
- 廃棄紙（ミスコピーや使用済みコピー紙）の裏面を活用しましょう。
- 必要ではない資料やカタログ等は、受け取らないようにしましょう。
- 会議資料の部数や頁数は、必要最小限にしましょう。
- 紙コップや割りばし等の使い捨て製品の購入や使用を控えましょう。

②リサイクルを推進しましょう。

- 「排出事業者責任」を認識し、資源物として循環が可能なものは、定められた分別ルールに従って排出し、リサイクルしましょう。
- 地域や業種等との連携による事業系資源物の共同回収システムを構築する等して、OA紙や段ボール等の資源物を回収しましょう。
- 再生品等のグリーン購入を推進しましょう。
- 不用になってもまだ使える事務用品等は、フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、なるべくごみとして排出しないようにしましょう。
- 機密文書のリサイクルルートをできるだけ活用しましょう。

③ごみの適正処理を推進しましょう。

- 不法投棄や不適正処理は行わず、法令や定められた分別ルールを遵守して、排出者の責任で適正に排出・処理しましょう。
- 市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して、適切に対処しましょう。
- 野焼きや簡易焼却炉によるごみの焼却はやめましょう。
- 県や市から要請があった場合は、所有する土地の不法投棄防止対策を講じましょう。

4. 車を利用するとき

①自動車の利用をできるだけ控えましょう。

- 通勤や出張の際には、自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関を利用しましょう。
- 近距離のときは、徒歩や自転車を活用しましょう。
- 同じ方向へ移動する際には、相乗りや予定を調整する等の工夫をして、使用台数を減らしましょう。
- 社内におけるノーマイカーデーの実践に努めましょう。

②エコドライブ（環境に配慮した運転）に努めましょう。

- 不必要なアイドリングをやめましょう。
- ふんわりアクセルを励行し、急発進・急加速・空ぶかし・超過速度運転をやめましょう。
- 車のトランクを整理し、不要な荷物を載せないようにしましょう。
- 減速する際は、エンジンプレーキを活用しましょう。
- 暑い日には、乗車直後に窓を開け、一旦車内の温度を下げてから、冷房を使用するようにしましょう。
- 自動車の整備点検を定期的に行いましょう。

③低燃費車の購入に努めましょう。

- 社用車を購入する際には、次世代（電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等）を選択しましょう。
- 自動車を購入する際には、用途に見合った大きさの車を選択する等して、不必要に大きな車の購入を控えましょう。
- 不正軽油を使用せず、環境にやさしい燃料を使用しましょう。

5. 事業所・工場・店舗等を建設・管理するとき

①周辺の自然環境や景観等に配慮した建築を推進しましょう。

- 事業所・工場・店舗等を設置するときは、周辺の自然環境や景観を損なわないように十分配慮するとともに、騒音や悪臭等に伴う生活環境への影響にも配慮しましょう。
- 生け垣や庭木の植栽、ビルの屋上や壁面の緑化を推進しましょう。
- 近隣への日照等に配慮しましょう。
- 看板等の設置の際には、周辺の景観と調和がとれるように配慮しましょう。
- ひかりが光害を防止するため、照明の時間帯や場所、照明方法に配慮し、野外照明の適正化に努めましょう。

②建築物や設備機器に省エネルギーや再生可能エネルギーを積極的に取り入れましょう。

- 効率的な空調システムを採用しましょう。
- 省電力照明機器を採用しましょう。
- 断熱・通気・採光等に配慮した省エネ型の建築設計を取り入れましょう。
- 太陽光利用システム等の自然エネルギー設備を導入しましょう。
- 工場廃熱等の未利用エネルギーの有効活用に努めましょう。
- 環境負荷の少ない建築素材を導入しましょう。

③事業地内の透水性を確保しましょう。

- 敷地内に土の面を確保し、地下に雨水を浸透させましょう。
- 駐車場等には透水性舗装を利用しましょう。

④排水処理施設の整備と適正管理に努めましょう。

- 下水道が整備された地域では、速やかに下水道に接続しましょう。
- 下水道未整備地域では、生活雑排水とし尿が処理できる合併浄化槽を設置しましょう。
- 下水道の汚水枡や合併浄化槽は定期的に点検・清掃しましょう。

6. 事業活動で一步進んだ環境配慮を推進するために

①職場における環境教育の推進に努めましょう。

- 事業活動に関連する環境保全の知識や情報、取組み事例を調査し、研修会を開催する等して、社員の環境意識を高めましょう。
- 職場において、環境保全に係る専門的な知識や資格を持った人材を育成しましょう。
- 市や環境活動団体等が主催する環境学習会へ参加する等して、環境活動に関する情報の交換を推進しましょう。

②地域の環境保全活動に参加しましょう。

- 工場や事業所の敷地内外の清掃活動や環境美化活動を定期的に行いましょう。
- 地域で行われている環境保全活動への参加や支援を行いましょう。
- 環境保全のための基金・募金に協力しましょう。
- 自然の減少に繋がるような事業活動を行う場合は、代替措置として、植林や他地域での自然回復に努めましょう。
- 地域の祭りやイベントに協賛し、地域の活性化に貢献する等して、地域の歴史や文化的遺産の保全と継承に協力しましょう。

③職場の環境保全管理体制を整備しましょう。

- 環境保全のための担当部署や専任者を配置しましょう。
- 環境の保全や創造に関する基本方針や行動方針を定めましょう。
- 環境に配慮した行動に関するマニュアルや指針を作成しましょう。
- 環境マネジメントシステムの導入に努めましょう。
- 環境報告書やホームページ等を活用して、環境活動等の情報を公開しましょう。
- 事業の計画段階で環境への影響を検討しましょう。また、事業実施後の環境影響を調査し、必要に応じて、適切な対策を講じましょう。

2. 業種分野編

業種分野別の事業活動の環境行動指針を次に示します。

1. 製造業

①環境にやさしい製品の開発・製造を推進しましょう。

- 「拡大生産者責任」の考えを理解し、設計・仕入・製造・販売・流通の各工程を見直すことで、環境配慮型の生産構造への転換に努めましょう。
- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベル製品の開発・製造に努めましょう。
- 自然界で分解される素材を活かした製品の開発・製造に努めましょう。
- 重金属や有害化学物質の少ない製品の開発・製造に努めましょう。

②ごみの減量化・資源化に適した製品の開発・製造を推進しましょう。

- リサイクルしやすい素材を使用した製品の開発・製造に努めましょう。
- ごみになる量が少ない製品や詰め替え可能な製品の開発・製造に努めましょう。
- 部品の共通規格化や交換部品の長期保管化等を推進し、持続的に使用が可能な製品の開発・製造に努めましょう。
- 製品の修理・保守点検体制の充実を図りましょう。
- 製品の梱包には極力簡易包装を採用し、リサイクル可能な梱包材を活用しましょう。

③製造工程における環境配慮を推進しましょう。

- 製造工程では、大気汚染・水質汚濁・騒音等の公害防止法令を遵守しましょう。また、自主的な管理目標の設定や定期測定を行う等して、環境の保全に努めましょう。
- 製造工程で使用する有害化学物質は適正に管理し、廃棄の際には適正に処理しましょう。
- 製造工程から排出される廃棄物の減量やリサイクルを推進しましょう。
- 製造工程の効率化や廃熱を有効利用する等し、省エネ化を推進しましょう。
- 未利用エネルギーや自然エネルギーを活用しましょう。

- ライフサイクルアセスメントを導入し、事業活動における環境負荷の低減に努めましょう。
- 騒音規制法や振動規制法に基づく特定施設を設置する場合には、市に届け出ましょう。

④水質汚濁防止対策を徹底しましょう。

- 排水の管理体制を整備しましょう。
- 排水処理施設の整備を充実し、適正な維持管理を徹底しましょう。
- 定期的に放流水質検査を実施しましょう。
- 土壌・地下水汚染の防止のため、適正な排水処理対策を講じましょう。
- 水質汚濁防止に関する調査や研修を実施し、社員への技術的指導を徹底しましょう。

⑤大気汚染防止対策を徹底しましょう。

- 有害化学物質の排出を抑制しましょう。
- 大気汚染防止施設の整備を充実し、適正な維持管理を徹底しましょう。
- 定期的に排ガス濃度検査を実施しましょう。
- 大気汚染防止に関する調査や研修を実施し、社員への技術的指導を徹底しましょう。

⑥悪臭防止対策を徹底しましょう。

- 臭気を発生する設備等は、密閉性が高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置し、適正な維持管理を徹底しましょう。
- 悪臭防止に関する調査や研修を実施し、社員への技術的指導を徹底しましょう。

⑦地域住民の安全対策を徹底しましょう。

- 管理体制や連絡体制を確立し、安全対策を徹底しましょう。
- 緊急時対策マニュアルを作成し、地域住民の安全を確保しましょう。
- 県や市との連携強化を図りましょう。

2. 農業

①環境保全型農業を推進しましょう。

- 特別栽培、有機栽培、無農薬栽培を推進しましょう。
- 環境低負荷の農業資材や機械を導入しましょう。
- 良好な田園風景を保全し、水源涵養機能を保持しましょう。
- 悪臭発生の防止のため、堆肥等の管理を徹底しましょう。
- 農薬・化学肥料の不必要な量の使用を控えましょう。
- 消費者のニーズを踏まえ、安心安全な農作物の提供を進めましょう。
- エコファーマーの取得に努めましょう。

②農業系廃棄物の適正処理と有効利用に努めましょう。

- ビニールハウス等の資材を廃棄する場合は、自家処理せずに適正に処理しましょう。
- 再資源化できるものは、積極的にリサイクルしましょう。

③農地等の有効活用と市民交流を推進しましょう。

- 消費者に環境保全型農業をPRしましょう。
- 休耕している農地は、市民農園等に活用しましょう。
- グリーンツーリズムに協力しましょう。

3. 卸売・小売・飲食業

①環境にやさしい商品の販売を促進しましょう。

- エコマーク等の環境ラベルのついた商品の販売に努めましょう。
- 農林水産物は、氷見産や有機栽培のものを進んで販売しましょう。
- リサイクル製品や省エネ製品の販売に努めましょう。

②容器包装の減量化とリサイクルを推進しましょう。

- 廃棄物処理担当者を配置しましょう。
- 廃棄物の保管場所を設置し、適正に管理しましょう。

③飲食に関するごみの減量化・リサイクルを推進しましょう。

- 県が推奨する「食べきりサイズメニュー」提供店の登録に努めましょう。
- 割りばしや食べ残し、調理くず、廃食用油等を分別し、リサイクルを推進しましょう。
- 食材を効率的に利用して、生ごみの発生を抑制しましょう。
- 購入者による手付かず品や食べ残しを減らすため、メニューや分量等を工夫しましょう。

④周辺環境に配慮した営業活動を展開しましょう。

- 近隣住宅に配慮するため、駐車場の配置や設計を工夫して、店舗利用者の自動車排ガスや騒音等の軽減に努めましょう。
- 早朝・深夜の時間帯における店舗営業や配達車の走行に伴う騒音・照明に留意しましょう。
- 看板や建物の設置の際は、周辺景観に留意しましょう。
- ネオンや照明を使用する際は、使用時間帯に留意しましょう。
- カラオケや拡声器等を使用する場合には、音量や時間帯に留意しましょう。

4. 建設業

①環境にやさしい建築物づくりを推進しましょう。

- 環境共生型住宅の開発および普及に努めましょう。
- 環境に配慮した設計を推進し、周囲の緑化に努めましょう。
- 高層建築物の設計では、日照や景観に与える影響を検証しましょう。
- 省エネ型の建築づくりを推進しましょう。
- 太陽光利用システム等の自然エネルギーの導入を進めましょう。
- 建築物等の色彩や形状等が周辺の景観と調和するようにしましょう。
- 建築物の長寿命化やリフォームしやすい設計を推進しましょう。

②工事等に伴う建設副産物の有効利用や、廃棄物の発生抑制・適正処理に努めましょう。

- 建設資材には、再生品や再利用可能なものを採用しましょう。
- 有害な化学物質を含む建設資材の使用は控えましょう。
- 熱帯木材原料の使用を控えましょう。
- リサイクルが可能な建設副産物は適切に分別し有効活用、リサイクルできない廃棄物は適正に処分しましょう。
- 建設廃材や残土等の減量化、適正処理を推進しましょう。

③工事に伴う粉じんや騒音・振動の発生を防止しましょう。

- 建設作業等を実施するときは、騒音・振動の少ない建設機材を使用しましょう。
- 工事内容を付近住民にあらかじめ説明して理解を得る等の適切な対応に努めましょう。
- 騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業を行う場合には、市に届け出ましょう。

④地域住民の安全対策を徹底しましょう。

- 工事管理体制や連絡体制を確立し、安全対策を徹底しましょう。
- 緊急時対策マニュアルを作成し、地域住民の安全を確保しましょう。
- 県や市との連携強化を図りましょう。

5. 運輸・流通業

①環境に配慮して自動車を利用しましょう。

- 車両を購入する際には、低燃費車（低公害車）を選択しましょう。
- 荷物の積み卸しの間、時間待ちや客待ちの間は、アイドリングストップを励行しましょう。
- 社員のエコドライブの徹底に努めましょう。

②効率的な物流を推進しましょう。

- 配送システムの情報化や集積化を推進し、配送効率の向上に努めましょう。
- 過積載しないように留意しましょう。
- 輸送車用の最短走行ルートを選定しましょう。
- 共同輸配送を実施する等して、貨物輸送の効率化に努めましょう。

6. 廃棄物処理業

①廃棄物の適正処理を推進しましょう。

- 廃棄物を保管するときは、流出や飛散がないように保管基準を遵守しましょう。
- 廃棄物処理の際には法令を遵守し、適正に処分しましょう。
- 有害物質等の排出を抑制しましょう。

②廃棄物の循環利用を推進しましょう。

- リユースやリサイクルが可能なものについての循環利用ルートを確保しましょう。

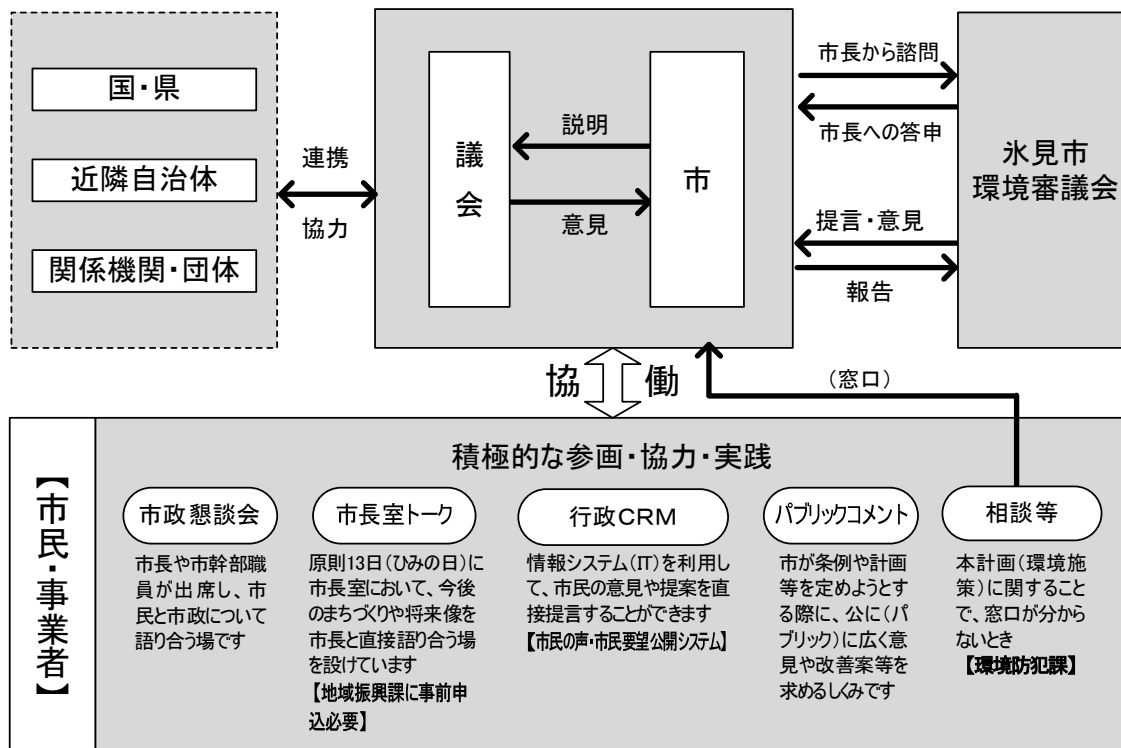
③地域住民の安全対策を徹底しましょう。

- 管理体制や連絡体制を確立し、安全対策を徹底しましょう。
- 緊急時対策マニュアルを作成し、地域住民の安全を確保しましょう。
- 県や市との連携強化を図りましょう。

推進編 計画を推進するためのしくみ

第1節 計画の推進体制

本計画を着実に推進するための体制を整えます。



1. 氷見市環境審議会〔既設〕

氷見市環境審議会は、「氷見市住みよい環境づくり条例」に基づき設置される市長の諮問機関として、市長が委嘱する委員20人以内をもって構成される組織です。

同審議会では、市長の諮問に応じて、公正かつ専門的な立場から、本計画の策定・変更に関すること、本計画に掲げた目標の達成状況や各種施策の進捗状況等の点検・評価に関すること、市の良好な環境の保全や創造に関する基本的事項や重要事項に関すること等の審議を行います。

2. 市の推進体制

市では、環境防犯課が事務局となって、関係所管課の意見調整や施策、事業の調整を行います。

3. 市民・事業者との協働・連携体制の整備

とりわけ環境行政においては、市民や事業者等の環境配慮行動の多少が成果を大きく左右することから、中心的な役割を担うことが期待される市民や事業者との協働・連携体制を推進します。

■環境情報の共有化の促進

環境にやさしい行動が浸透・拡大するには、まずは環境をよくするための正しい知識や情報を学び・理解しておくことが望ましいことから、環境をよくするための正しい知識や情報の提供が重要となります。

市では、各種環境情報の充実を図るため、環境情報の収集体制の整備や、広報紙やインターネット等を活用した情報提供の推進を図る等して、市民が気軽に環境情報を活用できる機会を増やしていきます。

■協働による環境活動の推進

市内で生活や事業を営む全ての人が、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる暮らしの場面の中で、環境に配慮した行動に取り組めるよう、環境教育・環境学習プログラムの整備や機会の創出を図ります。また、市民や事業者が行う環境活動への支援を進める等して、市民・事業者・市の協働体制による環境活動を展開します。

■市民からの発案

地域性を踏まえた優れた施策を立案する上で、市民からの発案が重要な役割を果たすことが期待されています。

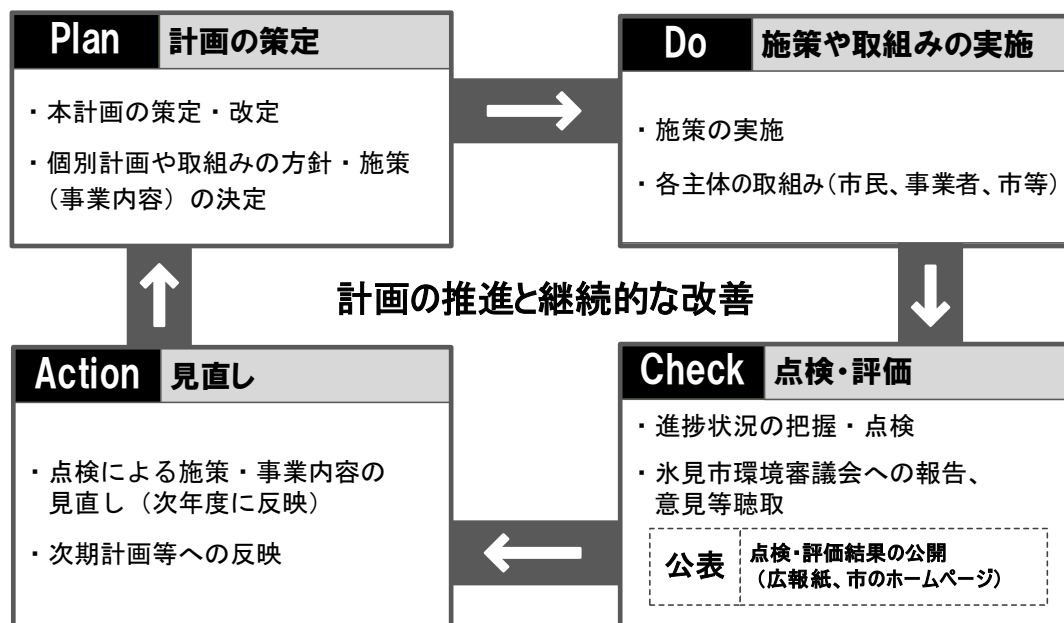
このため、計画や企画の立案段階から市民が参画できるしくみとして、既に整備されている市政懇談会や「市長室トーク」、「市民の声・市民要望公開システム（行政CRM）」、「パブリックコメント」を活用する等して、市民からの優れた発案を施策に反映し、市民とともに推進していくことを目指します。

4. 広域的な連携と協力の推進

地球環境問題、小矢部川水系・海岸・富山湾の環境保全、能登半島国定公園（石川県・富山県を跨ぐ、能登半島の海岸一帯を指定）の自然環境保全といった広域的な対応が求められる問題にも適切に対処するため、国・県・関係自治体・関係団体等との連携を深め、相互に協力して、より広域的な見地からこれらの課題に取り組んでいきます。

第2節 計画の進行管理

原則1年を基本単位とするPDCAサイクルに基づく、計画の継続的な改善と推進を図ります。



1. 施策の整合性の確保

市の各担当所管課が事務・事業等を立案・実施する際には、本計画の主旨を尊重し、本計画との連携・調整を図るものとします。また、施策や事業計画の立案・策定段階から、環境を保全・創造するための配慮を行います。

2. 環境指標の設定【再掲】

環境の現況や各種施策・事業の実施状況等を評価するため、環境指標を設定します。

環境指標は、各種施策・事業を実施する担当所管課が管理し、その達成度を翌年度当初に調査し、事務局（環境防犯課）に報告するものとします。

なお、環境指標は、取組みの進捗や施策の見直しに応じて、定期的に見直します。

3. 計画の進捗状況等の公表

各種施策や事業の実施内容を本計画の進捗状況としてとりまとめ、氷見市環境審議会に報告するとともに、広報紙や市のホームページで公表します。

第3節 環境指標の設定【再掲】

「計画編」で示した環境要素別目標の施策を着実に推進するため、環境指標を次のとおり定めます。

分野目標Ⅰ 健康・安全

1. 大気環境の保全

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
年間公害苦情件数（大気汚染関係）	件	R1	1	0 市に寄せられた年間の公害苦情件数のうち、大気汚染に仕分けた数
年間公害苦情件数（悪臭関係）	件	R1	1	0 市に寄せられた年間の公害苦情件数のうち、悪臭に仕分けた数

2. 水環境の保全

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
土壌汚染・地下水汚染の年間報告件数	件	R1	0	市に寄せられた年間の土壌汚染・地下水汚染の報告件数
汚水処理人口普及率	%	R1	92.3	生活排水処理施設（下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽）の供用区域に住む人口／住民基本台帳人口
年間公害苦情件数（水質関係）	件	R1	0	市に寄せられた年間の公害苦情件数のうち、水質汚濁に仕分けた数

3. その他生活環境の保全

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
年間公害苦情件数（騒音関係＋振動関係）	件	R1	1	0 市に寄せられた年間の公害苦情件数のうち、騒音・振動に仕分けた数

分野目標Ⅱ．低炭素・資源循環

1. 低炭素型まちづくりの推進

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
市内世帯における創エネ設備等導入時の補助申請件数	件	R1 —	330	市が把握している創エネ設備の補助申請件数（総数）
市内事業所における創エネ設備導入時の補助金申請件数 （ひみふるさとエネルギーによる支援件数）	件	R1 —	33	市が把握している創エネ設備の導入補助金申請件数（総数）
市庁舎の事業活動（全事務・事業）に伴う温室効果ガス排出量の削減率	%	H25を基準年として	40以上	「氷見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく温室効果ガス排出量の削減目標

2. 3 R・適正処理の推進

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
市民1人1日あたりの生活系ごみ年間排出量（資源物を除く。）	g	R1 460	413	（生活系ごみの総排出量－生活系ごみの資源ごみ量）／365日／住民基本台帳人口×10 ^{－6}
再生利用率（リサイクル率）	%	R1 23	26	（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋資源集団回収量）／（ごみ排出量＋資源集団回収量）
年間最終処分量	t	R1 2,188	1,420	直接最終処分量＋中間処理後の最終処分量

分野目標Ⅲ 自然共生

1. 森林・農地・水辺の公益的機能の向上

指標	単位	現況	目標 [R13]	指標の説明
里山再生整備面積	ha	R1 52.97	410	里山再生整備事業による整備面積
多面的機能支払交付金活動組織数	組織	R1 64	73	農林水産省の交付金制度を活用した組織数

2. 野生生物との共生

指標	単位	現況	目標 [R13]	指標の説明
水見市海浜植物園(シーサイドパーク)による自然体験教室等の年間開催回数	回	R1 40	現況値を維持する	水見市海浜植物園で開催した自然体験教室等の年間開催回数
市指定の対象鳥獣による人身及び物損被害の年間発生件数	件	R1 0	現況値を維持する	「第2期水見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標値と同様の集計方法で算定した件数
市指定の対象鳥獣による農林水産業の年間被害面積	ha	R1 13.2	7	市指定の対象鳥獣による農林水産業の被害面積（単年度）
自然保護員の年間活動回数	回	R1 5	現況値を維持する	自然保護員による年間活動回数

3. 自然災害への適応力（レジリエンス）の強化

指標	単位	現況	目標 [R13]	指標の説明
配水管の耐震化率	%	R1 10.7	25	配水幹線総数に占める耐震化対応幹線数の割合
自主防災組織の組織率	%	R2 100	現況値を維持する	自治振興会、自治会等で組織化し登録された自主防災世帯数／市内世帯数
水見市総合防災訓練に係る年間参加者数（関係機関を含む）	人	R2 250	500	水見市総合防災訓練の年間参加者数
防災士の資格を持つ人数（総数）	人	R2 96	388	「第2期水見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標値と同様の集計方法で算定した人数

分野目標Ⅳ. 快適・心の豊かさ

1. 快適でうるおいのあるまちづくりの推進

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
花づくりグループ数 (団体総数)	団体	R1 19	20	市が把握している花づくりグループ (会) の総数
清掃ボランティア団体総数	団体	R1 69	80	市が把握している清掃ボランティア団体の総数
廃棄物の年間不法投棄量	t	R1 1	0	市が把握している不法投棄物の年間回収量

2. 特色ある景観・文化の保全・創造

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
学校給食等での氷見産食材の使用割合	%	H30 5	50	「第2期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標値と同様の集計方法で算定した使用割合

推進機軸. 人・しくみづくり

1. 環境を守り育てる人材の育成

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
とやま環境チャレンジ10の年間実施校数	校	R1 3	現況値を維持する	とやま環境財団主催の「とやま環境チャレンジ10」の年間実施校数
こどもエコクラブのクラブ員の年間会員数	人	R1 0	20	こどもエコクラブの登録クラブに所属している子どもの年間会員数
木育インストラクターの年間活動回数	回	R1 7	現況値を維持する	氷見市木育インストラクターによる養成講座等の年間活動回数

2. 環境を守り育てる協働・連携体制の整備

指 標	単 位	現 況	目 標 [R13]	指標の説明
J R氷見線応援サポーターの登録者数	人	R1 208	現況値を維持する	J R氷見線応援委員会主催の「JR氷見線応援サポーター」の登録者数
環境美化活動イベントの年間参加者数	人	R1 11,000	15,000	地区で実施している清掃活動、市内一斉清掃活動、海岸清掃活動のうち、市が把握している清掃活動の年間参加者数

氷見市住みよい環境づくり条例

平成17年3月18日条例第6号

目次

- 第1章 総則(第1条—第11条)
- 第2章 基本方針(第12条—第15条)
- 第3章 基本的施策(第16条—第27条)
- 第4章 環境の保全に関する措置等
 - 第1節 公害の防止(第28条—第32条)
 - 第2節 健全な生活環境の保持(第33条—第38条)
 - 第3節 廃棄物の減量及び適正処理(第39条—第55条)
- 第5章 推進体制の整備(第56条)
- 第6章 氷見市環境審議会(第57条—第63条)
- 第7章 雑則(第64条—第67条)
- 第8章 罰則(第68条・第69条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することをいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (6) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (7) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物(以下「事業系一般廃棄物」という。)及び法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、快適で恵み豊かな環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が快適で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、快適で恵み豊かな環境を確保しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であること及び経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、氷見市の特性を生かし、すべての者の参加と国際的な協力の下に積極的に推進されなければ

序論

計画編

環境像・基本目標等

分野目標Ⅰ
〔健康・安全〕

分野目標Ⅱ
〔低炭素・資源循環〕

分野目標Ⅲ
〔自然共生〕

分野目標Ⅳ
〔快適・心豊かさ〕

推進機軸
〔人・しくみ〕

リーディング
プロジェクト

行動編

推進編

資料編

ならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害若しくは地下水の保全上の支障を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行その他の所用のため本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めなければならない。

(相互協力)

第8条 市、事業者、市民及び滞在者は、環境の保全及び創造に関し、相互に協力し、及び連携するものとする。

(氷見市住みよい環境づくり週間)

第9条 市は、事業者、市民及び滞在者に、広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に取り組む意欲を高めるため、氷見市住みよい環境づくり週間を設ける。

2 氷見市住みよい環境づくり週間は、7月1日から同月7日までの日とする。

3 市は、氷見市住みよい環境づくり週間の趣旨にふさわしい事業を実施する。

(年次報告)

第10条 市は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政上の措置等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第12条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次に掲げる事項についての施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な水や緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かしたうおいと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(4) 廃棄物の減量及び再生利用、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等により、環境への負荷が低減される社会が構築されること。

(環境基本計画の策定)

第13条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、氷見市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第14条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、これを行うよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

（規制の措置）

第16条 市は、公害及び地下水の保全上の支障を防止し、並びに自然環境の保全その他の環境の保全に資するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第17条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めるときは、適切な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備その他の事業の推進）

第18条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市は、文化財、優れた景観その他の地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある快適な環境を保全し、及び創造する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 市は、農林業及び水産業と生活環境とが調和した豊かな田園漁村環境を保全するため、農地の有効利用、農山漁村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（良好な水環境の保全及び創造）

第19条 市は、河川及び地下水等の水質が保全されるとともに、水資源の合理的利用が促進されることにより、良好な水環境の保全及び創造を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（廃棄物の減量等の促進等）

第20条 市は、廃棄物の減量及び再生利用、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等が促進されることにより、環境への負荷の低減が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量及び再生利用、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

（事業者の行う環境の保全のための活動の促進等）

第21条 市は、事業者が、その事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に関し、必要な体制の整備を行い、並びに自ら目標を定め、実行し、及びその実行状況を評価することの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資する装置、製品、役務若しくは技術を開発し、又は供給する事業活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する協定の締結）

第22条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(教育及び学習の推進等)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、事業者及び市民の自発的な活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習の場の提供、指導者の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第25条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、その活動の支援に関し中核となる団体の育成、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第26条 市は、第24条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第27条 市は、事業者及び市民と連携し、地球環境保全に資する施策を推進するよう努めるものとする。

第4章 環境の保全に関する措置等

第1節 公害の防止

(公害の防止)

第28条 事業者及び市民は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害の発生防止に努めなければならない。

2 市は、公害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(公害防止計画)

第29条 市長は、事業者に対し必要があると認めるときは、公害防止のための措置に関する計画の提出を求めることができる。

(公害防止の緊急措置)

第30条 事業者は、特別の事情の発生により公害を発生させたとき、又は発生させるおそれがあるときは、直ちに操業を中止し、又は短縮する等の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、速やかに当該事故の再発生防止のための措置に関する計画を市長に提出しなければならない。

3 前項の計画を提出した事業者は、その措置を完了した日から3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかにその措置について確認しなければならない。

(苦情の処理)

第31条 市長は、公害に関する苦情について市民の相談に応じ、必要があると認めるときは、他の地方公共団体及び関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めるものとする。

(和解、あっせん)

第32条 市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解の仲介、あっせんをするものとする。

第2節 健全な生活環境の保持

(良好な景観の形成)

第33条 市は、自然と調和した地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観を形成するために、魅力ある街並みの創造、美しい緑地の保全、憩いとやすらぎある水辺空間の整備及び歴史的文化的遺産の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

2 広告物又は広告物を掲出する物件の設置者は、周辺の生活環境に配慮した良好な景観の保持に最善の注意を払わなければならない。

(緑化の推進)

第34条 市は、緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 市民又は事業者は、自ら所有し、又は管理する土地の敷地内において、適正な管理の下に積極的な緑化に努めるものとする。

(空き地等の管理)

第35条 住宅周辺の空き地又は現に使用されていない建築物の敷地の所有者又は管理者(以下「空き地の所有者等」という。)は、当該空き地若しくは敷地(以下「空き地等」という。)に雑草が繁茂し、又は廃棄

物の投棄、病害虫の発生その他周辺の生活環境が損なわれる状態にならないよう適正に管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、空き地の所有者等が空き地等を資材置場若しくは駐車場その他の用途として利用し、又は利用させている場合について準用する。

(空き缶等の散乱防止)

第36条 市民及び滞在者は、飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸殻及び包装紙その他のごみ(以下「空き缶等」という。)の散乱を防止するため、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 缶、瓶、ペットボトルその他の容器で包装された飲食物を販売する者は、空き缶その他の空き容器が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 市長は、空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第37条 市民及び事業者は、燃焼に伴ってダイオキシン類、ばい煙又は悪臭が発生する等人の健康又は生活環境を損なうおそれのある物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、法第16条の2各号に定める方法による廃棄物の焼却については、この限りでない。

(愛がん動物、家畜等の飼育者の責務)

第38条 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、当該動物が他人に迷惑を及ぼすことのないよう管理するとともに、責任をもってふん尿を処理しなければならない。

- 2 畜舎又は鶏舎を設置する者は、汚物及び汚水を適正に処理することにより、悪臭及び害虫の発生並びに水質の汚濁を防止しなければならない。

第3節 廃棄物の減量及び適正処理

(再利用等による廃棄物の減量等)

第39条 市長は、再利用(活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。次項において同じ。)に配慮した分別収集、市の処理施設での資源の回収等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市長は、市の施設から排出される廃棄物を適正に分別し、その再利用を図るとともに、物品の調達に当たっては、再生品の利用を促進すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

- 3 市長は、一般廃棄物のうち有用なものの再生利用を促進するため、廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めることができる。

- 4 市民及び事業者は、日常生活及び事業活動において、再利用が可能な物の分別を行うとともに、再生品その他の環境に配慮した製品及び繰り返し使用することが可能な容器包装の利用並びに過剰な容器包装の抑制並びに製品の長期間の使用及び再使用に努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第40条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託)

第41条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。第52条第1項、第53条第1項、別表第1及び別表第2を除き、以下同じ。)について、その全部又は一部を委託して行うことができる。

(家庭廃棄物の処分等)

第42条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 占有者は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、自ら処分しない家庭廃棄物(臨時かつ多量の家庭廃棄物及び犬、猫等の死体を除く。)については、分別を徹底し、規則で定めるところにより、市長が指示する定期の収集日時に所定のごみ集積場へ搬出しなければならない。この場合において、市長が指定する可燃性の家庭廃棄物については、市長が指定する家庭廃棄物収集袋に収納し、搬出しなければならない。

- 3 前項に規定のごみ集積場は、あらかじめ市長の同意を得た上で占有者が共同で設置するものとし、当該占有者により適切に管理されなければならない。

- 4 占有者は、その土地又は建物内の臨時かつ多量の家庭廃棄物又は犬、猫等の死体を自らの責任で処分できないときは、市長にその処分の方法について指示を受けなければならない。

(排出禁止物)

第43条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のある物又は著しく悪臭を発する物
- (2) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に指定されている物

- (3) 第46条第1項の規定により指定された適正処理困難物
- (4) 容積又は重量の著しく大きい物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのある物
- 2 占有者は、前項に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。
(事業系廃棄物の処理)
- 第44条** 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
(処理困難性の自己評価等)
- 第45条** 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 2 事業者は、適正な処理が困難な廃棄物となるおそれのある製品、容器等については、自ら回収する等適切な措置を講じなければならない。
(適正処理困難物の指定等)
- 第46条** 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に市におけるその適正な処理が困難となるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。
- 2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物を自ら回収する等の適切な措置を講ずるよう要請することができる。
(市が処分する産業廃棄物)
- 第47条** 市長は、法第11条第2項の規定により、一般廃棄物の処理又は市の処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、市が一般廃棄物と併せて処分することが必要であると認める産業廃棄物を処分することができる。
- 2 前項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。
(処理施設の受入基準)
- 第48条** 占有者(占有者から運搬の委託を受けた者を含む。次項において同じ。)は、市の処理施設に廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。
- 2 市長は、前項の受入基準に従わない占有者に対し、その廃棄物の受入れを拒否することができる。
(事業用大規模建築物の所有者等の義務)
- 第49条** 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「大規模建築物」という。)の所有者は、当該大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 2 大規模建築物の占有者は、当該大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 3 大規模建築物の所有者は、当該大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 4 大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
(受入拒否)
- 第50条** 市長は、大規模建築物の所有者が前条第1項、第3項又は第4項に関し、第64条第4項の規定による公表の後において、なお、第64条第3項に規定する命令に係る措置をとらなかったときは、当該大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。
(廃棄物減量等推進員)
- 第51条** 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策への協力その他の活動を行う。
(一般廃棄物処理手数料)
- 第52条** 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定めるところにより手数料を徴収する。
- 2 前項に規定する手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 3 前2項の規定により算定された手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 市長は、第1項に規定する手数料のうち、規則で定める収集及び運搬に関する手数料の徴収については、その全部又は一部を委託して行うことができる。

(産業廃棄物処分手数料)

第53条 市長は、法第13条第2項の規定により、産業廃棄物の処分に関し、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する手数料の算定について準用する。

(手数料の減免)

第54条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第52条第1項又は前条第1項に規定する手数料を減免することができる。

(許可申請手数料等)

第55条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可若しくは許可の更新を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納入しなければならない。

(1)一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき3,000円
(2)一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき1,000円
(3)一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき3,000円
(4)一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき1,000円
(5)一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき3,000円
(6)一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき3,000円
(7)浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき3,000円
(8)浄化槽清掃業許可更新申請手数料	1件につき1,000円

第5章 推進体制の整備

第56条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を市、事業者、市民及び滞在者の協力の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第6章 氷見市環境審議会

(設置)

第57条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、氷見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第58条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第59条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第60条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第61条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員若干人で組織する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 専門部会に部会長1人を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第62条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(運営)

第63条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(勧告、命令及び公表)

第64条 市長は、公害を発生させるおそれがある者又は公害を発生させていると認める者に対し、公害防止について必要な措置を講ずるよう勧告しなければならない。

2 市長は、第33条第2項、第35条、第36条第1項若しくは第2項、第37条本文、第38条、第42条第2項、第43条第1項、第44条又は第49条第1項、第3項若しくは第4項の規定に違反していると認める者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

4 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。ただし、公表しようとするときは、あらかじめ当該命令を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

(報告及び立入検査)

第65条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の発生に係る施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に工場若しくは事業場に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

第66条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

第67条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰金)

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第2項の規定による計画を提出せず、又は虚偽の計画を提出をした者

(2) 第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第69条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(氷見市公害防止条例及び氷見市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 氷見市公害防止条例(昭和46年氷見市条例第26号)

(2) 氷見市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年氷見市条例第1号)

(経過措置)

3 この条例の施行前に、この条例による廃止前の氷見市公害防止条例及び氷見市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定によりなされた指示、届出、承認その他の行為で、この条例に相当する規定があるものは、この条例の相当する規定によってなされた指示、届出、承認その他の行為とみなす。

附 則(平成18年9月条例第26号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月条例第13号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

計画の策定体制

氷見市環境審議会委員名簿

No	氏 名	所属・役職等	備 考
1	尾 畑 納 子	富山国際大学教授	会長
2	森 杉 國 作	公益社団法人氷見市シルバー人材センター理事長	副会長
3	井 野 慎 吾	氷見漁業協同組合参事	
4	小 川 厚 子	氷見市連合婦人会副会長	
5	京 田 賢	氷見商工会議所専務理事	
6	櫻 田 惣 太 郎	富山県高岡厚生センター氷見支所長	
7	関 一 朗	氷見市自然保護員協議会長	
8	土 佐 貴 信	富山県西部森林組合氷見支所長	
9	藤 平 蔵 芳 光	公益財団法人とやま環境財団専務理事	
10	中 島 浩 薫	富山県環境科学センター所長	
11	橋 本 城 宏	氷見警察署刑事生活安全課長	
12	畠 中 郁 夫	氷見市自治振興委員連合会副会長	
13	放 生 寛 治	氷見市環境保健衛生協会会長	
14	本 川 久 直	氷見市小学校長会	
15	松 原 勝 久	氷見市の環境をよくする会会長	
16	山 崎 和 子	氷見市食生活改善推進協議会副会長	
17	両 國 明 美	氷見市農業協同組合理事	

(委員名簿は五十音順、敬称略。なお、所属・役職等は任期期間中のもの)

氷見市環境審議会の答申文

令和3年2月22日

氷見市長 林 正之 様

氷見市環境審議会
会長 尾畑 納子

氷見市環境基本計画（案）について（答申）

本審議会において検討することとされた環境基本計画につきましては、別添「氷見市環境基本計画（案）」を答申いたします。
なお、次の意見を付帯意見として添付します。

付帯意見

- 1 本計画の趣旨や内容をわかりやすく市民や事業者にも周知し、広く理解と協力を求めるとともに、市・市民・事業者・滞在者が、それぞれの役割を理解した協働による人・自然が循環共生する環境にやさしいまちづくりを推進するよう要望します。
- 2 本計画を確実に推進するため、庁内の緊密な連携を図り、計画的で効率のよい進行管理を要望します。



氷見市環境審議会会長より答申（写真左 尾畑会長）

【分野目標Ⅰ】健康・安全に関する環境監視項目（数値管理項目）

1. 大気環境の保全に関するもの

項目	区分	観測局	現況値 【令和元(2019)年度】	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂) 【1日平均値の98%値】	一般環境 大気	氷見局	0.007 ppm	0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (SPM) 【1日平均値の2%除外値】	一般環境 大気	氷見局	0.027 mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下
微小粒子状物質 (PM2.5) 【1日平均値の98%値】	一般環境 大気	氷見局	16.8 μg/m ³	35 μg/m ³ 以下

2. 水環境の保全に関するもの

(1) 水質

① 河川

項目	水域名	調査地点	現況値 【令和元(2019)年度】	環境基準
生物化学的酸素要求量 (BOD) 【1日平均値の75%値】	阿尾川	阿尾橋 [A類型]	1.0 mg/L	2 mg/L以下
	余川川	間島橋 [A類型]	1.3 mg/L	2 mg/L以下
	上庄川	北の橋 [B類型]	1.2 mg/L	3 mg/L以下
	仏生寺川	八幡橋 [C類型]	1.8 mg/L	5 mg/L以下
	仏生寺川 (湊川)	中の橋 [C類型]	1.9 mg/L	5 mg/L以下

② 地下水

項目	調査地域	調査 地点数	現況値 【令和元(2019)年度】	環境基準
概況調査 27項目※ ¹	十二町	1	砒素 : 0.009mg/L ふっ素 : 0.32 mg/L その他項目 : 不検出	※ 1
	惣 領	1	ふっ素 : 0.09mg/L ほう素 : 0.1 mg/L その他項目 : 不検出	
継続監視調査 (砒素)	窪	2	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
継続監視調査 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)	諏訪野	3	1.3~6.2 mg/L※ ²	10 mg/L以下

※¹概況調査の項目は、以下の27項目である。なお、() 値は環境基準 (mg/L) を示す。

カドミウム (0.003)、全シアン (検出されないこと)、鉛 (0.01)、六価クロム (0.05)、砒素 (0.01)、総水銀 (0.0005)、アルキル水銀 (検出されないこと)、ジクロロメタン (0.02)、四塩化炭素 (0.002)、クロロエチレン (0.002)、1,2-ジクロロエタン (0.004)、1,1-ジクロロエチレン (0.1)、1,2-ジクロロエチレン (0.04)、1,1,1-トリクロロエタン (1)、1,1,2-トリクロロエタン (0.006)、トリクロロエチレン (0.01)、テトラクロロエチレン (0.01)、1,3-ジクロロプロペン (0.002)、チウラム (0.006)、シマジン (0.003)、チオベンカルブ (0.02)、ベンゼン (0.01)、セレン (0.01)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10)、ふっ素 (0.8)、ほう素 (1)、1,4-ジオキサン (0.05)

※²調査結果は、年間平均値の最小値～最大値を表す。

(2) 地下水位

項目	観測井の名称	井戸深度	現況値 【令和元(2019)年度】
地下水位 【年間平均値】	朝日丘	80m	-23cm
	柳 田	100m	-194cm

(備考) 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-で表している。

3. その他生活環境の保全に関するもの

(1) 一般環境騒音

【単位：デシベル】

地域の区分	調査地点		地域の類型	現況値 【令和元(2019)年度】	環境基準
道路に面する地域以外の地域	栄町	分譲住宅付近	A地域	昼間：43 夜間：38	昼間：55 夜間：45
	島尾	旧 J A島尾支所付近	A地域	昼間：54 夜間：41	昼間：55 夜間：45
	園	園市営住宅	A地域	昼間：44 夜間：42	基準なし
	幸町	常願寺付近	B地域	昼間：51 夜間：40	昼間：55 夜間：45
	南大町	日吉神社前	B地域	昼間：46 夜間：40	昼間：55 夜間：45
	中央町	いきいき元気館付近	C地域	昼間：50 夜間：37	昼間：60 夜間：50
道路に面する地域	北大町	鳳谷院前	A地域	昼間：55 夜間：38	昼間：55 夜間：45
	柳田	柳田神社付近	B地域	昼間：64 夜間：51	昼間：65 夜間：60
	鞍川	和光前	B地域	昼間：64 夜間：51	昼間：65 夜間：60
	中央町	防災街区	C地域	昼間：62 夜間：51	昼間：65 夜間：60
	伊勢大町二丁目	旧 J T付近	C地域	昼間：60 夜間：45	昼間：65 夜間：60

備考1) 地域の類型については以下のとおりとする。

A地域：専ら住居の用に供される地域

B地域：主として住居の用に供される地域

C地域：相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域

備考2) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日午前6時まで

備考3) 騒音レベルは、等価騒音レベル（Leq値）である。

(2) 自動車騒音

【単位：デシベル】

調査地点	地域の類型	道路名	現況値 【令和元(2019)年度】	環境基準
窪 窪小学校前	B地域	国道415号	昼間：63 夜間：49	昼間：65 夜間：60
朝日丘 J Aガソリンスタンド付近	B地域	国道160号 県道氷見志雄線	昼間：70 夜間：61	昼間：65 夜間：60
柳田 東和不動産前	C地域	県道藪田下田子線	昼間：68 夜間：62	昼間：65 夜間：60
本町 広瀬医院前	C地域	国道415号	昼間：66 夜間：63	昼間：65 夜間：60
北大町 河元サイクル商会	C地域	県道藪田下田子線	昼間：57 夜間：44	昼間：65 夜間：60
柳田 水口化成付近	C地域	国道160号	昼間：71 夜間：63	昼間：65 夜間：60

備考4) 地域の類型、昼間・夜間区分、騒音レベルの種類は、備考1)～備考3)と同様である。

(3) 道路交通振動

【単位：デシベル】

調査地点	区域の区分	現況値 【令和元(2019)年度】	要請基準
朝日丘 J Aガソリンスタンド付近	第1種区域	昼間：43 夜間：29	昼間：65 夜間：60
窪 旧氷見土地改良事務所付近	第1種区域	昼間：37 夜間：30	昼間：65 夜間：60
本町 広瀬医院前	第2種区域	昼間：39 夜間：33	昼間：70 夜間：65

備考1) 区域の区分については以下のとおりとする。

(1) 第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(2) 第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考2) 昼間：午前8時から午後7時まで、夜間：午後7時から翌日午前8時まで

(4) 有害物質等

① ダイオキシン類

項目	水域名称	調査地点	現況値 【令和元(2019)年度】	環境基準
大気 【年間平均値】	—	窪	0.0062 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（河川） 【年間平均値】	余川川	間島橋	0.055 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L以下
	仏生寺川(湊川)	中の橋	0.20 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L以下
水質（地下水） 【年間平均値】	—	十二町	0.043 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L以下
底質（河川）	余川川	間島橋	2.3 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g以下

② 空間放射線量

区分	地域名称	現況値 【令和2(2020)年度】	空間放射線量
モニタリングステーション※	上余川	毎時測定結果が 年間を通じて範囲内	自然界の放射線量の レベル範囲内
	八 代	同上	同上
モニタリングポスト	女 良	同上	同上
	宇 波	同上	同上
	懸 礼	同上	同上
	余 川	同上	同上
	上 庄	同上	同上
	触 坂	同上	同上
	氷 見	同上	同上

※空間放射線量に合わせ、気象データも合わせて計測できる基地を指す。

備考3) 自然界の放射線量は、0.020～0.200 μGy/h程度とされる。

放射線量の単位は、空気吸収線量としてGy（グレイ）が用いられる。人の被ばく線量の単位としてSv（シーベルト）が用いられるが、緊急時には「1Gy≒1Sv」として読み替えることができる。

用語解説

BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略語。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量を指し、河川の有機汚濁を測定する上で代表的な指標とされる。

COD

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略語。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものを指し、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測定する上で代表的な指標とされる。

ESCO事業

ESCO事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業をいう。ESCO事業者は、契約者に対し、省エネルギーに関する包括的なサービス（診断・設計・施工・運転・維持管理・資金調達等）を提供して、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとる代わりに、その省エネルギー効果（メリット）の一部を報酬として受け取るしくみ。また、契約期間終了後の光熱水費の削減分は、契約者の利益になる。

エコドライブ

燃費の向上や大気汚染物質を削減するための運転技術をいう。主な内容として、アイドリングストップの励行、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、タイヤの空気圧の適正な点検等が挙げられる。

エネルギーマネジメントシステム(EMS)

センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムを指す。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを総称して、温室効果ガスという。産業革命以降に、大気中における温室効果ガスの濃度が上昇したこと、地球温暖化の加速が指摘されている。

カーボンニュートラル

ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロの状態になる概念をいう。

主な取組みとして、①二酸化炭素排出量の削減、②再生可能エネルギーへの切り替え

（化石燃料を使わない）、③廃棄物の削減、④輸送削減の観点からより局所的な生産のサポート、⑤輸送の電化、⑥森林再生プロジェクトに対する資金提供等が挙げられる。

合併浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等の排水）をあわせて処理できる浄化槽を指す。これに対し、し尿しか処理できない浄化槽を単独浄化槽という。単独浄化槽の新設は、浄化槽法の改正等で実質的に禁止されており、設置者による合併浄化槽への転換が必要となっている。

環境基準

環境基本法第16条に基づき、人の健康の保護と生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定めた環境保全行政上の目標値。大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音に関する基準値がある。

グリーン購入

製品の購入やサービスの提供を受ける際に、その必要性をよく考えて、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する行為を指す。

公共用水域

水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路（下水道を除く）と定義している。

国内希少野生動植物種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響で存続に支障をきす事情が生じていると判断された種として指定されたものを指す。

次世代自動車

二酸化炭素排出量が少ない、または全く排出されない、あるいは燃費性能が優れているといった「環境にやさしい自動車」を指す。主なものとして、ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等がある。

水源涵養

森林の水源涵養機能として、大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）たり、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）等が挙げられる。

水素燃料電池

燃料である水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気を取り出すタイプの電池のことをいう。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の他、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質も含む総称。ダイオキシン類は、特に250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。

地熱

地球内部の熱源(熱水、高温蒸気)に由来する熱エネルギーである。再生可能エネルギーとして、発電等に利用される。

低炭素社会

地球温暖化の緩和を目的として、主たる温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が少ない社会を指す。

道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づき、道路交通振動により道路周辺地域の生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請する際の基準。

二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体であり、大気汚染物質として酸性雨の原因物質の一つとされている。

二酸化窒素

二酸化窒素の主要発生源は、燃焼過程(ボイラーや自動車等)である。燃焼過程で排出された一酸化窒素が、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。

健康影響として、せき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患の罹患率の増加等が知られている。

パークアンドライド

自宅や会社の最寄り駅やバス停に近接した駐車場に駐車し、そこから鉄道やバス等の公共交通機関を利用して移動するように誘導するシステムの総称。

ばい煙

燃焼に伴って発生する硫黄酸化物やばいじん、有害物質の総称。

有害物質として、物の燃焼・合成・分解等に伴って発生するカドミウム・塩素・ふっ素・鉛・窒素酸化物等がある。

バイオディーゼル燃料

ディーゼルエンジン用として、植物油を原料とした環境にやさしい燃料をいう。燃費や走行性能は軽油と同等であり、主にバスやトラック、重機、発電機等で使用される。

バイオディーゼル燃料は、二酸化炭素排出量の削減につながるとして注目されている。

バイオマス

本来は生物(bio)の量(mass)を示すが、今日では再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)を指す意味合いで用いられることが多い。

バイオマス発電

バイオマスをエネルギー源として直接燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電するしくみをいう。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下の粒子をいう。「PM2.5」とも呼ばれる。

粒子状物質の中でも粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響が懸念されている。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、特に人の健康に影響を与える可能性の大きい粒径10μm(0.01mm)以下の粒子をいう。

マイクロプラスチック

5mm以下のプラスチックを指す。

微生物によって最終的に分解される有機物とは異なり、プラスチックは、環境中で容易に分解されずに微粒子として、河川・海岸・海底・海洋表面等に漂流・堆積しており、これらを直接的・間接的に摂取する等して、人の健康や生態系、漁業等への悪影響が指摘されている。

藻場

沿岸域(大陸棚)に形成された様々な海藻・海藻の群落またはその場所を指す。

藻場は、多くの水生生物の営みを支え、産卵や幼稚仔魚に成育の場を提供する以外にも、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしている。

モビリティマネジメント

その地域を「自動車に過度に頼る状態」から、「公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へ少しずつ変えていく一連の取組みをいう。

氷見市環境基本計画

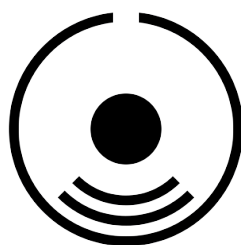
令和 3 年 3 月

編集・企画 氷見市市民部環境防犯課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

[TEL] 0766-74-8100（代表）

[URL] <https://www.city.himi.toyama.jp/>



氷見市

令和3年3月